

兵庫県国民保護計画

～県民の保護をめざして～

令和 8 年 9 月
兵 庫 県

目 次

第 1 編 総 論

第 1 章 計画の趣旨

1	計画作成に当たっての基本的考え方	1
2	計画の目的	2
3	県の責務	2
4	計画に定める事項	2
5	計画の対象	2
6	計画の構成	3
7	計画の見直し、変更	3
8	市町国民保護計画	4
9	指定地方公共機関の国民保護業務計画	5

第 2 章 基本方針

1	県民の基本的人権の尊重	6
2	県民の権利利益の迅速な救済	6
3	県民に対する情報提供	6
4	関係機関相互の連携協力の確保	6
5	県民の協力	6
6	指定公共機関等の自主性の尊重その他の特別な配慮	7
7	高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施	7
8	国民保護措置に従事する者及び協力する者の安全の確保	7

第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先

1	関係機関の事務又は業務の大綱	9
2	関係機関の連絡先	1 3

第 4 章 県の地理的、社会的特徴

1	地形	1 4
2	気候	1 6
3	人口分布	1 8
4	道路の状況	1 9
5	鉄道の状況	2 1
6	空港の状況	2 4
7	港湾の状況	2 5
8	自衛隊施設の状況	2 5
9	石油コンビナート施設等の状況	2 6

第 5 章 計画が対象とする事態

1	武力攻撃事態等	2 7
2	緊急処理事態	3 1

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 県における組織・体制の整備

1	初動体制の整備	3 3
2	災害対策拠点の活用	3 4
3	市町及び指定地方公共機関の組織・体制の整備	3 6
4	医療提供体制の確保	3 6

第2節 関係機関との連携体制の整備

1	基本的考え方	3 7
2	国の機関との連携	3 7
3	他の都道府県との連携	3 7
4	市町との連携	3 9
5	指定公共機関等その他関係機関との連携	4 0

第3節 県民に期待される取組等

1	県民に期待される取組	4 0
2	県民との連携	4 1
3	自主防災組織に対する支援	4 2
4	ボランティア活動への支援	4 2

第4節 通信の確保

1	非常通信体制の整備	4 3
2	情報通信機器等の活用	4 5

第5節 情報収集・提供等の体制整備

1	基本的考え方	4 8
2	警報等の通知に必要な準備	4 8
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	4 8
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	5 1
5	市町における情報収集・提供等の体制整備	5 1

第6節 研修及び訓練

1	研修	5 2
2	訓練	5 2

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

1	基礎的資料の準備	5 4
2	運送の確保に関する体制の整備	5 4
3	交通の確保に関する体制の整備	5 6
4	避難施設の指定	5 6
5	医療体制の整備	5 8
6	高齢者、障害者、外国人等への配慮	6 2
7	市町における避難及び救援に関する平素からの備え	6 3

第3章 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

第1節	生活関連等施設の安全確保	
1	生活関連等施設の把握	6 4
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	6 5
3	市町における平素からの備え	6 6
第2節	県が管理する公共施設等における警戒	6 7
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	
1	物資及び資材の備蓄、整備	6 8
2	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	7 3
3	市町及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	7 3
第5章	啓発	
1	国民保護措置に関する啓発	7 4
2	武力攻撃事態等において県民がとるべき行動等に関する啓発	7 4
3	市町における啓発	7 5

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	組織の設置	
第1節	危機管理対策本部等における初動体制	7 7
1	危機管理対策本部等の設置	7 8
2	県対策本部との調整	7 9
3	市町における初動体制	8 0
第2節	県対策本部等の設置	
1	県対策本部の設置	8 1
2	動員の実施	8 6
3	現地調整所の設置	8 7
第3節	通信の確保	
1	非常通信体制の確保	8 8
2	情報通信機器等の運用	8 8
3	非常通信計画の活用	8 9
第2章	関係機関との連携	
1	国対策本部等との連携	9 0
2	指定行政機関等との連携	9 0
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	9 1
4	他の都道府県との連携	9 2
5	市町との連携	9 3
6	指定公共機関等その他関係機関との連携	9 3
第3章	県民の協力等	
1	県民への協力要請	9 5
2	自主防災組織に対する支援	9 6
3	ボランティア活動への支援等	9 6

4	民間からの救援物資の受入れ等	9 6
第4章 警報の通知及び伝達		
1	警報の通知	9 8
2	警報の伝達	9 9
3	警報の解除	1 0 0
第5章 住民の避難		
第1節 避難の指示等		
1	避難措置の指示	1 0 1
2	避難の指示	1 0 2
3	避難の指示の際の調整	1 0 5
4	避難住民の運送	1 0 7
5	避難の指示の解除	1 0 8
6	避難住民の復帰のための措置	1 0 8
第2節 避難住民の誘導		
1	市町長による避難住民の誘導	1 0 9
2	知事による避難住民の誘導の支援	1 1 2
3	高齢者、障害者、乳幼児等への配慮	1 1 3
4	避難所等における安全確保	1 1 3
第3節 避難の種類		
1	屋内への避難	1 1 4
2	市町内の避難	1 1 4
3	県内他市町への避難	1 1 5
4	県外への避難	1 1 5
第4節 避難に当たって留意すべき事項		
1	地域特性に応じた留意事項	1 1 6
2	事態の種類等に応じた留意事項	1 1 7
第6章 救援		
第1節 救援の実施		
1	救援の実施	1 2 0
2	県及び市町の役割	1 2 1
3	関係機関との連携	1 2 1
第2節 救援に必要な物資の確保等		
1	物資の売渡しの要請等	1 2 3
2	土地等の使用	1 2 4
3	公用令書の交付	1 2 4
4	立入検査等	1 2 4
5	医療の実施の要請等	1 2 4
第3節 救援の実施方法		
1	収容施設の供与	1 2 6
2	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	1 2 8

3	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 3 1
4	医療の提供及び助産	1 3 2
5	被災者の捜索及び救出	1 3 7
6	埋葬及び火葬	1 3 8
7	電話その他の通信設備の提供	1 3 8
8	福祉サービスの提供	1 3 9
9	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	1 3 9
10	学用品の給与	1 4 0
11	死体の捜索及び処理	1 4 0
12	障害物の除去	1 4 0
第7章 安否情報の収集・提供		
1	安否情報の収集	1 4 2
2	総務大臣への報告	1 4 3
3	安否情報の照会に対する回答	1 4 4
4	日本赤十字社に対する協力	1 4 6
5	市町による安否情報の収集・提供	1 4 6
第8章 武力攻撃災害への対処		
第1節 武力攻撃災害への対処		
1	基本的考え方	1 4 7
2	武力攻撃災害の兆候の通報	1 4 8
3	緊急通報の発令	1 4 8
第2節 応急措置等		
1	武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示	1 5 0
2	退避の指示	1 5 0
3	警戒区域の設定	1 5 1
4	土地、建物の一時使用等	1 5 2
5	消防に関する措置等	1 5 3
第3節 生活関連等施設の安全確保		
1	生活関連等施設の安全確保	1 5 5
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	1 5 6
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	1 5 9
第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処		
1	武力攻撃原子力災害への対処	1 6 0
2	NBC攻撃による災害への対処	1 6 2
第9章 被災情報の収集・報告及び公表		
1	被災情報の収集・報告	1 6 5
2	被災情報の公表	1 7 1
第10章 保健衛生の確保その他の措置		
1	保健衛生の確保	1 7 2
2	廃棄物の処理	1 7 4

3	文化財の保護	175
第11章 県民生活の安定に関する措置		
1	生活関連物資等の価格安定	176
2	避難住民等の生活安定等	177
3	生活基盤等の確保	178
第12章 交通規制		
1	交通状況の把握	179
2	交通規制の実施	179
3	緊急通行車両の確認	179
4	交通規制等の周知徹底	179
5	緊急交通路確保のための権限等	179
6	関係機関等との連携	180
7	自家用車等の使用の制限	180
第13章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理		
1	赤十字標章等及び特殊標章等の意義及び普及啓発	181
2	赤十字標章等	181
3	特殊標章等	182

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

1	基本的考え方	185
2	ライフライン施設の応急の復旧	185
3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	185

第2章 武力攻撃災害の復旧

1	国における所要の法制の整備等	187
2	県における当面の復旧	187
3	県が管理する施設及び設備の復旧	187

第3章 財政上の措置等

1	費用負担及び支弁	188
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	189
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	189
4	県民の権利利益の救済に係る手続等	189
5	市町における費用の支弁等	190

第5編 緊急対応事態への対応

1	緊急対応事態	191
2	緊急対応事態における警報の通知及び伝達	191

第1編 総論

第1編 総 論

第1章 計画の趣旨

国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に関する県の責務を明らかにするとともに、計画作成に当たっての基本的考え方や計画の目的、対象等計画の趣旨について示す。

1 計画作成に当たっての基本的考え方

県は、以下の基本的考え方のもと、兵庫県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を作成する。

(1) 国民保護法制の役割

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）は、武力攻撃事態等から国民を守る仕組みを定めたものであり、この法律をはじめ武力攻撃事態対処法など一連の有事法の施行によって、関係機関の有事における活動を事前に明確にしておく枠組みができたと言える。このような法制による仕組みがあつてはじめて、民主主義国家における安全のためのシステムが機能するものであり、国民保護法を実効性あるものにするため、この計画を作成するものである。

(2) 県民の保護の確立

この計画は、県が、県民の生命、身体及び財産を守る立場から、これまでの経験や教訓を活かし、県民の自由と権利を尊重しつつ、武力攻撃事態等から県民を保護するための活動を行い、もって有事における県民の安全と安心を確立するために作成するものである。

(3) 国際平和のための取組と武力攻撃事態等への備え

国の平和と国民の安全を確保するためには、諸外国との良好な協調関係の確立や国際社会との協力などにより、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要であり、兵庫県においても、国際平和を希求する立場から、多文化共生の社会づくり、草の根の国際交流など様々な取組を展開しており、このような取組はこれからも続けていかなければならない。

しかしながら、こうした平和への努力を重ねてもなお、万一、武力攻撃や大規模テロが発生したときは、県は、県民の生命、身体及び財産を守る必要があるため、この計画を作成するものである。

(4) 阪神・淡路大震災等の教訓の反映

武力攻撃事態への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で自然災害や事故災害との違いはある。しかしながら、県民の安全を確保するための方策においては共通する部分も多いことから、計画の作成に当たっては、備えの大切さなど阪神・淡路大震災

をはじめとする様々な危機事案における教訓を踏まえた地域防災計画等に基づくこれまでの取組の蓄積を最大限に取り入れるとともに、地域防災計画との整合を図るよう努める。

2 計画の目的

県国民保護計画は、武力攻撃事態等から県民の生命、身体及び財産を保護し、県民生活や県民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

3 県の責務

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の関係法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県国民保護計画に基づき、県民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

【県が実施する国民保護措置】（法11 I）

- ① 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置
- ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

4 計画に定める事項

県国民保護計画に定める事項は、次のとおりとする。

【県国民保護計画に定める事項】（法34 II）

- ① 県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 県が実施する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 市町の国民の保護に関する計画及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- ⑤ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑥ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑦ 上記のほか、県の区域に係る国民保護措置に関し知事が必要と認める事項

5 計画の対象

県国民保護計画においては、県の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で県の区域内に滞在する人や県域を越えて県の区域内に避難してきたすべての人（外

国人を含む。)及び県の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体(以下、これらを「県民」という。)を保護の対象とする。

6 計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

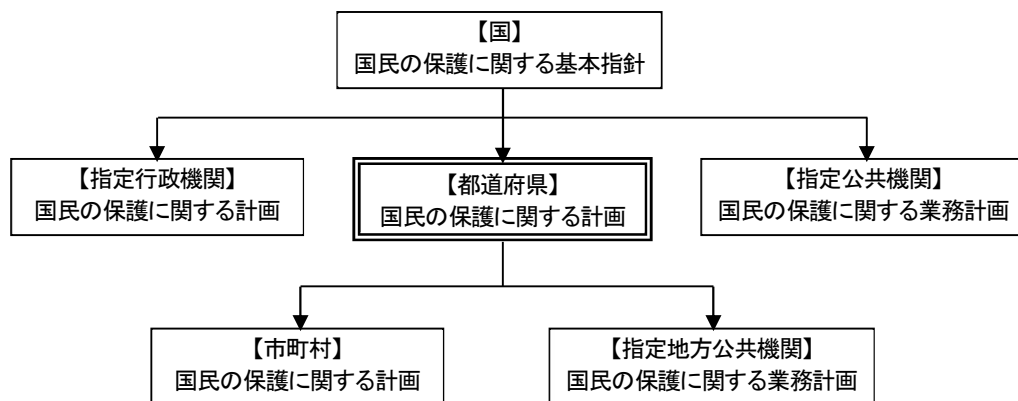
- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

7 計画の見直し、変更

(1) 計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画については、基本指針や指定行政機関の国民保護計画、さらには近隣府県の国民保護計画との整合に留意しつつ、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会(以下「県協議会」という。)の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。



(2) 計画の変更手続(法34、37)

県国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、県協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表する。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は不要とされている。

【軽微な変更】(令5)

- ① 行政区画、郡、区、市町内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項若しくは同法第4条の規定による住居表示

の実施若しくは変更に伴う変更

- ② 指定行政機関、指定地方行政機関、都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
- ③ 上記のほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

8 市町国民保護計画

(1) 市町の責務

市町（市町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び市町の国民の保護に関する計画（以下「市町国民保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するものとする。

【市町が実施する国民保護措置】（法16 I）

- ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 水の安定的な供給その他の県民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(2) 市町国民保護計画の作成・変更（法 35、39）

市町国民保護計画は、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

また、市町長は、市町国民保護計画を作成・変更するときは、市町国民保護協議会（以下「市町協議会」という。）に諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後、市町議会に報告し、公表するものとする。ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、知事への協議は不要とされている。

(3) 市町国民保護計画に定める事項

市町国民保護計画に定める事項は、次のとおりとする。

【市町国民保護計画に定める事項】（法35 II）

- ① 市町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市町が実施する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 上記のほか、市町の区域に係る国民保護措置に関し市町長が必要と認める事項

9 指定地方公共機関の国民保護業務計画

(1) 指定地方公共機関の責務

指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「国民保護業務計画」という。）に基づき、他の機関と連携協力し、その業務について、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。

(2) 指定地方公共機関の国民保護業務計画の作成・変更（法 36）

指定地方公共機関の国民保護業務計画は、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

また、指定地方公共機関は、国民保護業務計画を作成・変更したときは、知事に報告し、公表するものとする。この場合において、知事は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、知事への報告は不要とされている。

(3) 指定地方公共機関の国民保護業務計画に定める事項

指定地方公共機関の国民保護業務計画に定める事項は、次のとおりとする。

【国民保護業務計画に定める事項】（法36Ⅲ）

- ① 指定地方公共機関が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項
- ② 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ③ 国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項④ 上記のほか、国民保護措置の実施に関し必要な事項

第2章 基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり特に留意すべき事項を次のとおり定め、国民保護措置に関する基本方針として示す。

1 県民の基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、県民の自由と権利を最大限に尊重することとし、県民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限られ、公正かつ適正な手続きの下に行う。

2 県民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の県民の権利利益の救済の手續について、これらの手續を迅速かつ適切に実施するための処理体制を確保する。

3 県民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、県民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

県は、防災のための連携体制を踏まえ、国、市町、近隣府県、関係指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定公共機関等」という。）と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 県民の協力

(1) 住民の協力

県は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民の自発的な意思を尊重し、強制にわたることのないよう配慮する。

避難や救援などにおいて、住民の自発的な協力が得られるよう、県は、平素から国民保護措置の重要性について広く啓発を行うとともに、自治会、婦人会、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアの活動環境の整備等の支援に努める。

(2) 企業・団体の協力

県は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、企業・団体に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、企業・団体の自主的な判断を尊重し、強制にわたることのないよう配慮する。

また、県は、企業・団体の地域防災活動への参画を促すとともに、企業・団体における防災対策への取組に対する支援に努める。

6 指定公共機関等の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関等が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関等の国民保護措置の実施方法等については、国及び県から提供される情報も踏まえ、指定公共機関等が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに配慮する。

7 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援等の国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者及び協力する者の安全の確保

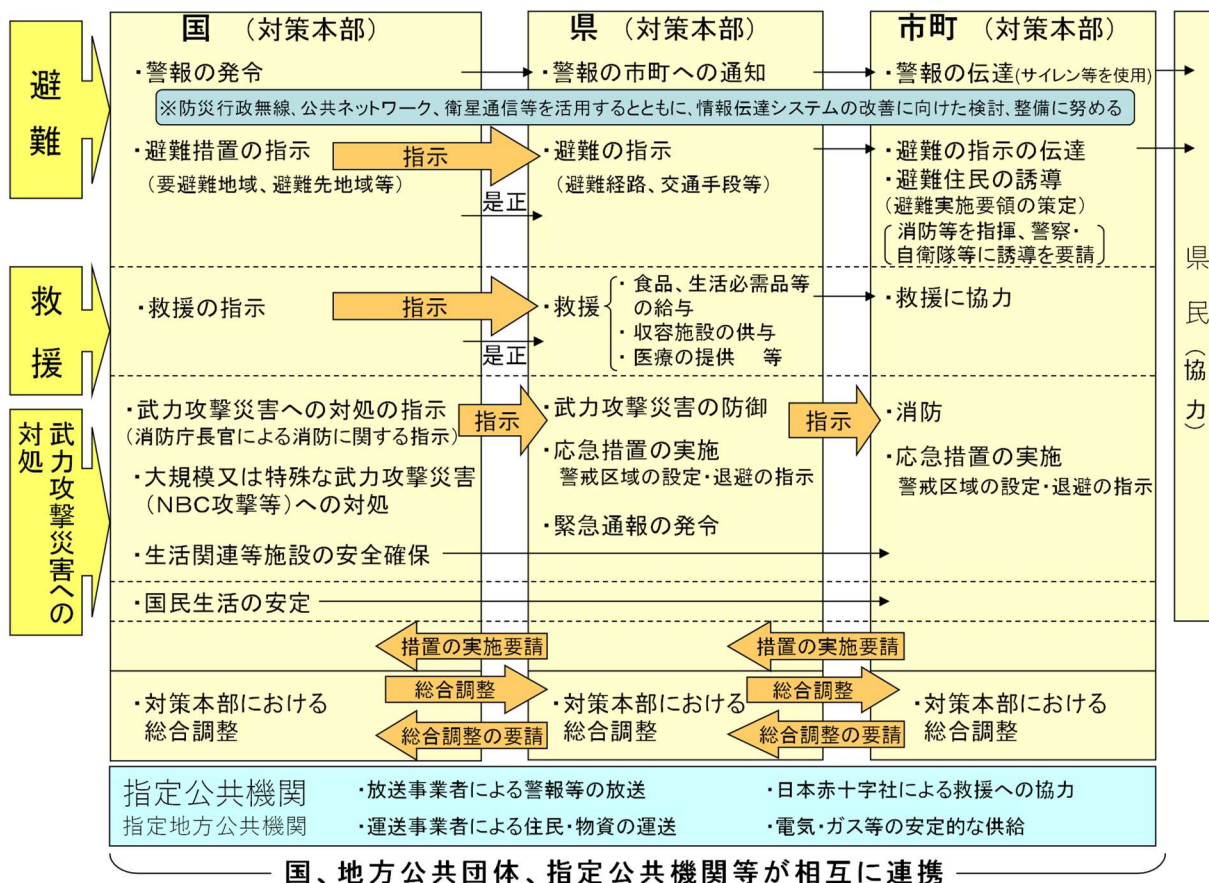
県は、県、市町及び指定公共機関等が実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先

国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割及び連絡先を明らかにするため、関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先について示す。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町、自衛隊、指定地方行政機関及び指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【地方公共団体】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 県国民保護計画の作成 2 県協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
市町	1 市町国民保護計画の作成 2 市町協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の県民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[陸上自衛隊] 中部方面隊 [海上自衛隊] 呉地方隊・舞鶴地方隊 [航空自衛隊] 中部航空方面隊	1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
神戸運輸監理部	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安
大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
神戸地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第五管区海上保安本部・ 第八管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力 攻撃災害への対処に関する措置
近畿環境局	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報 収集
近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。） の内容並びに緊急通報の内容の放送
（指定公共機関）日本放送協会、朝日放送テレビ(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、 読売テレビ放送(株)、朝日放送ラジオ(株)、(株)MBS ラジオ、(株)ラジオ大阪 （指定地方公共機関）(株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)、(株)ラジオ関西	
[運送事業者]	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）(株)商船三井さんふらわあ、阪九フェリー(株)、マルエーフェリー(株)、 宮崎カーフェリー(株) （指定地方公共機関）(株)淡路ジェノバライン、(株)家島ライナー、ジャンボフェリー(株)、 沼島汽船(株)、坊勢輝汽船(株) ② バス事業者 （指定公共機関）西日本ジェイアールバス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、阪神バス(株) （指定地方公共機関）淡路交通(株)、神姫バス(株)、全但バス(株)、山陽バス(株)	

機関の名称	事務又は業務の大綱
③ 航空事業者 (指定公共機関) ANA ウイングス(株)、(株)AIRDO、(株)ソラシドエア、スカイマーク(株)、日本航空(株)、全日本空輸(株) (指定地方公共機関) 日本エアコミューター(株)、但馬空港ターミナル(株) ④ 鉄道事業者 (指定公共機関) 西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株) (指定地方公共機関) 北近畿タンゴ鉄道(株)、神戸高速鉄道(株)、神戸新交通(株)、神戸電鉄(株)、(株)こうべ未来都市機構、山陽電気鉄道(株)、智頭急行(株)、WILLER TRAINS(株)、能勢電鉄(株)、北条鉄道(株)、神戸六甲鉄道(株) ⑤ 内航海運事業者 (指定公共機関) 井本商運(株) ⑥ トラック事業者 (指定公共機関) 佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株) (指定地方公共機関) (一社)兵庫県トラック協会	
[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い (指定公共機関) NTT西日本(株)、KDD I (株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ、NTTドコモビジネス(株)、楽天モバイル(株)
[電気事業者]	1 電気の安定的な供給 (指定公共機関) 関西電力(株)、関西電力送配電(株)、中国電力(株)、中国電力ネットワーク(株)、電力広域的運営推進機関
[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給 (指定公共機関) 大阪瓦斯(株)、大阪ガスネットワーク(株) (指定地方公共機関) (一社)兵庫県LPガス協会
日本郵便(株)	1 郵便の確保
[日本医師会、病院その他の医療機関]	1 医療の確保 (指定公共機関) (公社)日本医師会、(独)国立病院機構、国立健康危機管理研究機構 (指定地方公共機関) (一社)兵庫県医師会
[河川管理施設、道路の管理者]	1 河川管理施設、道路の管理 (指定公共機関) (独)水資源機構、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ(株)
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

内閣官房、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、県地方機関、市町、消防機関、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先については、資料編に記載する。

なお、関係機関の連絡先については、本計画とは別に一覧表を作成しておくこととし、随時、最新の情報への更新を行うよう留意する。

(記載事項) 名称、担当部署、所在地、電話・FAX、e-mail、その他の連絡方法

第 4 章 県の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切に実施するため考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について示す。

1 地形

(1) 位置

兵庫県は、日本列島のほぼ中央に位置し、東は大阪府、京都府に、西は岡山県、鳥取県に接している。北は日本海、南は瀬戸内海、太平洋に面し、その間に横たわる淡路島を挟んで徳島県、和歌山県に相對している。県域が 2 つの海に面しているのは、本州では両端の青森県、山口県を除いて本県のみである。

(2) 地勢

兵庫県の地勢は、北部は鳥取県・京都府にはさまれて日本海に面し、南部は岡山県から大阪府まで瀬戸内海に面し、台形状を呈している。その中央部やや北寄りに中国山脈の東端が西側から東西に走り、県土を南北に大きく二分している。

中国山地の中には、兵庫県最高峰の氷の山（標高 1,510m）をはじめとして、扇の山（1,310m）・三室山（1,358m）・日名倉山（1,047m）等の山々が南北に連なり、鳥取・岡山両県との県境を形づくり、さらにそれらの東部には藤無山（1,139m）・段ヶ峰（1,103m）等が連なり、南北の分水嶺となっている。一方、東端になるにつれて中国山地も次第になだらかになり、床尾山（839m）・妙見山（660m）が京都府・大阪府との境となっている。そして六甲山系（最高峰 931m）が東西約 30km、南北約 8 km にわたり、最南端を走っている。

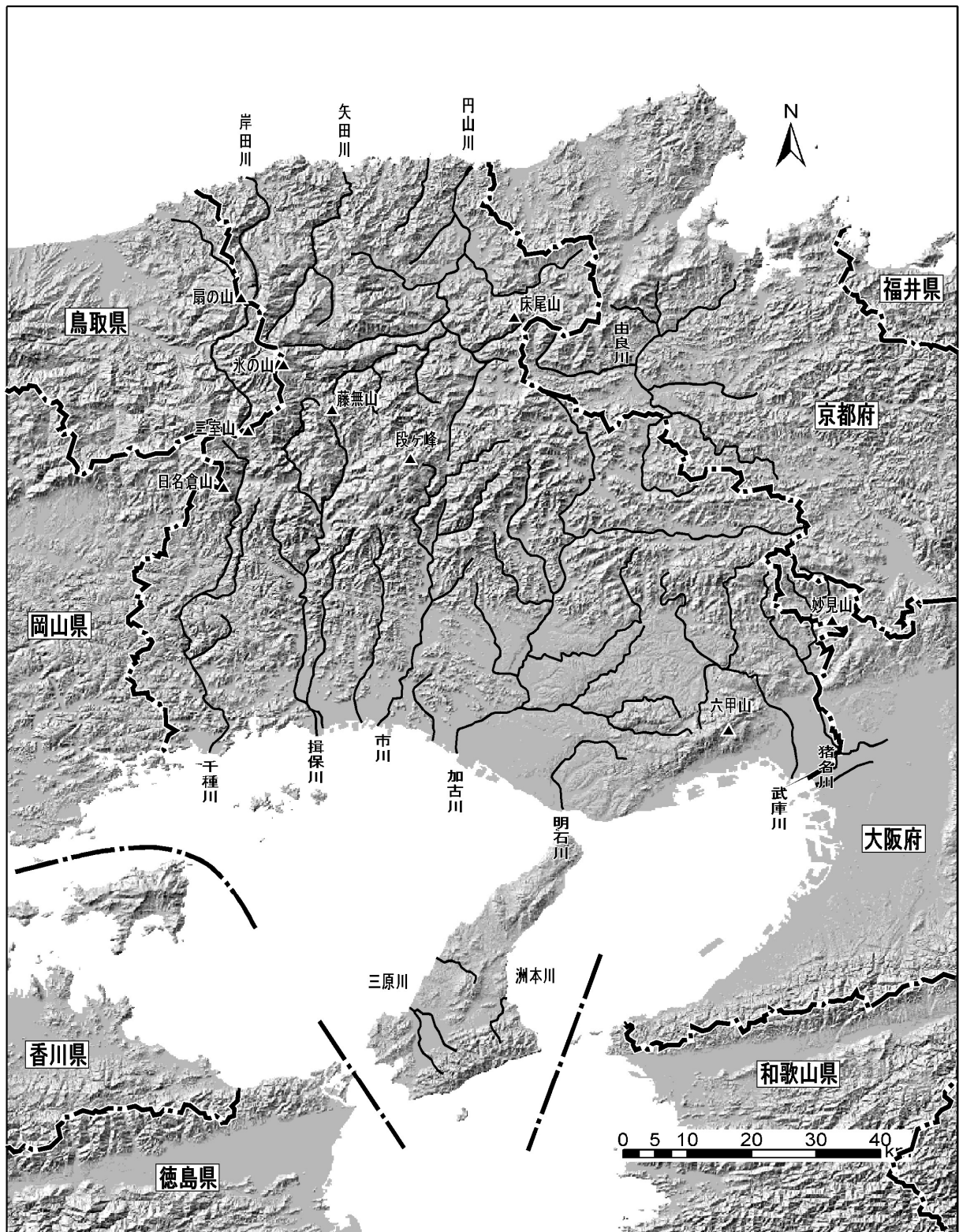
このように南北に分断された本県の北部は、比較的勾配が急な地形を呈し、海岸も断崖の部分が多く、南部も六甲山系附近では急峻・懸崖である。それ以外の部分は比較的緩やかな地形であり、海岸線は西部の播磨灘海岸が一部沈降海岸で屈曲が多い以外は直線的で出入りは少ない。

(3) 海岸・河川

兵庫県の海岸線総延長は約 856km で、北は日本海、南は瀬戸内海及び太平洋に面し、それぞれ特徴のある海岸を有している。

河川については、比較的短く急勾配のものが多く、日本海には円山川・矢田川・岸田川など、瀬戸内海には猪名川・武庫川・加古川・市川・揖保川・千種川などが流入しており、その数は、一級 5 水系、二級 92 水系に及んでおり、その中でも特に六甲山水系では急勾配で周辺市街地に流れ込んでいる。

【兵庫県の地形】



2 気候

(1) 気温

年平均気温の10年平均値（2016年～2025年）は、北部の豊岡市で15.4℃、南部の神戸市で17.7℃、姫路市16.2℃、洲本市16.6℃であり、瀬戸内海沿岸部で高めである。

(2) 降水量

年降水量の10年平均値（2016年～2025年）は、北部の豊岡市で約2,000mmで、南部（神戸市約1,400mm、姫路市約1,300mm、洲本市約1,600mm）と比べて多い。最も大きな特徴は北部と南部における冬季（12～2月）の降水量の違いであり、北部では、冬の季節風下の降雪・降雨によって冬季の降水量が年間の約30%を占めるのに対し、南部では冬季の降水量は少ない。

県全域にわたり、梅雨の時期（6～7月）の降水量は多い。

大雨は、台風、梅雨前線、秋雨前線、低気圧や雷雨によって暖候期（4～10月）の期間にもたらされるが、なかでも台風、梅雨又は秋雨前線の影響を受ける6～9月が特に多い。日降水量50mm以上の日数は、10年間平均（2016年～2025年）では、豊岡市と神戸市ともに5.4日、洲本市6.6日、姫路市3.4日であり、播磨北西部を中心に少ない傾向がみられる。

(3) 積雪

県内の降雪及び積雪の期間は概ね12月から3月であるが、氷ノ山では降雪・積雪とも11月初め頃から翌年4月頃までに及んでいる。

北部では冬の季節風によって1～2月に大雪になることが多い。北部（南部の一部山地を含む。）は豪雪地帯であり、1日の降雪量は多い時で、平地50cm以上、山地では1m前後になることがある。

普段雪の少ない南部の平地でも、冬季から春先にかけて西日本の南岸を東進する低気圧によって大雪になることがある。

(4) 風

県下の強風は、台風・低気圧・前線・冬の季節風によるものが多い。六甲山地南麓では、「六甲おろし」と呼ばれる、六甲山から吹き下ろす北よりの局地的な強風がみられることがある。

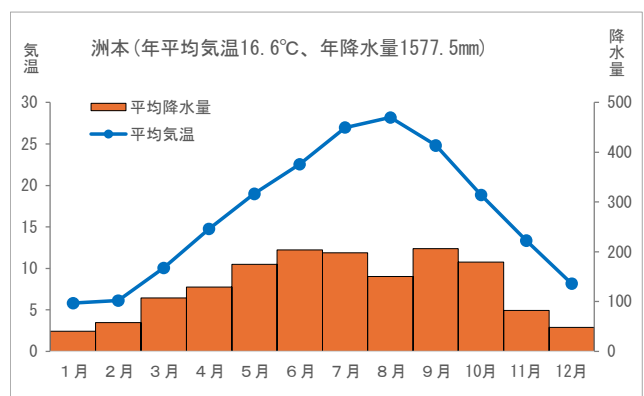
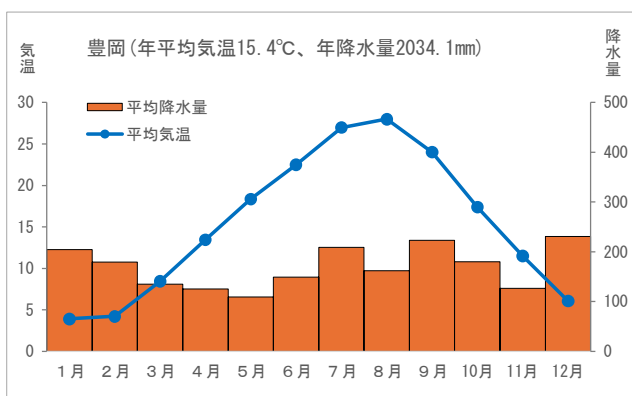
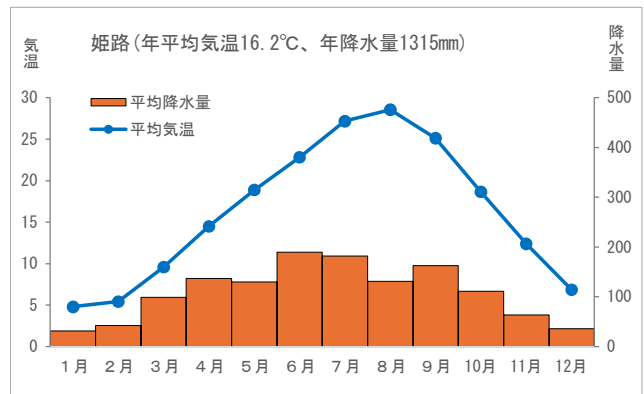
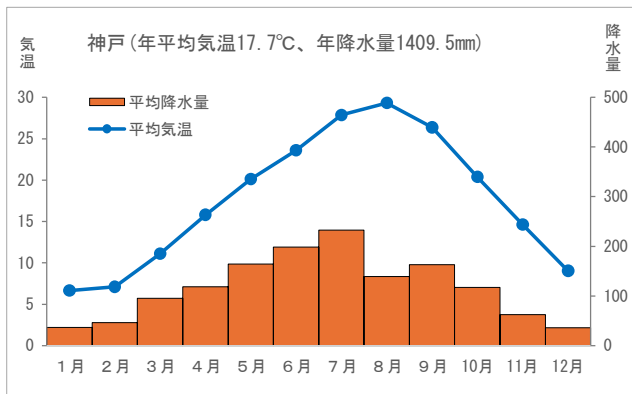
(5) 湿度

南部は、12～5月にかけて湿度が低い。北部は南部に比べて相対的に湿度は高いが、4～5月には比較的湿度が低く、最小湿度は県全域で春に記録されることが多い。

(6) 潮位

顕著な高潮は、台風や発達した低気圧の接近・通過等によって発生し、県内の沿岸全域が対象となる。特に1年のうち夏から秋にかけては、海水温が高い等の影響で平常時の潮位が高い時期となる。

【各都市の月別平均気温及び降水量（2016年～2025年）】（気象庁ホームページをもとに作成）



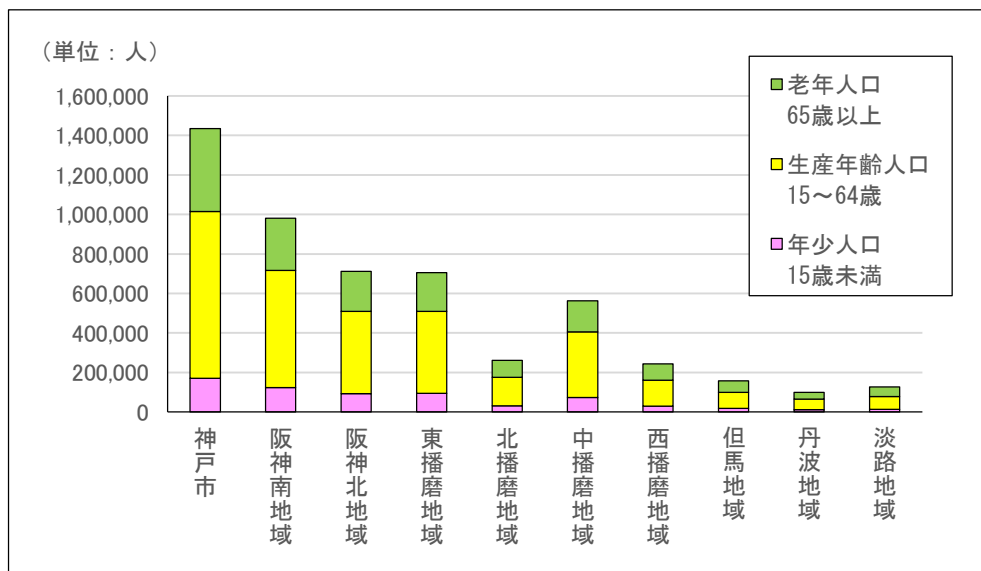
3 人口分布

令和2年国勢調査を基礎とした、令和8年4月1日現在の本県の推計人口は、約528万6千人である。県内で最も人口の多い神戸市(約148万人)と阪神地域7市1町(約171万9千人)の人口を合わせると、これらの地域が、県人口全体60.5%を占めている。

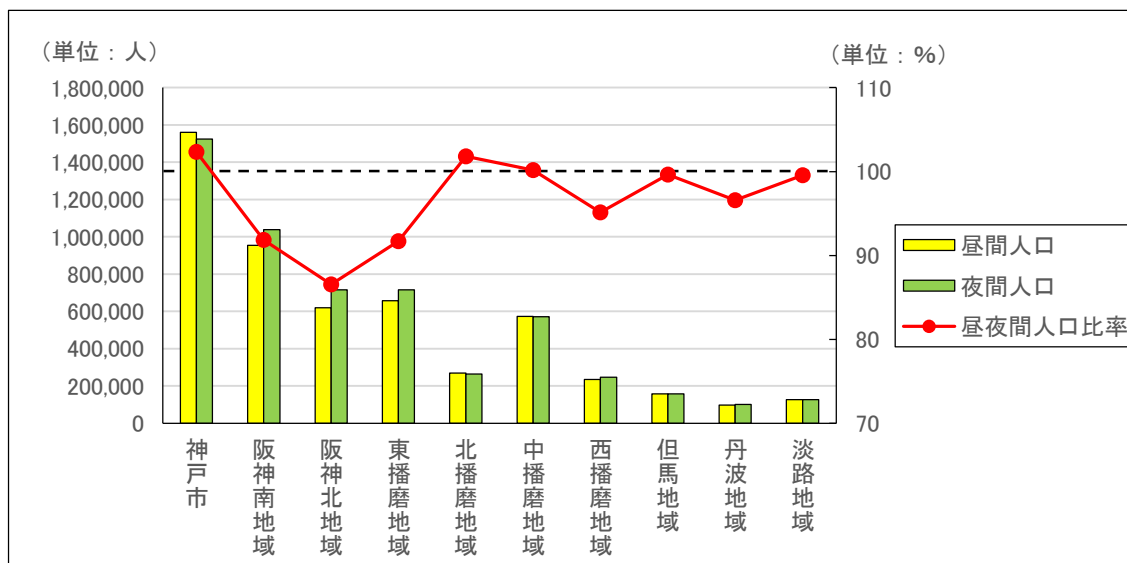
令和2年国勢調査による年齢別割合では、15歳未満は12.5%、15～64歳は58.2%、65歳以上は29.3%となっている。全国の65歳以上は28.7%であり、本県は全国平均より0.6ポイント高くなっている。

また、昼夜間人口比率では、神戸市、北播磨地域、中播磨地域において、100%を上回るが、隣接地域への従業・通学により、阪神南地域では91.9%に、東播磨地域では91.7%に、阪神北地域では86.6%になっている。※年齢別割合は年齢「不詳」を除いて算出。

【各地域における年齢別人口】（令和2年10月1日現在）



【各地域における昼夜間人口と昼夜率】（令和2年10月1日現在）



4 道路の状況

本県は、日本の標準時を定める東経135度の子午線が通過していることが示すように、日本のほぼ中央部に位置するとともに、北は日本海、南は瀬戸内海・太平洋に面する唯一の県（両端を除く）であり、本県の道路は、国内交通・輸送上重要な位置を占めている。

【兵庫県内道路種別現況】（令和7年4月1日現在、延長：km）

道路種別	実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率
高速自動車国道	331.9	331.9	100 %	331.9	100 %
本州四国連絡道路	78.6	78.6	100 %	78.6	100 %
都市高速道路	103.9	103.9	100 %	103.9	100 %
一般国道	1,438.0	1,405.2	97.7%	1,438.0	100 %
主要地方道	1,789.0	1,654.4	92.5%	1,765.5	98.7%
一般県道	2,514.9	1,816.7	72.2%	2,307.4	91.7%
市町道	30,842.9	18,996.7	61.6%	26,363.4	85.5%
合 計	37,099.2	24,387.4	65.7%	32,388.7	87.3%

【兵庫県内の主な道路】（令和7年4月1日現在）



5 鉄道の状況

兵庫県内には、西日本旅客鉄道（以下「ＪＲ西日本」という。）として山陽新幹線のほか、在来線である東海道本線、山陽本線、赤穂線、ＪＲ東西線及び山陰本線が東西に、加古川線、姫新線、福知山線及び播但線が南北に走っている。また、公営交通では、神戸市交通局（神戸市営地下鉄）、第三セクター鉄道として北条鉄道、京都丹後鉄道、智頭急行、神戸高速鉄道及び神戸新交通が走っている。さらにその他の私鉄では、神戸電鉄、山陽電気鉄道、能勢電鉄、阪急電鉄、阪神電気鉄道などがあり、通勤・通学や地域の人々の日常生活の重要な移動手段となっている。

(1) ＪＲ西日本

※ 当該路線が県外に及ぶ場合には、起終点及び営業キロを（ ）書きで併記している。また、備考欄県内通過分は、県域内実距離（地図上測定による概数）である。

管 轄	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考
ＪＲ西日本 近畿統括 本部	山陽新幹線	新神戸 (新大阪)	相 生 (博 多)	75.5 (644.0)	複	電 化	県内通過分は約118.0km
	東海道本線	尼 崎 (米 原)	神 戸	25.4 (143.6)	複々	〃	県内通過分は26.7km
	山 陽 本 線	神 戸	上 郡 (下 関)	89.6 (528.1)	複々 複	〃	県内通過分は100.0km 複々—神戸～西明石22.8km 複 —西明石以西 77.2km
		兵 庫	和田岬	2.7	単	〃	平成13年7月1日電化
	加 古 川 線	加古川	谷 川	48.5	〃	〃	平成16年12月19日電化
	姫 新 線	姫 路	上 月 (新 見)	50.9 (158.1)	〃	非電化	県内通過分は55.9km
	赤 穂 線	相 生	備前福河 (東岡山)	16.4 (57.4)	〃	電 化	県内通過分は17.8km
	福 知 山 線	尼 崎	丹波竹田 (福知山)	98.2 (106.5)	複・単	〃	県内通過分は101.4km 複—尼崎～篠山口58.4km 単—篠山口以北 43.0km 新三田～篠山口複線化 平成9年3月8日完成・開業
	播 但 線	姫 路	和田山	65.7	単	一 部 電 化	電 化—寺前以南29.6km 非電化—寺前以北36.1km 姫路～寺前電化・高速化 平成10年3月14日完成・開業
	山 陰 本 線	梁 瀬 (京 都)	居 組 (幡 生)	88.6 (673.8)	〃	一 部 電 化	県内通過分は94.0km 電 化—城崎温泉以南47.1km 非電化—城崎温泉以西46.9km
計	9線	—	—	561.5	—	—	県内通過分合計 630.7km

(2) 公営交通

事 業 者	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考
神戸市交通局	山 手 線	新神戸	新長田	7.6	複	電 化	
	西 神 線	新長田	名 谷	5.7	〃	〃	
	西神延伸線	名 谷	西神中央	9.4	〃	〃	
	北 神 線	新神戸	谷 上	7.5	〃	〃	令和2年6月1日譲受
	海 岸 線	新長田	三宮・花時計前	7.9	〃	〃	平成13年7月7日開業
計	5線	—	—	38.1	—	—	

第 1 編 総論

(3) 第三セクター鉄道

会 社	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考
北条鉄道(株)	北 条 線	北条町	栗 生	13.6	単	非電化	昭和60年4月1日開業
北近畿タン ゴ 鉄 道 (株)	宮 津 線 (京都丹後 鉄道)	コウトリの郷 (西舞鶴)	豊 岡	3.0 (83.6)	〃	非電化 (一部電化)	平成2年4月1日開業 平成27年4月1日(第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者: WILLER TRAINS(株) 県内通過分は7.5km
智頭急行(株)	智 頭 線	上 郡	石 井 (智頭)	27.1 (56.1)	〃	非電化	平成6年12月3日開業 県内通過分は28.6km
神 戸 高 速 鉄 道 (株)	東 西 線	西 代	阪急神戸 三宮・ 阪神元町	7.2 高速神戸～ 阪急神戸三宮 2.2 山陽西代～ 阪神元町 5.0	複	電 化	昭和43年4月7日開業 昭和63年4月1日(第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者: 阪急電鉄株[新開地～阪急神戸三宮] 阪神電気鉄道株[山陽西代～阪神元町] 神戸電鉄株[湊川～新開地]
	南 北 線	湊 川	新開地	0.4	〃	〃	
神戸新交通(株)	神戸新交通 ポートアイランド線	三 宮	神戸空港	10.8	複8.2 単2.6	〃	昭和56年2月5日開業 平成18年2月2日開業
	神戸新交通 六甲アイランド線	住 吉	マリン パーク	4.5	複	〃	平成2年2月21日開業
関 西 高 速 鉄 道 (株)	J R 東西線	(京橋)	尼崎	(12.5)	〃	〃	平成9年3月8日開業(第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者: J R 西日本 県内通過分は1.3km
計	6 社 8 線	—	—	66.6	—	—	県内通過分合計 73.9km

〔 第二種鉄道事業者とは、自らが敷設する鉄道線路以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客等の運送を行う事業者
第三種鉄道事業者とは、鉄道線路を敷設して当該鉄道線路を第二種鉄道事業者に専ら使用させる事業者 〕

(4) 私鉄（J R 西日本を除く）

会 社	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考
神戸電鉄(株)	有 馬 線	湊 川	有馬温泉	22.5	複20.0 単2.5	電 化	湊川～有馬口(20.0km) 複線
	三 田 線	有馬口	三 田	12.0	複3.6 単8.4	〃	岡場～田尾寺(1.6km) 横山～三田(2.0km) 複線
	公園都市線	横 山	ウッディタ ウン中央	5.5	単	〃	
	栗 生 線	鈴蘭台	栗 生	29.2	複7.6 単21.6	〃	西鈴蘭台～藍那(1.7km)、川池 信号場～押部谷(5.9km) 複線
山 陽 電 気 鉄 道 (株)	本 線	西 代	山陽姫路	54.7	複	〃	
	網 干 線	飾 磨	山陽網干	8.5	単	〃	
能勢電鉄(株)	妙 見 線	川西能勢口	笹 部 (妙見口)	8.6 (12.2)	単0.4 複8.2	〃	県内通過分は10.1km 川西能勢口～山下(8.2km) 複線
	日 生 線	山 下	日生中央	2.6	複	〃	
阪急電鉄(株)	神戸本線	園 田 (大阪梅田)	神戸三宮	25.1 (32.3)	〃	〃	県内通過分は26.4km
	今 津 線	今 津	宝 塚	9.3	〃	〃	南線(西宮北口～今津1.6km) 北線(西宮北口～宝塚7.7km)
	伊 丹 線	塚 口	伊 丹	3.1	〃	〃	
	甲 陽 線	夙 川	甲陽園	2.2	単	〃	
	宝塚本線	川西能勢口 (大阪梅田)	宝 塚	7.3 (24.5)	複	〃	県内通過分は8.0km

阪神電気鉄道(株)	本線	杭瀬 (大阪梅田)	元町	25.3 (32.1)	〃	〃	県内通過分は25.6km
	阪神 なんば線	大物 (大阪難波)	尼崎	0.9 (10.1)	〃	〃	県内通過分は1.6km
	武庫川線	武庫川	武庫川団地前	1.7	単	〃	
計	5社16線	—	—	218.5	—	—	県内通過分合計 223.0km

(5) 鋼索鉄道(ケーブルカー)・普通索道(ロープウェー)

会社	線名	自	至	営業キロ (km)	備考
神戸六甲鉄道(株)	鋼索線	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7	阪神電気鉄道(株)が施設を保有
(株)こうべ未来 都市機構	〃	摩耶ケーブル	虹	0.9	
	索道線	虹	星	0.9	
	〃	六甲山頂	有馬温泉	2.8	
神戸リゾート サービス(株)	〃	ハーブ園山麓	ハーブ園山頂	1.5	
姫路市	〃	書写	書写山上	0.8	
山陽電気鉄道(株)	〃	須磨浦公園	鉢伏山上	0.5	
城崎観光(株)		城崎温泉	大師山頂	0.7	
計	6社8線	—	—	9.8	

【兵庫県内の主な鉄道】



6 空港の状況

空港法において「空港」とは、公共の用に供する飛行場のことであり、分類として、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港、国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港があり、これら以外は、その他の空港に区分される。

兵庫県内には、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として大阪国際空港、国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港として神戸空港、その他の空港として但馬飛行場（但馬空港）がある。

また、大阪湾（大阪府域）には、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として関西国際空港がある。

ヘリポートについては、常設で特定のヘリコプターのみの利用を対象とする非公共用ヘリポートとして5か所（兵庫県庁、兵庫県警察、三木防災、県立災害医療センター、NTT神戸中央ビル）が整備されている。

(1) 飛行場

名 称	大阪国際空港	但馬飛行場 (但馬空港)	神戸空港	関西国際空港
設置管理	新関西国際空港㈱	兵庫県	神戸市	新関西国際空港㈱
設置場所	伊丹市、豊中市、 池田市	豊岡市	ポートアイランド (Ⅱ期)南約1km	泉佐野市、泉南市、 泉南郡田尻町
滑走路長	A : 1,828m B : 3,000m	1,200m	2,500m	1期 : 3,500m 2期 : 4,000m
面 積	311ha	37.9ha	272ha	1期 : 510ha 2期 : 545ha
供用開始	昭和14年	平成6年5月	平成18年2月	1期 : 平成6年9月 2期 : 平成19年8月

7 港湾の状況

兵庫県内には、国際戦略港湾である神戸港及び国際拠点港湾である姫路港、重要港湾である尼崎西宮芦屋港及び東播磨港のほか、26の地方港湾が所在している。

地 域	区 分				管理者
	国際戦略 港湾	国際拠点 港湾	重要 港湾	地 方 港 湾	
神戸地域	神戸港				神戸市
阪神地域			尼崎 西宮 芦屋港		兵庫県
播磨地域		姫路港			兵庫県
			東播磨港		兵庫県
				明石港、江井ヶ島港、相生港、 坂越港、赤穂港、古池港、家島港	兵庫県
但馬地域				津居山港、竹野港、柴山港	兵庫県
淡路地域				岩屋港、淡路交流の翼港、浦港、 津名港、洲本港、由良港、阿万港、 福良港、津井港、湊港、都志港、 山田港、江井港、郡家港、室津港	兵庫県
				古茂江港	洲本市
計	1	1	2	26	—

8 自衛隊施設の状況

兵庫県内には、陸上自衛隊駐屯地、海上自衛隊基地、自衛隊病院等が所在している。

陸上自衛隊については、東海・北陸・近畿・中国・四国地区2府19県を管轄する中部方面隊の総監部や、近畿2府4県を管轄する第3師団の司令部が所在している。

区 分	名 称	所在地	主な部隊等
陸上自衛隊	伊丹駐屯地	伊丹市	・中部方面総監部 ・第36普通科連隊
	千僧駐屯地	伊丹市	・第3師団司令部 ・第3後方支援連隊
	姫路駐屯地	姫路市	・中部方面特科連隊 ・第3高射特科大隊
	青野原駐屯地	小野市	・第8高射特科群
海上自衛隊	阪神基地隊	神戸市東灘区	・第7機雷戦隊 ・第2海上輸送隊（共同の部隊）
共同機関	自衛隊阪神病院	川西市	—
	兵庫地方協力本部	神戸市中央区	—

9 石油コンビナート施設等の状況

石油コンビナート等災害防止法で定める特別防災区域については、瀬戸内海沿岸に 3 区域が指定されている。

(令和 8 年 1 月 1 日現在)

区域名	所在市町名	面 積	人 口	特定事業所数
神 戸 地 区	神戸市東灘区、灘区、長田区及び須磨区の各臨海部の一部の地域	2,706,803m ²	—	8
東播磨地区	加古川市、高砂市及び播磨町の臨海部(県道明石高砂線以南)の一部の地域	10,918,845m ²	—	12
姫路臨海地区	姫路市内国道250号以南の地域	18,985,000m ²	159世帯 270人	15
合 計		32,610,648m ²	159世帯 270人	35

第5章 計画が対象とする事態

県国民保護計画では、基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とし、その特徴及び留意点を示す。

なお、県内における具体的な事態の想定や、県の地理的、社会的状況を踏まえた留意点等については、今後も国からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・検討していく。

【基本指針で想定されている事態】

1 武力攻撃事態

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 緊急対処事態

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
- ③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
- ④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等の定義

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、基本指針においては、次の4つの類型が想定され、その特徴及び留意点が示されている。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

事態の類型	特 徴 、 留 意 点
着上陸侵攻	【攻撃目標となりやすい地域】 ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域（特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合）が目標となりやすい。 ・着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 【想定される主な被害】 ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 【被害の範囲・期間】 ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。 【事態の予測】 ・敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から、予測が可能である。 【留意点】 ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。 ・広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	【攻撃目標となりやすい地域】 ・都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ・海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。 【想定される主な被害】 ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、施設の破壊等が考えられる。 ・NBC兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。 【被害の範囲・期間】 ・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設等）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 【事態の予測】 ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 【留意点】 ・危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 ・事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

事態の類型	特 徴 、 留 意 点
弾道ミサイル攻撃	【攻撃目標となりやすい地域】 ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 【想定される主な被害】 ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 【被害の範囲・期間】 ・弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 【事態の予測】 ・極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。 【留意点】 ・迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。 ・警報と同時に近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで、事態の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。
航空攻撃	【攻撃目標となりやすい地域】 ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。 ・ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。 【想定される主な被害】 ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 【被害の範囲・期間】 ・その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。 【事態の予測】 ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 【留意点】 ・攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 ・生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

※ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

(3) N B C 攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、N B C 攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

攻撃の種類	特 徴 、 留 意 点
核 兵 器 等	【想定される主な被害】 ・核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 ・放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 ・放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ・ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 【留意点】 ・核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。 ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ・避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 ・汚染地域への立入制限を確実に行之、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
生 物 兵 器	【想定される主な被害】 ・生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 【留意点】 ・国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。

攻撃の種類	特 徴 、 留 意 点
化 学 兵 器	【想定される主な被害】 ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 【留意点】 ・原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。 ・汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 ・化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急処理事態

(1) 緊急処理事態の定義

事態対処法第22条による緊急処理事態の定義は、以下のとおりである。

【緊急処理事態】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急処理事態の分類

緊急処理事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。基本指針においては、事態例として、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のものが想定されている。

① 攻撃対象施設等による分類

分 類	事 態 例	被害の概要
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく
	石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障
	危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障
	ダムの破壊	ダムの下流に多大な被害が発生
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大

② 攻撃手段による分類

分 類	事 態 例	被害の概要
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	・爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生 ・ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり ・小型核爆弾については、核兵器の特徴と同様
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	水源地に対する毒素等の混入	毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来	・施設の破壊に伴う人的被害が発生（施設の規模によって被害の大きさが変化） ・攻撃目標である施設周辺への被害も予想 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障

第2編 平素からの備えや予防

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

国民保護措置の実施に必要な組織・体制や関係機関の連携体制等に関する平素からの備えについて示す。

第1節 県における組織・体制の整備

県が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な初動体制の整備、拠点となる施設等について定める。

1 初動体制の整備

(1) 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間監視・即応体制の確立

県は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、職員による当直体制を実施し、24時間即応可能な体制を確保する。

防災監は、当直職員を指揮する防災責任者を指定することとする。

また、緊急事態の発生に備え、指定要員及び業務要員（災害待機宿舎に入居する要員）による待機体制を実施する。

要員の種類		構成	業務内容等
指定要員	防災担当 指定要員	・危機管理部の職員から防災監が指定する者	防災責任者として勤務時間外における事態の発生に備えるとともに、事態発生時には速やかに登庁し、初動業務に当たる。
	部局指定 要員	・防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する者	勤務時間外における事態の発生に備えるとともに、事態発生時には速やかに登庁し、所属の課の初動業務に当たる。
業務要員		・対策本部の事務局員として防災監が指定する者	勤務時間外に県内で突発的な事態が発生した場合には、直ちに参集し、対策本部事務局各班の班員として従事する。

【災害待機宿舎】

名 称	場 所	敷地面積	構造規模	戸 数	
				世帯	単身
災害待機湊川宿舎	神戸市兵庫区湊川町 10丁目29	3,859㎡	R C 6階 延床面積4,064㎡	19戸	31戸
災害待機北長狭宿舎	神戸市中央区北長狭通 5丁目1-19	468㎡	R C 5階 延床面積1,412㎡	4戸	12戸
災害待機下山手宿舎	神戸市中央区下山手通 5丁目8-24	327㎡	R C 5階 延床面積 931㎡	2戸	8戸

(3) 職員への連絡手段の確保

- ① 県の幹部職員及び危機管理部職員、業務要員、県対策本部連絡員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。
なお、県対策本部員に貸与する携帯電話については、災害時に優先接続される「災害時優先電話」の登録を行っている。
- ② 県対策本部員等に一斉緊急招集等がかかる場合は、あらかじめ登録している連絡手段（携帯電話・加入電話・携帯電話メール等）に緊急通報メッセージを繰り返し送信する緊急通報システムを活用する。
なお、通報をより確実なものにするため、複数の連絡手段を登録するよう努める。

(4) 参集が困難な場合の対応

県対策本部員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

2 災害対策拠点の活用

(1) 災害対策センター

武力攻撃事態等において、初動時からの県対策本部機能を迅速かつ的確に発揮できるよう、災害対策センターを国民保護措置の中核拠点として活用する。

- ① 場所
神戸市中央区中山手通5丁目2番地
- ② 構造規模
R C造、地下1階・地上6階、延床面積4,931.25㎡

(2) 三木総合防災公園

県域の総合的な防災拠点である三木総合防災公園を、国民保護措置において活用するとともに、県対策本部の予備施設として活用する。

- ① 位置
三木市志染町地区（面積：約308ha）

② 施設構成等

施 設 名	県立広域防災センター	県立三木総合防災公園
面 積	48ha	202ha
施 設 概 要	災害時には、三木総合防災公園の中核施設として、消防・警察・自衛隊等応急活動要員の活動拠点となり、円滑かつ迅速な災害対応を図る。	災害時における応急活動要員の集結・出動機能、救助資機材等の備蓄・集配機能が十分発揮できるスペースを確保する。
災 害 時 対 応 設 備 等	・フェニックス防災システム ・衛星電話、FAX ・衛星携帯電話 ・消防本部高所カメラ、ヘリテレ映像受信装置	・備蓄倉庫（陸上競技場スタンド下） ・緊急貯水槽 ・仮設トイレ用マンホール、井戸
災害時機能	① 広域防災活動機能 救助に必要な物資及び資機材の集積及び配送の実施並びに国又は地方公共団体の職員の集結及び宿泊に対し、必要な場所の提供を行う。 ② 災害対策補完機能 フェニックス防災システムのバックアップシステムを備える。 ③ 防災ヘリポート機能 防災専用ヘリポートを備え、災害時における救助物資等の輸送を迅速に行う。 ④ 備蓄機能 陸上競技場備蓄倉庫において、被災者の生活や人命の救助に必要な物資及び資機材を備蓄するとともに適正な管理を行う。 物 資：非常用食糧（アルファ化米）、毛布、ブルーシート、 仮設トイレ、仮設風呂等 資機材：人命救助システム、投光機、発電機等	

(3) 広域防災拠点（ブロック拠点）

大規模災害時の救援・救護、復旧活動等の拠点として整備している広域防災拠点を、国民保護措置において活用する。

広域防災拠点 (ブロック拠点名)	西播磨	但 馬	淡 路	丹 波	阪神南
位 置	赤穂郡上郡町 光都 (播磨科学公園都市内)	豊岡市岩井 (但馬空港内)	南あわじ市 広田広田 (淡路ふれあい公園)	丹波市柏原町 柏原 (丹波の森公苑・丹波県民局)	西宮市甲子園浜 (今津浜公園)
建物延床面積	1,132㎡	810㎡	810㎡	34㎡	300㎡

機 能	① 救助資機材や被災者用物資などの備蓄機能 災害発生に備え、人命救助システムや毛布・非常用食糧などの被災者用物資、救助用物資を備蓄する。 ② 救援物資などの集積・配送機能 全国各地から寄せられる大量の救援物資を集積し、被災地へ配送を行う輸送拠点として、物資輸送を迅速かつ円滑に行う。 ③ 応援要員の集結・出動機能 他地域から救援・救助活動や復旧作業のために被災地へ派遣された自衛隊、警察、消防などの要員の活動拠点となり、県、市町の対策本部や防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ効率的な災害対策活動を行う。
備蓄物資	物 資：非常用食糧（アルファ化米）、毛布、ブルーシート、仮設トイレ、仮設風呂 資機材：人命救助システム、テント、パレット、フォークリフト、投光機、発電機、携帯無線機等

3 市町及び指定地方公共機関の組織・体制の整備

(1) 市町の組織・体制の整備

市町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ、当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町長及び担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

(2) 指定地方公共機関の組織・体制の整備

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

4 医療提供体制の確保

県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。

第 2 節 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町及び指定公共機関等その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制の整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への的確かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町及び指定公共機関等の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

県は、迅速かつ的確な国民保護措置の実施に資するため、平素から関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図る。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関及び指定地方行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 近隣府県との情報共有

広域にわたる避難や救援等に関し的確な対応が行えるよう、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合で構成する「近畿府県防災・危機管理連絡会議（国民保護部会）」、「国民保護地域ブロック検討会（近畿ブロック）」等の場を活用するなど、近隣府県との間で緊密な情報の共有を図る。

(2) 広域連携体制の構築

県は、事態発生時において、被害等の拡大に対し、広域的に的確かつ迅速な対処が行えるよう、近隣府県との間で、防災監等による危機管理責任者のホットライン（緊急連絡網）を整備・活用して、緊密な連携を確保する。

また、県は、近隣府県と連携し、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災

害が長期にわたるような場合に備えて、隣接府県間の避難候補路の調整や相互の避難住民の受入体制、物資及び資機材の共同備蓄、府県相互の事務の委託の手續等、国民保護措置の広域的な実施体制について検討していく。

(3) 相互応援協定の締結等

県は、県の区域を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

【参考：防災のための相互応援協定一覧】

協 定 名 称	締 結 日	構 成 都 道 府 県
兵庫県及び市町相互間の災害時相互応援協定	平成18年11月1日	全市町
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	令和6年1月31日	全国都道府県
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	平成24年10月25日	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合
関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	平成24年10月25日	鳥取県、関西広域連合
関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	平成23年10月31日	九州地方知事会、関西広域連合
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	平成26年3月6日	神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、関西広域連合
関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	平成29年6月5日	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定	平成29年6月6日	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
災害時の相互応援に関する協定	平成8年5月31日	岡山県、鳥取県
防災協力及び災害時相互応援に関する協定	平成17年10月23日	新潟県

(4) 警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。

4 市町との連携

(1) 市町との緊密な連携

県は、市町との緊密な連携を図る。特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市町との間で特に調整が必要な分野における連携に留意するとともに、緊密な情報の共有を図る。

(2) 市町が行うべき事務の代行

県は、市町長が行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(3) 市町国民保護計画との整合性の確保

県は、市町国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町が行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市町間の連携の確保

県は、近接する市町が相互の市町国民保護計画の内容について協議するための場として県民局単位に市町連絡会議を設置するとともに、防災のために締結されている市町間の相互応援協定等の必要な見直し等に対して支援を行い、市町間相互の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援体制の整備

県は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関が円滑に活動できるよう、各消防機関との調整を図る。

また、県は、県消防防災航空隊や緊急消防援助隊による応援体制の整備を図るとともに、NBC対応が可能な部隊数やNBC対応資機材の保有状況について把握する。

【常備消防設置状況】

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数
単 独	19	19	5, 354
一部事務組合	5	16	896
事 務 委 託		6	
計	24	41	6, 250

【NBC対応資機材の整備状況】

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

種 類	数量	種 類	数量
陽圧式化学防護服	238	除染剤散布器	33
化学防護服 (陽圧以外)	3, 049	化学剤検知器	17
放射線防護服	76	ポケット線量計	838
空気呼吸器	1, 926	放射線測定器	685
除染シャワー	43	(空間線量計、表面汚染検査計)	

(6) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、施設及び設備の整備その他市町の取組を支援し、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練への消防団の積極的な参加が得られるよう配慮する。

【消防団設置状況】

(令和7年4月1日現在)

地 域	団数	団員数	地 域	団数	団員数
神 戸	10	3,575	中 播 磨	11	4,307
阪 神 南	3	1,534	西 播 磨	7	4,645
阪 神 北	5	1,643	但 馬	10	5,093
東 播 磨	5	3,652	丹 波	2	2,830
北 播 磨	6	5,600	淡 路	3	4,415
合 計				62	37,294

5 指定公共機関等その他関係機関との連携

(1) 指定公共機関等との連携

県は、国民保護措置を円滑に実施するため、指定公共機関等と緊密な連携を図る。

(2) 関係機関との協定の締結

県は、関係機関から物資及び資材の供給や報道、警備等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の内容に関し、必要な見直しを行う等により、防災に準じた連携体制の整備を図る。関係機関との協定一覧は資料編に掲載する。

第3節 県民に期待される取組等

国民保護措置の円滑な実施のため県民に期待される取組や県民との連携等について示す。

1 県民に期待される取組

迅速かつ的確に国民保護措置が実施されるよう、県民には、次のような取組が自主的、自発的に行われることが期待される。

(1) 住民及び自治会、婦人会等に期待される取組

① 平素における取組

ア 各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持ち出し品を準備しておく。

イ 怪我などに対する応急処置等に関する知識を身につける。

ウ 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。

エ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認しておく。

② 武力攻撃事態等における取組

ア 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。

イ 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。

ウ 自治会、婦人会等は、市町からの警報等の情報を連絡する。

エ 避難に当たっては、できる限り、自治会等の単位で行動する。

(2) 自主防災組織に期待される取組

① 平素における取組

ア 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。

イ 市町と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障害者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。

ウ 地域における危険箇所を把握しておく。

エ 市町や消防と連携して、訓練を実施する。

② 武力攻撃事態等における取組

ア 市町からの警報等の情報を住民に伝達する。

イ 地域の住民の安否確認を行う。

ウ 市町や消防と連携して、避難住民を誘導する。

(3) 事業所等に期待される取組

① 平素における取組

ア 事業所内において水及び食料等を備蓄する。

イ 事業所内における危険箇所を把握する。

ウ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を周知するとともに、事業所内における避難計画を定めておく。

エ 消防と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施する。

② 武力攻撃事態等における取組

ア 市町からの警報等の情報を従業員や顧客等に伝達する。

イ 従業員により、顧客等の避難誘導を行う。

ウ 従業員等の安否確認を行う。

エ 避難に当たっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。

2 県民との連携

(1) 住民との連携

県は、市町と協力しながら、住民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会、婦人会、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

(2) 企業・団体との連携

県は、市町と協力しながら、事業所等における防災対策への取組に対する支援に努めるとともに、民間企業が有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

また、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、県は、社会福祉協議会等の社会事業団体、農業協同組合等の経済団体等、災害救援活動を行うNPO法人等との連携に努める。

3 自主防災組織に対する支援（法4Ⅲ）

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進するとともに、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を支援する。また、県は、市町と協力しながら、自主防災組織相互間の連携、自主防災組織と消防団との間の連携を図られるよう努める。

4 ボランティア活動への支援（法4Ⅲ）

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、兵庫県社会福祉協議会・ひょうごボランティアプラザ、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、避難所における救援等のボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、ひょうごボランティアプラザは、県民ボランティア活動の全県的支援拠点として、地域支援拠点や中間支援組織とのネットワークや情報の提供等の支援事業を展開する。

第 4 節 通信の確保

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備**(1) 非常通信体制の充実強化**

県は、武力攻撃事態等において加入電話又は携帯電話が使用できない場合で、他の有線通信を利用することができないとき又は利用することが著しく困難なときに対処するため、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、非常通信体制の整備充実に努めるとともに、関係機関等に対し、武力攻撃事態等における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃事態等においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

① 施設・設備面

- ア 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- ウ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- エ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの運用に努める。
- オ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。

② 運用面

- ア 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ

体制等の改善を行う。

- エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- キ 県民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう市町に要請する。

(3) 県警察における通信の確保

県警察は、近畿管区警察局、県及び市町等と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

(4) 市町における通信の確保

市町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めるものとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて非常通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

【市町防災行政無線等の整備状況】（令和5年4月1日現在）

市町の防災行政無線等について、その目的により次の2種類に区分した整備状況は次のとおりである。

A 同報系情報伝達手段

市町防災行政無線（同報系）は、市町が地域住民に一齐放送（同報）するための無線である。市町は、公園や学校等に設置されたスピーカー（屋外拡声子局）や各世帯に設置された戸別受信機を活用し、地域住民に情報を迅速かつ確実に一齐伝達している。なお、武力攻撃災害時における住民への情達手段については、市町防災行政無線（同報系）のほか、MC A 陸上移動通信や簡易無線、CATV、有線放送、オフトーク通信、コミュニティFM放送、ひょうご防災ネットを含めると全市町において何らかの同報系情報伝達手段を保有している。

B 移動系情報伝達手段

市町防災行政無線（移動系）は、市町庁舎、市町の車両、市町内の防災関係部署（支所、学校、公民館等）、自主防災組織等の連絡用の無線である。武力攻撃災害時における市町の対策本部においては、被害情報の把握や防災関係部署等からの情報収集・伝達、広報車との連絡等に利用される。なお、衛星携帯電話や簡易無線等で代替している市町もある。

		整備数	整備率
同報系	防災行政無線	33市町	80.5%
	その他同報系	28市町	68.2%
	ひょうご防災ネット	41市町	100.0%
	全体(重複除く)	41市町	100.0%
移動系	防災行政無線	18市町	43.9%
	その他同報系	2市町	4.8%
	全体(重複除く)	20市町	48.7%

(5) 県民に対する情報伝達手段の整備

県は、武力攻撃事態等における県民に対する情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアを活用したり、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得るなどして、多様な通信連絡手段の整備充実に努めるよう市町に要請する。

また、県は、携帯電話のメール機能を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）や避難情報を発信する「ひょうご防災ネット」を運用しており、武力攻撃事態等においてもこれを活用し、県民への適切な情報伝達に努める。

2 情報通信機器等の活用

(1) 全国瞬時警報システム（Jアラート）

弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報については、国から住民まで瞬時に伝達するシステムである全国瞬時警報システム（Jアラート）により情報伝達される。なお、情報伝達手段については、携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町防災行政無線等多重化を推進し、住民へ迅速かつ確実に情報を伝達する。

(2) 緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用した、緊急情報の双方向通信システムである、「緊急情報ネットワークシステム」（E m - N e t）の安定使用を図り、国（内閣官房）からの国民保護関連情報を収集する。

(3) フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）

県は、的確かつ迅速に国民保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、管区海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）を活用する。

① 構成（令和8年4月1日現在）

計303台

〔 本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、
県警察本部、警察署、自衛隊、国（海上保安庁等）、ライフライン事業者等 〕

② 主な機能

名 称	武力攻撃事態等において活用する機能
情報収集システム	・市町、消防、警察等から災害情報を入手 ・ヘリテレの映像を入手 ・神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、芦屋市、高砂市、宍粟市から高所監視カメラの映像を入手 ・SNS情報を入手
危機管理システム	・ポップアップシステム ・活動状況等をデータベースとして記録・管理 ・物資情報を管理 ・対応状況等を時系列で管理（クロノロジー）
災害情報システム	・被害・活動状況の報告・共有
地理情報システム	・被害状況等を防災端末などから入力 ・災害情報システム、映像・文字情報システム等とリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示
映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示
ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線等により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ
バックアップセンター	・県立広域防災センターにバックアップセンターを設置し、主サーバーに障害が発生した場合でも安定稼働を実現
災害対応支援システム	・タイムライン機能、ダッシュボード機能により、初動対応や意思決定等を支援

(4) 兵庫県防災行政無線

① 衛星系

県、市町等は、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合だけでなく、平素から衛星系（兵庫衛星通信ネットワーク）を使用して市町、消防等の関係機関との通信を確保することとする。

ア 構成（令和8年4月1日現在）

計75局（うち併設局5局）

〔 県庁局1局、広域防災センター局1局、市町・消防本部60局（うち併設局5局）、
防災関係機関局10局、平面可搬局3局 〕

全国の地方公共団体等を結ぶ地域衛星通信ネットワークに加入していることにより、消防庁、東京事務所、各都道府県との通話が可能

イ 機能

- ・一斉FAX、個別音声通話、個別FAX
- ・映像情報伝送

② 地上系

県庁、県民局・県民センター、県土木事務所等は被災輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合だけでなく、平素から山上中継局、県庁及び各事務所に設置された地上系多重回線（県防災行政無線多重回線）を主体的に使用して、県庁と土木

事務所等（41局）の通信を確保することとする。

また移動系として山上基地局を使用して、県内全域を県庁（災害対策課、河川整備課、道路保全課）から移動系無線機（車載型及び携帯型無線機、150MHz 帯）へ一斉司令も可能であるほか、移動系無線機からもプレストークによる 1 対 N の通信としても使用することができる。

(5) 通信事業者回線等

県は、指定公共機関である電気通信業者の専用線等を、効果的に活用する。

① 災害時優先電話

災害時に優先接続される「災害時優先電話」をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。

② 自衛隊とのホットライン

災害対策センターに設置し、陸上自衛隊第 3 師団（伊丹市）、陸上自衛隊中部方面特科連隊（姫路市）、海上自衛隊阪神基地隊（東灘区）を結んでいる手回し発電式のホットラインを活用する。

③ 警察電話

県庁内に設置されている警察電話を緊急時に活用する。

【県庁内の設置場所】

災害対策センター（災害対策課、災害対策本部室等）、秘書課、財政課、管財課、特殊詐欺対策・くらし安全課、道路保全課、審査・指導課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、第 3 号館ヘリポート

(6) 無線系通信

① 消防防災無線及び水防無線等

マイクロ回線等により、国との連絡手段を確保することができる消防防災無線及び水防無線等を活用する。

【通信ルート】

県（災害対策課・消防保安課）	—	消防庁（消防防災無線）
県（災害対策課）	—	内閣府（中央防災無線（緊急連絡用））
県（災害対策課・河川整備課）	—	国土交通省（水防無線）
県（警察本部）	—	警察庁（警察無線）

② N T T 西日本無線通信設備等

県、市町及び関係機関等は、N T T 西日本の無線通信設備等の活用を図るものとする。

ア 孤立防止対策用衛星電話

県内の公共機関や学校等のうち、必要と考えられる箇所に設置している。

イ 移動無線局

移動無線局保有の機関に対し、有線電話途絶区間に出動を要請し、通信連絡の確保を図るものとする。

第5節 情報収集・提供等の体制整備

警報等の通知、安否情報の収集・整理、被災情報の収集・報告等を行うために必要な情報収集・提供等の体制整備について定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を収集又は整理し、関係機関及び県民に対し適時かつ適切に提供するための体制を整備する。

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、個人情報の保護に配慮しつつ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(2) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

(3) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報等の通知に必要な準備

(1) 警報等の通知先となる関係機関

国対策本部長が発令した警報が総務大臣（消防庁）から通知されたときに、知事が警報等の通知を行うこととなる市町、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先、連絡方法等は、資料編に掲げるとおりである。

(2) 市町に対する支援

県は、市町が高齢者、障害者、日本語の理解が十分でない外国人等に対し適切に警報等の伝達を行うことができるよう、市町の体制整備のための情報提供など、市町に対し必要な支援を行う。また、県警察は、市町が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町との協力体制を構築する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 収集する安否情報の種類

市町長及び知事は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に関して、以下の安否情報を収集するものとされており、その報告方法等については、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）による。

【収集・報告すべき情報】（令23Ⅰ・Ⅱ・24Ⅰ）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

第2編 平素からの備えや予防

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

(2) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県対策本部事務局の体制を整備するとともに、市町長の行う安否情報の収集を支援する立場から、あらかじめ、市町の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

(3) 安否情報収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県立病院、県立学校等の連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、市町と連携して、避難施設の管理者等に対して、あらかじめ安否情報の報告先、報告手順等を周知する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、県対策本部事務局等の体制整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町及び指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに県に報告するよう、報告手順等について周知する。

5 市町における情報収集・提供等の体制整備

(1) 警報等の伝達に必要な準備

市町は、知事から警報等の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員・児童委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、日本語の理解が十分でない外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町は、警報等を通知すべき関係機関をあらかじめ市町国民保護計画に定めるとともに、住民の迅速な行動を促すため、警報のサイレン音の普及に努めるものとする。

(2) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

① 市町は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の担当をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

② 市町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報の収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握しておくものとする。

(3) 被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第6節 研修及び訓練

県が実施する研修及び訓練について定める。

1 研修

(1) 国の研修機関における研修の活用

県は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

自治大学校：防災危機管理 等

消防大学校：危機管理・防災教育科 危機管理・国民保護コース 等

(2) 県の研修機関等における研修の活用

県は、自治研修所、消防学校、人と防災未来センター等において、広く職員の研修機会を確保する。また、市町と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練（法42）

(1) 訓練の実施

県は、単独または国、市町、他の都道府県等関係機関と共同して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

また、県は、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等関係機関との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練など実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実践的な訓練となるよう努める。

【訓練の例】

訓練の形態	訓練の項目
県対策本部設置 運営訓練	職員の非常参集、本部の設置、職員の動員配備、情報の収集・伝達、武力攻撃災害の想定に応じた応急対策の検討等の訓練
通知・伝達訓練	住民や関係機関等に対する警報・避難の指示等の円滑な伝達を図るための訓練
避難誘導訓練	市町の区域を越える広域的な避難を想定した避難施設・避難経路の確認、避難住民の誘導等の訓練
救援訓練	避難施設の開設、炊き出し、医療等の訓練
NBC攻撃災害 への対処訓練	NBC攻撃災害の発生を想定した警戒区域の設定、原因物質の特定、除染、医療救護等の訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災のための措置との間で共通する項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを共同して実施する。
- ② 訓練実施後には評価を行い、教訓や課題を明らかにし、県国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ③ 住民に対し訓練への参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の時期、場所等は、住民が自発的に参加しやすいものとなるよう努める。
- ④ 訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ⑤ 県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。
- ⑦ 県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努める。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

知事は、国対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えについて示す。

1 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に避難の指示及び救援に関する措置を実施できるよう、必要な基礎的資料を準備する。

【避難の指示に必要な資料】

- | | |
|-----------|------------------------|
| ・ 県の地図 | ・ 公共交通機関の輸送力のリスト |
| ・ 人口分布 | ・ 避難施設のリスト、 |
| ・ 道路網のリスト | ・ 生活関連等施設等のリスト など |

【救援に関する措置に必要な資料】

- | |
|--|
| ・ 収容施設（避難所（長期避難住宅及び宿泊施設を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
（※特に、長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等） |
| ・ 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト |
| ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト |
| ・ 関係医療機関及び救護班、救護所予定場所のデータベース |
| ・ 墓地及び火葬場等のデータベース など |

2 運送の確保に関する体制の整備

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 輸送力・輸送施設の把握

① 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関等が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者、近畿運輸局、神戸運輸監理部及び大阪空港事務所等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

【把握しておくべき輸送力に関する情報】

- | |
|----------------------------------|
| ・ 保有車両等（鉄道、定期・路線バス、船舶、航空機等）の数、定員 |
| ・ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など |

② 輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者や輸送施設の管理者、近畿運輸局、神戸運輸監理部、大阪空港事務所等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄

道等の輸送施設に関する情報について把握する。

【把握しておくべき輸送施設に関する情報】

- ・道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ・鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ・港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ・飛行場（飛行場名、滑走路長・本数、管理者の連絡先など）
- ・ヘリポート（ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など） など

③ 市町への情報提供

県は、把握した運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報等について、関係市町に提供し、情報の共有を図る。

(2) 避難候補路の選定

県は、武力攻撃事態等の態様や、住民の避難、緊急物資の運送、自衛隊の使用等といった様々な道路の利用にかんがみ、県警察、市町、道路管理者及び運送事業者である指定公共機関等と協議し、あらかじめ避難候補路を選定しておく。

県は、避難候補路の選定に当たっては、市町役場、市町が定める避難のための一時集合場所、広域防災拠点、飛行場、ヘリポート、駅、港湾、漁港等を連結する主要道路から選定するものとし、市町域又は県域を超える避難に対応するため、広域的見地から避難候補路を選定することに留意するとともに、県域を越える場合においては、あらかじめ隣接府県との調整を行う。

(3) 避難候補路の維持管理

道路管理者である県、市町及び指定地方公共機関は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努めるものとする。

(4) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

県及び市町は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り、航空輸送を確保するものとする。

【ヘリコプター臨時離着陸場適地指定数】（令和8年2月1日現在）

地 域	指定数	地 域	指定数
神 戸	25	中 播 磨	33
阪 神 南	16	西 播 磨	36
阪 神 北	30	但 馬	36
東 播 磨	21	丹 波	25
北 播 磨	27	淡 路	27
合 計			276

(5) 島しょ部における運送の確保

県は、沼島及び家島諸島の住民の避難について、国（内閣官房、国土交通省）から示される運送事業者の船舶の使用等についての考え方を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備する。この場合において、県は、指定公共機関等との連携協力に努めるとともに、以下に掲げる情報を把握する。

【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 島の全住民を避難させる場合に必要となる運送手段② 想定される避難先までの運送経路③ 島外からの運送手段を受け入れる場合の受入体制④ 島内にある港湾までの運送体制⑤ 避難先地域の受入体制 など |
|---|

3 交通の確保に関する体制の整備

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、避難住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車その他の車両で国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。）に係る確認についての手続を定めるとともに、確認制度の運用を図る。但し、県が保有する車両（県が締結した協定に係る機関の保有する車両を含む。）に係る確認制度の運用は知事が行う。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

4 避難施設の指定（法148、149、184）

(1) 避難施設の指定の考え方

知事は、避難施設の確保に係る基本的な方針及び区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

この場合において、学校、公民館、公園等の公共施設のほか、必要に応じて、企業・団体等の協力を得ながら、民間施設についても指定を行う。

なお、神戸市の区域内においては、神戸市長が避難施設の指定の事務を処理し、当該

指定を行ったときは、速やかに、その旨を知事に報告するものとする。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ① 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努める。
- ② 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ③ 大都市における住民の避難に当たっては、その人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入施設の確保の観点から、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難であることから、十分な避難施設の把握及び指定に努める。
- ④ 避難の形態を踏まえ、その用途に応じた避難施設を指定する。

ア 避難所としての避難施設

- ・避難が比較的長期に及ぶ場合も想定して、学校、公民館、体育館等の施設を指定する。
- ・物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ・高齢者、障害者等のためのバリアフリー設備の有無を考慮して、指定するよう配慮する。

イ 避難スペースとしての避難施設

- ・応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として、公園、広場、駐車場等の施設を指定する。
- ・車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

ウ 一時的な退避場所としての避難施設

- ・爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や、地下街、地下駐車場、地下駅舎等の地下施設等を指定する。
- ・トンネルは一時的な退避場所として活用できると考えられることから、必要に応じて指定することを検討する。

(3) 避難施設の指定手続等

知事は、避難施設を指定する場合には、市町の協力を得て施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、市町を経由してその旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

施設管理者である県及び市町は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮するとともに、県は、その他の施設管理者に対し、配慮事項を通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

避難施設として指定を受けた施設管理者は、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、知事に届け出るものとする。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

【避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目】

- 24時間避難対応が可能な施設
- 施設の名称
- 施設の所在地（郵便番号／市区町名／町丁目名・番（番地）・号）
- 施設の連絡先（電話／FAX）
- 管理する担当窓口（名称／電話／FAX）
- 収容人員（屋内（人）／屋外（人））
- 避難施設の面積（屋内（㎡）／屋外（㎡））
- 保有設備（トイレ、入浴・シャワー設備、冷暖房設備、障害者用トイレ、エレベーター、スロープ）
- 構造（コンクリート造・その他、階数）
- 地下の避難が可能な施設
- 災害対策基本法上の避難場所としての指定の有無
- 非常用電源の有無
- 大型車両のアクセスの可否
- 備考（NTT回線以外の通信施設の有無、ヘリコプター離発着可能な場所の有無、除雪機の有無など）

(6) 避難施設の通信設備の臨時設置

県は、避難施設等において、電話、インターネット等の通信手段の確保に当たって必要な通信設備を臨時設置するための条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(7) 市町及び住民に対する情報提供

県は、市町による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

5 医療体制の整備

(1) 災害救急医療システムの活用

県は、武力攻撃災害発生時において、多数の負傷者等に対する救急医療を想定した災害救急医療システムを活用する。

① 災害医療情報ネットワークの形成

県は、災害救急医療情報指令センターをキーステーションに、兵庫県広域災害・救急医療情報システム専用のインターネット回線や衛星通信等、複数の通信手段を採用した情報通信ネットワークを整備するとともに、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、一次及び二次救急医療機関、災害拠点病院、消防機関等による情報ネットワークを形成する。

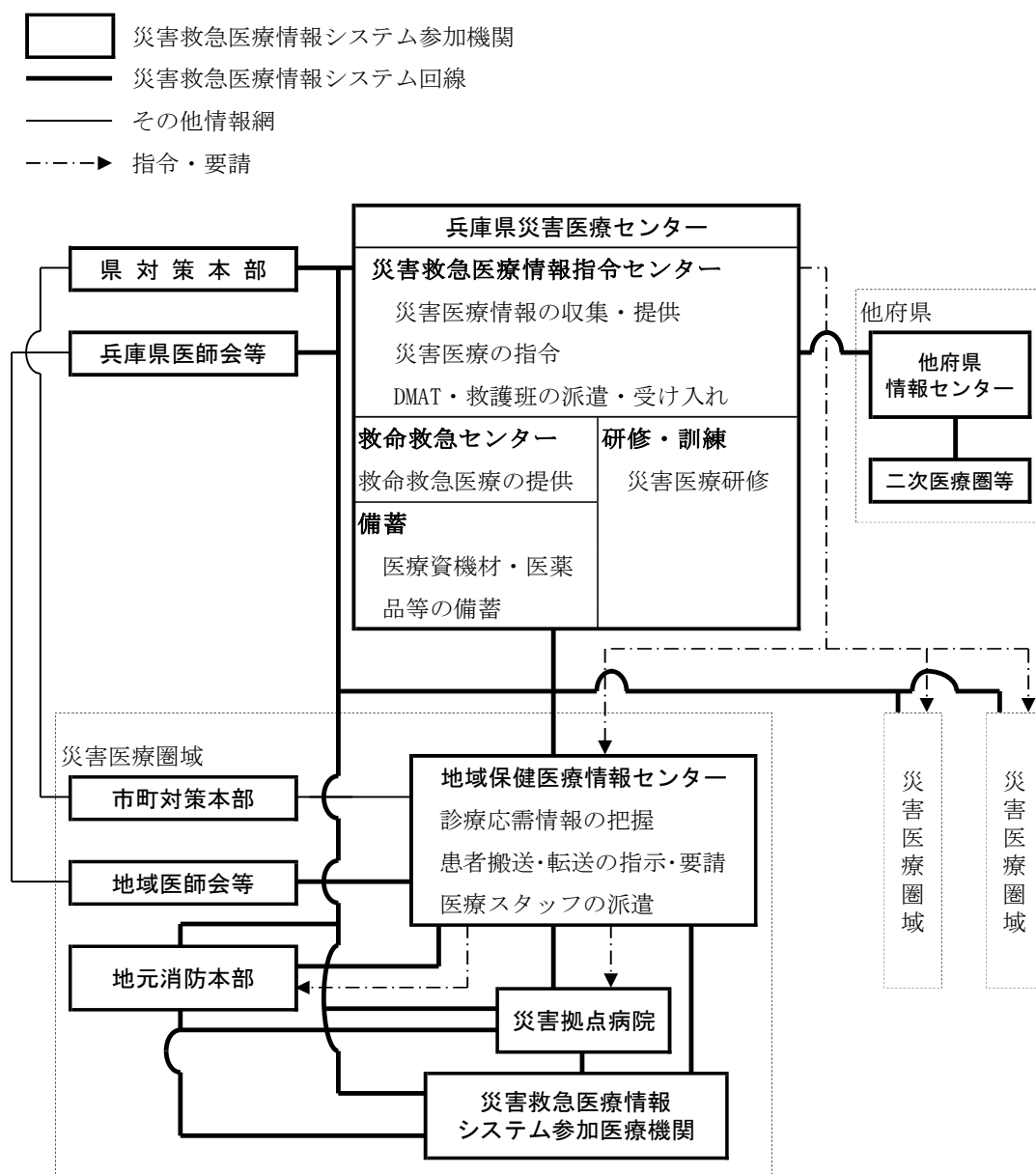
② 救急搬送システムの整備

県は、災害救急医療情報指令センター等が搬送機関へ迅速かつ的確に、兵庫県広域災害・救急医療情報システム等により把握した情報の提供や搬送等の指示・要請ができる体制を整備するとともに、防災関係機関と連携し、ヘリコプター等による搬送体制や災害拠点病院等でのヘリポート、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）、DMATカーの整備促進等に努める。

③ 災害救急医療システムの充実

県及び市町等は、各災害医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るとともに、災害医療圏域ごとに、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄及び市町単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害救急医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備するものとする。

【災害救急医療システム概念図】



④ 機動性のある医療チーム（兵庫県DMAT）等の整備

ア 県は、兵庫DMAT指定病院のDMAT（以下「兵庫DMAT」という。）の運用方法を定めるとともに、通信用機器、医療資機材などの資機材の整備を促進するとともに訓練を実施することとする。

イ 県は、状況によっては、災害拠点病院が初動時に、自らの判断に基づき、速やかに兵庫DMAT等の派遣を行うことができるようにするとともに、その場合は、県からの要請に基づいた派遣・活動として扱うこととする。

ウ 県は、災害拠点病院の医師・各地域の医療関係者等に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時に院内調整や自主判断による兵庫DMAT等の派遣、被災患者の搬送先や兵庫DMAT及び救護班（以下「救護班等」という。）の派遣及び受入調整、地域医療情報センター等、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役

割を担わせることとする。

エ 県、市町等は、県広域防災センターに「がれき救助訓練施設」を整備・活用し、レスキューや医療チームの育成を図ることとする。

⑤ 兵庫県災害医療センターの活用

災害医療センターは、後方支援病院となる神戸赤十字病院とともに、基幹災害拠点病院となり、共同で患者受入れ、救護班派遣等を行う。

【機能・役割】

	兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院
	病院機能	病院以外の機能	
平時	1 救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる患者搬送	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施 4 NGO、医療機関、教育機関等との連携	1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急処置終了後の患者受入れ 3 2次救急医療の提供
災害武力攻撃時	1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班等の派遣	災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請	1 被災地からの患者の受入れ 2 310床から500床に増床 3 救護班等の派遣

⑥ 災害拠点病院の整備

県及び災害拠点病院（県下10の二次保健医療圏域に基幹災害医療センターを含めた20病院）の開設者は、各災害拠点病院について、耐震強化を図るとともに、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設・設備整備を推進する。

【災害拠点病院】

（令和8年4月1日現在）

区分	圏域名	病 院 名	開設者	備 考
基 幹	全 県	兵庫県災害医療センター 神戸赤十字病院	兵庫県 日本赤十字社	救命救急センター （災害医療センター）
地 域	神 戸	神戸大学医学部附属病院	国立大学法人	救命救急センター
		神戸市立医療センター中央市民病院	地方独立行政法人 神戸市民病院機構	救命救急センター
	阪神南	兵庫医科大学病院	学校法人	救命救急センター
		県立西宮病院	兵庫県	救命救急センター
		県立尼崎総合医療センター	兵庫県	救命救急センター
	阪神北	宝塚市立病院	宝塚市	

区 分	圏域名	病 院 名	開設者	備 考
地 域	東播磨	県立加古川医療センター	兵庫県	救命救急センター
		加古川中央市民病院	加古川市	
	北播磨	西脇市立西脇病院	西脇市	
	中播磨	県立はりま姫路総合医療センター	兵庫県	救命救急センター
		姫路赤十字病院	日本赤十字社	
		姫路医療センター	独立行政法人 国立病院機構	
	西播磨	赤穂市民病院	赤穂市	
		赤穂中央病院	医療法人	
	但 馬	公立豊岡病院	公立豊岡病院組合	救命救急センター
		公立八鹿病院	公立八鹿病院組合	
	丹 波	県立丹波医療センター	兵庫県	
	淡 路	県立淡路医療センター	兵庫県	救命救急センター

(2) 医療の要請方法等

県は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

6 高齢者、障害者、外国人等への配慮

(1) 高齢者、障害者等の日常的把握

県及び市町は、自らが管理する病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努めるものとする。

また、市町は、個人情報取り扱いに注意しつつ、民生委員・児童委員、訪問介護者、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、高齢者、障害者等の状況を把握し、コミュニティファイル等を作成しておくなど、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努めるものとする。

(2) 情報伝達方法の整備

県及び市町は、音声情報や文字情報など、高齢者、障害者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努めるものとする。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、インターネット、コミュニティFM、FM放送を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(3) 緊急通報システムの整備

市町は、高齢者、障害者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に

努めるとともに、福祉担当部局と消防本部との連携を図るなど、その的確な運用に努めるものとする。

(4) 運送手段の確保等

県及び市町は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握するものとする。

また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用するものとする。

7 市町における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターン作成

市町は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会、町内会等又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障害者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮するものとする。

県は、市町が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

(2) 運送体制の整備

市町は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、県と連携して市町内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するとともに、市町内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するものとする。

(3) 一時集合場所の選定

市町は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所を指定し、地域住民に周知するものとする。

(4) 市町が実施する救援

市町は、市町長が行うこととされる救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第3章 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

武力攻撃事態等においては、県民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等の安全確保について、特に配慮する必要があることから、これらの施設に関する平素からの備えについて示す。

第1節 生活関連等施設の安全確保

特にその安全を確保しなければならない施設である「生活関連等施設」について、これらの施設の把握、管理者に対する安全確保の留意点の周知等について定める。

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の定義（法102 I）

生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設であつて、政令で定めるものをいう。

- ① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、浄水施設等）
- ② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物質の貯蔵施設等）

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】（令27・28）

施行令	施 設 の 種 類	所管省庁名
27条1号	発電所（最大出力5万kw以上）、変電所（使用電圧10万V以上）	経済産業省
27条2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）	経済産業省
27条3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万m ³ ／1日以上）	国土交通省
27条4号	鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人／1日以上）	国土交通省
27条5号	電気通信事業用交換設備	総務省
27条6号	放送用無線設備（NHK等の国内向けの放送局であつて、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省
27条7号	水域施設、係留施設	国土交通省
27条8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
27条9号	ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く）	国土交通省 農林水産省
27条10号	28条1号 危険物の取扱所	総務省消防庁
	28条2号 毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
	28条3号 火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
	28条4号 高圧ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省

施行令		施 設 の 種 類	所管省庁名
27 条 10 号	28条 5号	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	原子力規制委員会
	28条 6号	核原料物質使用施設、製錬施設	原子力規制委員会
	28条 7号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員会
	28条 8号	薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省、 農林水産省
	28条 9号	LNGタンク、発電機冷却用水素ポンプ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	28条 10号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁 (主務大臣)
	28条 11号	毒性物質の取扱所	経済産業省

(2) 生活関連等施設の把握

県は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき、以下に掲げる項目について整理する。

なお、記載事項については、公開することにより支障が生じることがないように配慮する。

【把握しておくべき施設の情報】

- | | |
|--------|------------|
| ・施設の種類 | ・連絡先 |
| ・名称 | ・危険物質等の内容物 |
| ・所在地 | ・施設の規模 |
| ・管理者名 | |

(3) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

県は、県警察及び海上保安部長等(海上保安部及び海上保安署の長をいう。以下同じ。)に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 施設管理者に対する安全確保の留意点の通知

県は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点(以下「安全確保の留意点」という。)を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知し、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。この場合において、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(3) 施設管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意するものとする。

(4) 施設管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

3 市町における平素からの備え

市町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

第2節 県が管理する公共施設等における警戒

県は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。

市町が管理する公共施設、公共交通機関等における警戒についても、県警察との連携を図りつつ、県の措置に準じて実施するものとする。

【予防対策の例】

- 1 庁内の緊密な情報連携
- 2 庁舎内における不審物の有無の点検
 - (1) 庁舎内の巡回点検
 - (2) 登庁時及び退庁時の執務室内の点検
 - (3) 不審物発見時の警察等への通報
 - (4) 退庁時の施錠徹底
- 3 その他管理施設等の警戒態勢及び不審な事案等に係る連絡体制の徹底

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

国民保護措置を実施する上で必要な物資及び資材について、その備蓄、整備のあり方について示す。

1 物資及び資材の備蓄、整備（法142、145、146）

(1) 防災のための備蓄との相互補完

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、県は、これらについては、地域防災計画に定めている備蓄体制を踏まえ、備蓄する。

【地域防災計画に定めている備蓄体制等】

1 食料

(1) 備蓄、調達

① 食料給与対象者

- ア 避難所等に収容されている被災者
- イ 住家が被害を受け、炊事ができない者
- ウ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- エ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

② 目標数量

県、市町、県民は、各々次表の区分に従って備蓄をするよう努めるものとする。

	県民による備蓄	行政による備蓄	
		市町	県
コミュニティ域又は小中学校校区レベル	1人3日分※ (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
市町域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
合計	3日分	2日分	1日分

※可能な限り1週間分程度の備えをめざす。

(注) 矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

③ 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮することとする。

- ア 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食
- イ 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の副食・飲料
- ウ 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

なお、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮することとする。

④ 方法

ア 市町は、コミュニティ域又は小、中学校区レベル及び市町域レベルで被災者2日分の食料を備蓄することとする。なおコミュニティ域又は小、中学校区レベルについては、発災後すぐに対応が必要になることから、きめ細かな単位で直接備蓄をするよう努めることとする。

イ 県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、次の方法により対応することとする。なおこの方法を実効あるものにするため、原則として業者と協定を締結し、定期的に在庫確認を行うこととする。

また、必要に応じて、自衛隊に乾パン等の食料の放出を要請することとする。

- (ア) 米穀 …… 備蓄食料の活用（広域防災拠点からのアルファ化米等の供出）
米穀卸売販売業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課への要請（県知事と農林水産省農産局長が米穀の売買契約を締結。その後、政府所有米穀の販売等業務を委託している受託事業者からの引渡し）
- (イ) おにぎり …… 学校給食センター、給食業者からの供給のあっせん、弁当給食事業者との協定に基づく供給のあっせん
- (ロ) 弁当 …… 弁当給食事業者との協定に基づく供給のあっせん
- (エ) パン、育児用調整粉乳 …… 業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
- (オ) 副食 …… 業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
- (カ) 食料品一般…… コンビニエンスストア事業者、食料品業者との協定に基づく供給のあっせん

(2) 搬送等

- ① 県は、搬送にあたっては「交通・輸送対策」の項で示す緊急輸送路の他、海上交通、空路交通を活用できる体制構築に努める。
- ② 県は、輸送協定を締結している団体に対して、県警察本部（交通規制課）及び県危機管理部（災害対策課）よりあらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。また、災害発生時には、これらの団体に県の指定場所までの搬送を依頼することとする。なお、これにより難しいときは、県の広域防災拠点に集積させることとする。
- ③ 県は、広域防災拠点等から各市町の拠点等への搬送にあたり、輸送協定を締結している兵庫県トラック協会に依頼することとし、あらかじめ投入可能台数を把握することとする。
- ④ 市町は、被災者へ食料を適正に配分することとする。

2 生活必需物資

(1) 備蓄、調達

- ① 生活必需物資給与対象者
住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- ② 目標数量
食料の項に準ずる。
幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もることとする。
- ③ 品目
県があらかじめ、調達先及び在庫量の確認を行う品目は次のとおりである。このうち、過去の災害等を勘案して、特に発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、要配慮者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。

区 分	特に重要な品目例	備 考
寝具	毛布 ほか	具体的な品目、調達先等については、資料編に掲載
外衣・肌着	下着 ほか	
身の回り品	タオル ほか	
炊事道具・食器	哺乳瓶 ほか	
日用品	トイレットペーパー、ポリタンク、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、土のう袋、仮設トイレ、電動簡易トイレ、携帯トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパー ほか	
光熱材料等	小型エンジン発動機、卓上コンロ・ボンベ、懐中電灯 ほか	

※ この他の生活必需物資や復旧用物資等については、あらかじめ調達先を確認するよう努めることとする。

④ 方法

ア 市町は、コミュニティ域又は小・中学校区レベル及び市町域レベルで備蓄を行うこととする。

イ 県は、毛布等の備蓄目標量を算定し広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等に備蓄することとする。

ウ 県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、毛布等については、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等に備蓄した分を充当するとともに、あらかじめ協定した業者等に供給を依頼することとする。

なお、この方法を実効あるものにするため、事前に業者のおおよその供給能力を把握しておくこととする。

- ・ 県が現物備蓄している物資

毛布、ブルーシート、仮設トイレ、紙おむつ

- ・ 県が流通在庫備蓄している物資

毛布、ポリタンク、トイレットペーパー、哺乳瓶等乳幼児製品、紙おむつ

(2) 搬送等

食料の項に準じることとする。

3 衛生物資

(1) 備蓄、調達

市町は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めることとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

県は、災害時に被災市町の避難所運営において、不足した場合に広域応援調整ができるよう、衛生物資等を備蓄することとする。

① 品目

あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。

区 分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など
健康管理用資材等	非接触型体温計* など
運営スタッフ防護用物資等	マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード* など
避難所運営用資材等	間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド*含む）、受付用パーティション*、換気設備、除菌・滅菌装置*、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

*県で備蓄する衛生物資

② 方法

ア 市町は、コミュニティ域又は小・中学校レベル及び市町域レベルで備蓄を行うこととする。

イ 県は、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等に備蓄することとする。

ウ 県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等の備蓄物資を充当する。

(2) 搬送等

食料の項に準じることとする。

4 応急給水

(1) 対象

上水道の給水が停止した断水世帯等

(2) 目標数量

市町（水道事業者）は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3ℓを給水することを目安に、給水体制を整備することとする。

給水目標水準	災害発生から3日間	1人1日	3ℓ
	4日～10日目	1人1日	3ℓ～20ℓ
	11日～20日目	1人1日	20ℓ～100ℓ
	21日目以降	1人1日	100ℓ～被災前の水準

(3) 供給体制の整備

① 市町（水道事業者）は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備することとする。

② 水道用水供給事業者と水道事業者は、給水に関する情報ネットワークの整備等、データの共有化に努めることとする。

③ 県は、市町からの応援要請に対応できるよう、給水用資機材を保有、調達するとともに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等広域的な応援体制の整備を行うこととする。

④ 県、市町（水道事業者）は、災害時における関係機関間の情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、平時から「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づくブロック内市町間や広域における災害を想定した訓練等を実施しその充実を図ることとする。

5 木材

(1) 災害時の緊急出荷に備えた木材需給動向の把握

- ① 県は、農林振興事務所及び兵庫県木材業協同組合連合会を通じて、県内木材産業の現状及び木材の生産・需給動向を定期的に調査し、県内木材供給可能量を把握することとする。
- ② 県は、林野庁木材産業課、木材利用課を通じて、全国の木材需給動向を定期的に把握することとする。

6 医薬品等

＜災害救急医療システムの整備＞

- (1) 災害医療センター及び各災害拠点病院は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料並びに救護班及び兵庫DMA Tが携行する医療機材を備蓄することとする。
- (2) 県、市町は、各医療機関にも備蓄を奨励することとする。
- (3) 県、市町等は、発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品等(輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等)の確保に特に留意することとする。
- (4) 兵庫県赤十字血液センターは、県民医療に不可欠な輸血用血液を確保・供給する拠点となるとともに、災害時における陸・海・空路を利用した血液供給体制の整備を行うこととする。

＜医療・助産対策の実施＞

(1) 品目

区 分	期 間	主な医薬品等
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※ 県、市町等は、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保を行うこととする。

(2) 調達方法

- ① 市町は、救護所等で使用する医薬品等を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県(保健医療福祉調整本部及び地域医療情報センター)と連携し、補給を行うこととする。
- ② 県(保健医療調整本部及び地域医療情報センター)は、市町で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あっせんすることとする。
- ③ 県(薬務課)は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品等の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会等との連携を強化することとする。
- ④ 県(薬務課)は、供給に困難が生じる場合は、他府県や厚生労働省に協力を要請することとする。

(3) 搬送、供給方法

- ① 県は、搬送に当たっては、あらかじめ定めた緊急輸送路を活用することとする。
- ② 販売業者は、市町域の集積基地まで搬送し、市町は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行うこととする。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努めることとする。
- ③ 県は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材(災害薬事コーディネーター)による整理分類が必要であるため、必要に応じて、薬剤師会等へ協力を要請することとする。
- ④ 県は、集積基地を経由しない、平時のサプライチェーンの早期回復に努めることとする。

(2) 国民保護措置に特有の物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされているが、県としても、国の整備状況等を踏まえ、国と連携しながら、資機材の整備及び特殊な薬品等の備蓄に努める。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 関係機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町、近隣府県その他関係機関と連携する。

2 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備、点検及び代替性の確保

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について整備し、又は点検するとともに、上下水道、工業用水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(2) 復旧のための各種資料等の整備

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

3 市町及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

市町及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第5章 啓発

武力攻撃災害による被害の最小限化には、県民一人ひとりの適切な行動や自発的な協力が必要であり、そのためには、広く県民が国民保護措置の意義や仕組みについての理解を深め、正しい知識を身につけることが重要であることから、啓発のあり方について示す。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、県民に対し、広報誌、広報番組、パンフレット、ホームページ等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、県民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における啓発

県教育委員会は、文部科学省とも連携しながら、県立学校において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成等これまでの防災教育の取組の成果等を踏まえ、啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において県民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 県民がとるべき対処等の啓発

- ① 県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して、県民への周知を図る。
- ② 県は、市町と連携し、わが国に対する弾道ミサイルの飛来時における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及びとるべき避難行動や、地域においてテロが発生した場合に県民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を活用し、県民に対し平素から周知に努める。
- ③ 平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、県は、市町と連携して、各事業所等に対する啓発にも努める。

(2) 自動車の運転者がとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において自動車の運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

3 市町における啓発

市町は、県が実施する啓発に準じ、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、県国民保護計画に準じ、市町国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 組織の設置

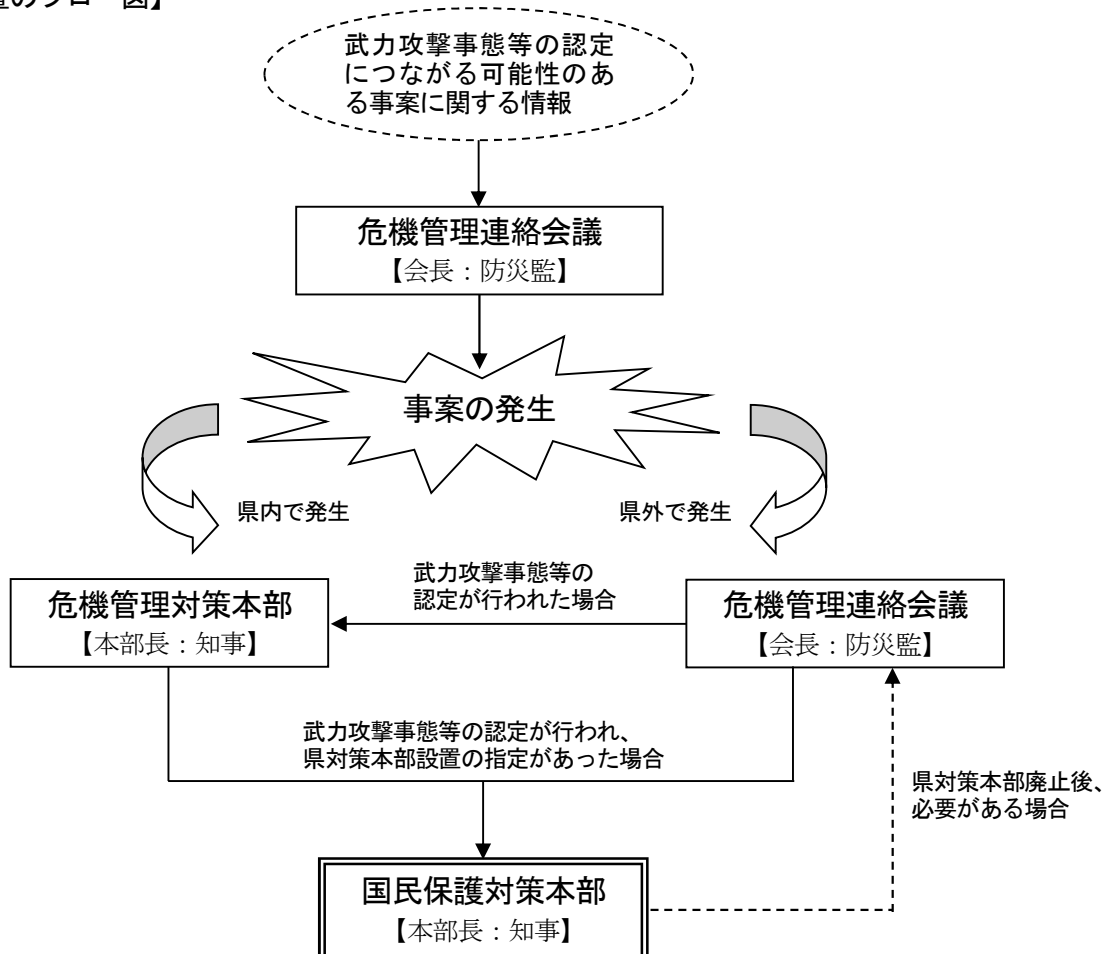
武力攻撃事態等において、内閣総理大臣の指定に基づき設置する県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）や、必要に応じて、対策を講じるために設置する危機管理対策本部など、その状況に応じて適切な措置を実施するための県の組織体制等について示す。

第1節 危機管理対策本部等における初動体制

建造物の爆発等の具体的な被害や多数の死傷者が発生した場合、当初、その原因が明らかではないことが多く、意図的に引き起こされた可能性も考えられることから、県は、政府による武力攻撃事態又は緊急処理事態の認定が行われる前の段階から初動体制を確立する必要がある。また、事態認定は行われたものの、本県が県対策本部を設置すべき県に指定されていない場合においても警報の伝達等の措置を実施するなど、国民保護措置等を実施するための体制を確立する必要がある。

このような場合において、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その事態の状況や被害の態様に応じた対策を講じるための県の組織体制について定める。

【組織設置のフロー図】



1 危機管理対策本部等の設置

内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定がない場合で、情報の収集、警戒及び応急対策について全庁的な対応が必要であると認められるときは、「危機管理対策本部（本部長：知事）」又は「危機管理連絡会議（会長：防災監）」を設置する。

(1) 危機管理対策本部

① 設置基準

- ア 県内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合
- イ 政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、本県に県対策本部設置の指定がないとき。
- ウ その他、知事が必要であると認める場合

② 危機管理対策本部の設置手順

危機管理対策本部を設置する場合は、次の手順により行う。

- ア 危機管理対策本部事務局員は、構成員等に対し、参集の連絡を行う。
- イ 危機管理対策本部の設置場所は、原則として、災害対策センター災害対策本部室とする。
- ウ 危機管理対策本部の設置その他本県の対応状況について、消防庁をはじめ関係機関に連絡する。

③ 組織構成

区 分	職 名
本 部 長	知事
副本部長	副知事、防災監
本 部 員	理事、技監、会計管理者、各部長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長

※その他、状況に応じて知事が指名する者

④ 対処措置

- ア 事態認定前においては、関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定等の応急措置についての情報を収集・分析するとともに、事態の状況に応じて応急対策を講じ、被害の最小化を図る。
- イ 事態認定後においては、退避の指示等の所要の国民保護措置を行うほか、必要に応じ、県対策本部を設置すべき県の指定の要請を行う。

(2) 危機管理連絡会議

① 設置基準

- ア 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるとき。
- イ 県外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合
- ウ 県対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき。

エ その他、防災監が必要であると認める場合

② 危機管理連絡会議の設置手順

危機管理連絡会議を設置する場合は、危機管理対策本部の設置手順に準ずる。

③ 組織構成

区 分	職 名	
会 長	防災監	
副会長	危機管理部長、危機管理部次長（2名）	
構成員	総 務 部	総務課長、広報広聴課長
	企 画 部	総務課長
	財 務 部	総務課長
	県民生活部	総務課長
	危機管理部	総務課長、広域防災官、災害対策課長、消防保安課長
	福 祉 部	総務課長
	保健医療部	総務課長
	産業労働部	総務課長
	農林水産部	総務課長
	環 境 部	総務課長
	土 木 部	総務課長
	まちづくり部	総務課長
	出 納 局	会計課長
	企 業 庁	総務課長
	病 院 局	企画課長
	教育委員会	総務課長
	警 察 本 部	警備課長

※その他、状況に応じて防災監が指名する者

④ 対処措置

情報の収集、警戒等について、全庁的な対応を行う。

2 県対策本部との調整

(1) 県対策本部設置前の調整

危機管理対策本部等を設置した後に、内閣総理大臣から知事に対し、県対策本部を設置すべき県の指定があったときは、直ちに県対策本部を設置して、新たなに体制に移行するとともに、危機管理対策本部等を廃止する。

また、県対策本部の設置前に、関係機関により消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急処置等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

(2) 県対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から、県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けた場合は、知事は、遅滞なく県対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるときは、危機管理連絡会議に移行する。

3 市町における初動体制

市町は、当直の実施状況や消防本部との連携状況等を踏まえ、県に準じて、的確かつ迅速な初動対応を実施するための体制を確立するよう努めるものとする。

第2節 県対策本部の設置等

知事が設置する県対策本部に関して、設置手順や組織、機能等について定める。

1 県対策本部の設置**(1) 県対策本部の設置手順**

県対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 県対策本部を設置すべき県の指定の通知（法25Ⅱ）

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

② 知事による県対策本部の設置（法27Ⅰ）

指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する。また、事前に危機管理対策本部等を設置していた場合は、県対策本部に切り替える。

③ 県対策本部員及び県対策本部職員の参集

県対策本部事務局員は、県対策本部員、本部連絡員等に対し、緊急通報システム等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。

④ 県対策本部の開設

県対策本部事務局員は、県災害対策センターに県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

その際、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認するよう努める。

また、知事は、市町、指定公共機関等その他の関係機関に対して、直ちに県対策本部を設置した旨を通知する。

⑤ 交代要員等の確保

県は、県対策本部の設置期間が長期に及ぶ場合においても、その機能が十分に確保されるよう、防災における体制を活用しつつ、事務局職員等の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等に努める。

⑥ 本部の代替機能の確保

県は、県対策本部が被災した場合等県対策本部を災害対策センター内に設置できない場合に備え、以下のとおり県対策本部の予備施設を定めておく。

【予備施設】

次に掲げる順位で、県対策本部の予備施設を定める。なお、事態の状況等に応じて、知事の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第1順位〕 県立広域防災センター

〔第2順位〕 被害の少ない総合庁舎

また、県の区域を越える避難により、県内に県対策本部を設置することができない場合は、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等（法26、29XI）

知事は、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

また、市町長から、市町対策本部を設置すべき市町の指定を行うよう要請があった場合も同様とする。

なお、知事は、県対策本部の設置の有無にかかわらず、国民保護措置を実施することができる。

(3) 県対策本部の組織構成及び機能

県対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

① 組織構成（法28）

区 分	職 名
本 部 長	知事
副本部長	副知事、防災監
本 部 員	理事、技監、会計管理者、各部長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長
参 与	県対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議に参加として、県職員以外の者を出席させることができる。 ・自衛隊員（法28VII） ・指定地方行政機関その他の国の職員（法28VI） ・電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、運送事業者その他の指定公共機関等の職員（法28VI）

② 各部の機能

部	主 な 分 掌 事 務
総 務 部	報道機関との連絡調整、広聴、県内外自治体からの人的支援、国会中央諸官庁その他関係方面との連絡、職員及び家族の被災状況の把握と安否情報の提供、本庁舎の整備 など
企 画 部	国会・政府に対する陳情要望事項 など
財 務 部	県税の各種減免措置の指導、災害に関する予算措置、被災市町の行財政運営の調査助言 など
県民生活部	災害ボランティア、被災地における物価の安定 など
福 祉 部	被災高齢者・障害者の応急支援対策、社会福祉施設等の被害状況調査及び応急対策 など
保健医療部	医療・助産の確保、災害医療用医薬品・衛生材料の調達及びあっせん、遺体処置・埋葬、医療施設・毒劇物等関連施設等の被害状況調査及び応急対策、保健師・栄養士等保健関係者の応援、赤十字標章の交付等 など
産業労働部	外国人県民等への対応、生活必需物資の流通確保、海外からの救援、商工業関係の被害状況調査、災害特別融資 など
農林水産部	応急救助用食料の確保・供給、生鮮食料品の流通応急対策、災害対策用木材等の調達及びあっせん、農地・農業用施設、漁港及び海岸等の被害状況調査及び応急対策 など
環 境 部	災害廃棄物及び災害時における廃棄物 など
土 木 部	陸上輸送手段のあっせん、緊急輸送路の確保、建設資機材等のあっせん、空港・港湾等の被害状況調査及び応急対策 など
まちづくり部	応急仮設住宅の供給支援、県営住宅等の被害状況調査及び応急対策 など
出 納 部 (出納局)	災害対策用諸物資等の調達・契約及び検収、災害関係費支出の審査及び支払い など
公営企業部 (企 業 庁)	飲料水の供給、医療用水の確保、水道施設等の所管施設に関する被害状況調査及び応急対策 など
病院事業部 (病 院 局)	県立病院等の被害状況調査及び応急対策、県立病院等における医療・助産の確保 など
教 育 部 (教育委員会)	所管教育施設の被害状況調査及び応急対策、被害児童生徒・被害教職員の応急対策、文化財の保護 など
警 察 部 (警 察 本 部)	救出救助及び避難誘導、交通応急対策、緊急通行車両の確認及び標章の発行、警察職員に対する特殊標章の交付等 など
事 務 局 (危機管理部)	物資及び資材の備蓄・整備等、対策本部の設置・運営等、関係機関からの支援要請のとりまとめ、自衛隊の派遣要請、警報の通知、被災情報のとりまとめ・分析・整理、物資・資機材の調達についての連絡調整、避難施設の指定、避難所の設置・運営に関するとりまとめ、避難の指示及び緊急通報の発令、安否情報の収集・提供に関するとりまとめ、放射性物質等による汚染の拡大の防止のとりまとめ、特殊標章の交付等 など

※ 組織・運営については、国民保護法、兵庫県国民保護対策本部及び兵庫県緊急対処事態対策本部条例及び兵庫県国民保護対策本部設置要綱で定めるところによる。

※ 各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行うものとする。

③ 事務局の組織及び役割



(4) 対策地方本部の設置

県対策本部が設置された場合において、各地域においても国民保護措置を実施する必要があると認める場合は、県対策本部長は、各県民局・県民センターに対策地方本部（地方本部長：県民局長・県民センター長）を設置する。

(5) 県現地対策本部の設置（法 28Ⅷ）

- ① 知事は、避難住民の数が多き地域等において、市町対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。
- ② 県現地対策本部長は、県対策副本部長のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。なお、当該地域において対策地方本部が設置されている場合は、その組織を包含する。
- ③ 県現地対策本部の組織については、被害の規模、態様等により弾力的な対応が可能となるよう配慮するとともに、その運営に当たっては、状況に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図るよう努める。

(6) 県対策本部長の権限（法 29）**① 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整**

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県、市町及び指定公共機関等が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

また、県対策本部長は、市町対策本部長から総合調整の実施を要請された場合で、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行う。この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町、指定公共機関等の自主性及び自立性に配慮する。

② 国対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、運送事業者などの指定公共機関に対し、職員の派遣を求めることができる。

また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる（自衛隊の連絡員の派遣）。

④ 情報の提供の求め

県対策本部長は、国対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

⑤ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑥ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 県対策本部の廃止（法 30）

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

2 動員の実施

(1) 職員の動員体制

- ① 対策本部員、防災担当指定要員、部局指定要員、対策本部事務局のあらかじめ定めた職員、本部連絡員、局長及び課室長は、直ちに配備に就く。
- ② 上記以外の職員については、原則として、県対策本部長が決定する配備体制を取るものとし、その参集基準に従い動員を行う。
- ③ 具体的な配備人員等については、別に定める各部動員計画を基本として、事態の状況等を勘案し、県対策本部の各部長が決定する。
- ④ 地方対策本部の職員については、原則として、これに準じた配備体制を取る。配備は原則として、地方対策本部長が県対策本部長と協議して決定する。
- ⑤ 警察においても、同様に警察本部及び警察署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

【職員参集基準】

配備体制	事態の状況	参集基準
第1号配備	① 県外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、国民保護措置の実施等に備える必要があるとき ② 武力攻撃予測事態の認定が行われたとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制

配備体制	事態の状況	参集基準
第2号配備	① 県内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要なとき ② 県外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本県に避難住民を受け入れる必要があるなど、全部局での対応が必要なとき ③ 武力攻撃予測事態の認定が行われ、県内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要なとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配置し、対策に当たる体制
第3号配備	県内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げての対応が必要なとき	原則として所属人員全員を配置し、応急対策に万全を期して当たる体制

(2) 配備の命令を受けた県職員の行動

- ① 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。
- ② 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- ③ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡する。ただし、対策本部員、防災担当指定要員、部局指定要員、対策（地方）本部事務局員、本部連絡員、業務要員、局長及び課室長等は、これにかかわらず、直ちに配備に就く。
- ④ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため各所属に赴くことができないときは、それぞれ、あらかじめ定めた最寄りの県の機関に赴き、その機関の長の指示に従って職務に従事する。ただし、対策本部員、防災担当指定要員、部局指定要員、対策（地方）本部事務局員、本部連絡員、業務要員、局長及び課室長等は、これにかかわらず、直ちに配備に就く。
 なお、各機関の長は、緊急に赴いた職員を掌握し、所属長に連絡する。
- ⑤ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合においては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長又は対策（地方）本部事務局に連絡する。この場合において、各所属長は、各職員からの連絡で得た情報を速やかに対策（地方）本部事務局へ報告する。

3 現地調整所の設置

市町長又は知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第3節 通信の確保

武力攻撃事態等における情報通信手段の確保等について定める。

1 非常通信体制の確保

(1) 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 市町における通信の確保

市町は、県に準じて、通信の確保を行うものとする。

2 情報通信機器等の運用

(1) フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）

県は、武力攻撃事態等において、災害報告、支援要請等の連絡及び関係機関相互の情報共有を図るため、フェニックス防災システムの的確な運用を図る。

(2) 兵庫県防災行政無線

① 衛星系

県、市町等は、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）を使用して関係機関との通信を確保するものとする。

ア 通信統制の実施

県は、衛星回線に通信が集中し、重要な通信に支障をきたすおそれがあるときは、災害対策課長から通信統制を行う。

イ 衛星ホットラインの設定

県は、必要に応じて衛星ホットラインの設定及び解除を行う。

ウ 優先回線の確保

県は、災害時に衛星通信回線が不足する場合には、（一財）自治体衛星通信機構に優先回線割当てを依頼する。

② 地上系

被災等により衛星系システムが使用できない場合には、地上系システムにより通信の確保を図る。県は、回線に通信が集中し、重要な通信に支障をきたすおそれがあるときは、災害対策課長から通信統制を行う。

(3) 通信事業者回線等

県は、武力攻撃事態等における緊急連絡時に指定公共機関である電気通信業者の回線等を利用する際は、あらかじめ登録をした災害時優先電話を活用する。

また、県は、緊急時における自衛隊、県警察との連絡においては、自衛隊とのホットラインや警察電話を活用する。

(4) 無線系通信

県は、武力攻撃事態等において公衆回線網等が使用できない場合は、消防防災無線及び水防無線等により国との連絡手段を確保するほか、電気通信事業者と連携し、孤立防止対策用衛星電話、移動無線局など無線通信サービスの活用を図る。

3 非常通信計画の活用

県は、情報通信機器が利用できない場合又は利用することが著しく困難な場合は、近畿地方非常通信協議会が策定した自然災害その他の非常時における「非常通信計画」を活用するものとし、通信設備を所有する構成員相互の協力により、市町、国その他の関係機関との通信経路を確保する。

第2章 関係機関との連携

的確かつ迅速な国民保護措置を実施するために必要な国、他の都道府県、市町、指定公共機関等その他の関係機関との連携について示す。

1 国対策本部等との連携

(1) 国対策本部との連携

県は、国対策本部と密接な連携を図る。この場合において、県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

また、国現地対策本部が設置された場合は、県から連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

(2) 合同対策協議会の開催

県は、国現地対策本部と県現地対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

2 指定行政機関等との連携

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法11Ⅳ・16Ⅴ）

① 県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

② 県は、市町長から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

(2) 指定行政機関等の職員の派遣要請（法151Ⅰ・Ⅱ）

① 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

② 県の委員会及び委員が、職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

(3) 職員の派遣のあつせんの求め（法152Ⅰ）

県は、(2)の職員の派遣要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(2)の職員の派遣について、あつせんを求める。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 知事による派遣要請（法15Ⅰ・令3Ⅰ・Ⅱ）

知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を要請する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

【想定される自衛隊の国民保護措置の内容】

- ① 避難住民の誘導
（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ② 避難住民等の救援
（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ③ 武力攻撃災害への対処
（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧
（危険ながれきの除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

(2) 国対策本部長による派遣の求め（法15Ⅱ）

国対策本部長は、知事による派遣要請が行われない場合で、県の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を求めることができるとされている。この場合において、国対策本部長は、速やかにその旨を知事に通知するものとされている。

(3) 市町長による派遣要請の求め（法20）

- ① 市町長は、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求めるものとする。この場合において、知事は、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。
- ② 市町長は、通信の途絶等により知事への連絡が取れない場合は、その旨及び当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に連絡することができる。この場合において、市町長は、知事に対して、できるだけ速やかに、当該連絡をした旨を通知するものとする。

(4) 出動した部隊との連絡調整

知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（自衛隊法76）及び治安

出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法 78）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法 81））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

(5) 留意事項

武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動を行うものであるが、その活動に支障の生じない範囲で国民保護措置を可能な限り実施するものであるという点に留意する必要がある。

4 他の都道府県との連携

(1) 近隣府県との情報共有等

- ① 県は、事態発生時に近隣府県との間で相互に情報の交換を行うなど、緊密な情報の共有を図るとともに、広域にわたる避難や救援を行う必要がある場合は、避難経路、運送手段等に関する調整を行う。
- ② 生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所（県健康福祉事務所）、地方衛生研究所（県健康科学研究所）などの機関は、特に緊密な情報の共有を図る。

(2) 他の都道府県に対する応援の要求（法12）

- ① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。
また、必要があるときは、地方自治法第252条の17の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- ② 県は、他の都道府県から応援の求めがあつたときは、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合などの正当な理由がない限り、必要な応援を行う。
- ③ 他の都道府県との間で相互応援協定等を締結した後は、応援活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。
- ④ 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、その内容について消防庁を通じて国対策本部に連絡を行う。ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

(3) 事務の一部の委託（法13・令1）

- ① 県は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、以下の事項を明らかにして、その事務又は事務の一部を他の都道府県に委託する。

【事務を委託する場合に定める事項】（令1）

- ① 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ② 委託事務に要する経費の支弁の方法
- ③ その他委託事務に関し必要な事項

- ② 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合又は他の都道府県から事務の委託を受けた場合は、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。また、知事は、速やかにその旨を議会に報告する。

5 市町との連携**(1) 市町に対して行う応援（法18）**

県は、市町から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあったときは、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合などの正当な理由がない限り、必要な応援を行う。

(2) 市町長の事務の代行（法14）

- ① 知事は、市町がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。
- ② 知事は、市町長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。
- ③ 知事は、市町長の事務を代行した場合において、当該市町がその大部分の事務を行うことができることになったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町長に引き継ぐ。この場合において、知事は、事務の代行を終了した旨及び代行した国民保護措置を当該市町長に通知する。

(3) 市町長からの県職員の派遣要請（地方自治法252の17）

知事は、市町長から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして県職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

(4) 市町長からの職員の派遣のあっせんの求め（法152）

県は、市町から指定行政機関等の職員又は他の市町の職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

6 指定公共機関等その他関係機関との連携**(1) 指定公共機関等への措置要請（法21Ⅲ）**

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定

公共機関等に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにするよう努める。

特に、次の事業者に対して要請を行う場合は、その留意事項に配慮するものとする。

① 日本赤十字社

県が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等の日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するものとする。

② 放送事業者

放送事業者である指定公共機関等が国民保護措置として実施する警報等の放送、避難の指示等の放送及び緊急通報の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮するものとする。

③ 運送事業者

運送事業者である指定公共機関等に対し避難住民又は緊急物資の運送を求め、又は指示しようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮するものとする。

④ 医療事業者

医療事業者である指定公共機関等に対し医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(2) 関係機関に対する協力要請

県は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し、協力を要請する。

(3) 指定公共機関等に対して行う応援等（法21Ⅱ）

知事は、指定公共機関等の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められたときは、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合などの正当な理由がない限り、必要な応援を行う。

第3章 県民の協力等

県民の協力や、県民の自発的活動に対する支援等について示す。

1 県民への協力要請（法41・II）

(1) 住民への協力要請

県は、国民保護措置の実施のために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、県は、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

協力を要請された住民は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

(2) 企業・団体への協力要請

県は、国民保護措置の実施のために必要があると認める場合には、企業や公共的団体に対し、住民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。

【県民の協力の例】

① 避難住民の誘導（法70）

- ア 市町職員と一体となった避難住民の先導
- イ 移動中における食料等の配給
- ウ 高齢者、障害者、乳幼児その他自ら避難することが困難な者の避難の援助
- エ 家庭や学校、事業所等における安否確認

② 避難住民等の救援（法80）

- ア 炊き出しの実施
- イ 食料、飲料水等の配布
- ウ 生活必需品等の救援物資の整理
- エ 避難所名簿の作成等の避難所運営の補助

③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法115）

- ア 消火のための水の運搬
- イ 救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転
- ウ 被災者の救助のための資機材の提供

④ 保健衛生の確保（法123）

- ア 健康診断の実施
- イ 感染症の動向調査の実施
- ウ 水道水の検査の実施
- エ 防疫活動の実施
 - ・感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助
 - ・臨時の予防接種のための会場設営等

- ・防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために県や市町が作成したパンフレットの配布
- オ 被災者の健康維持活動の実施
 - ・衛生指導等の保健指導のために県や市町が作成したパンフレットの配布
 - ・健康食品等の保健資材の配布

2 自主防災組織に対する支援（法4Ⅲ）

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、市町と連携して、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行うとともに、安全の確保に十分に配慮する。

3 ボランティア活動への支援等（法4Ⅲ）

(1) ボランティアの安全の確保

県及び市町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断するものとする。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりすることのないよう留意するものとする。

(2) 県によるボランティア活動への支援

県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、兵庫県社会福祉協議会・ひょうごボランタリープラザや日本赤十字社その他のボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズやボランティアの活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの活動環境への配慮、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、ボランティアの技能等が効果的に発揮できるよう必要な支援を行う。

(3) 市町におけるボランティア受入窓口の設置

市町は、災害ボランティアセンター、災害ボランティア本部など、ボランティアの受入窓口を設置するものとする。この場合においては、市町対策本部と相互に緊密な連携をとれるよう努めるものとする。

4 民間からの救援物資の受入れ等

(1) 救援物資の受入れ

- ① 県は、市町その他の関係機関等の協力を得ながら希望する救援物資を把握し、その内容のリスト、送り先等について、県対策本部及び国対策本部を通じて公表する。
- ② 県は、原則として、県立広域防災センター及び広域防災拠点に救援物資の受入場所に指定する。
- ③ 県は、救援物資提供の申し出に対し、品目、数量、輸送手段、輸送経路、到着予定日時等を確認のうえ受け入れる。また、受入れに際しては、救援物資の仕分けに手間

がかからないよう留意する。

(2) 救援物資の搬送

- ① 県は、県外からの救援物資の受入に際しては、原則として、地域防災計画で定める緊急輸送路を活用して、指定する受入場所まで搬送するよう依頼する。
- ② 県は、受入場所から各市町の収集拠点までの搬送について、運送事業者である指定公共機関等に要請する。

(3) 救援物資の配分

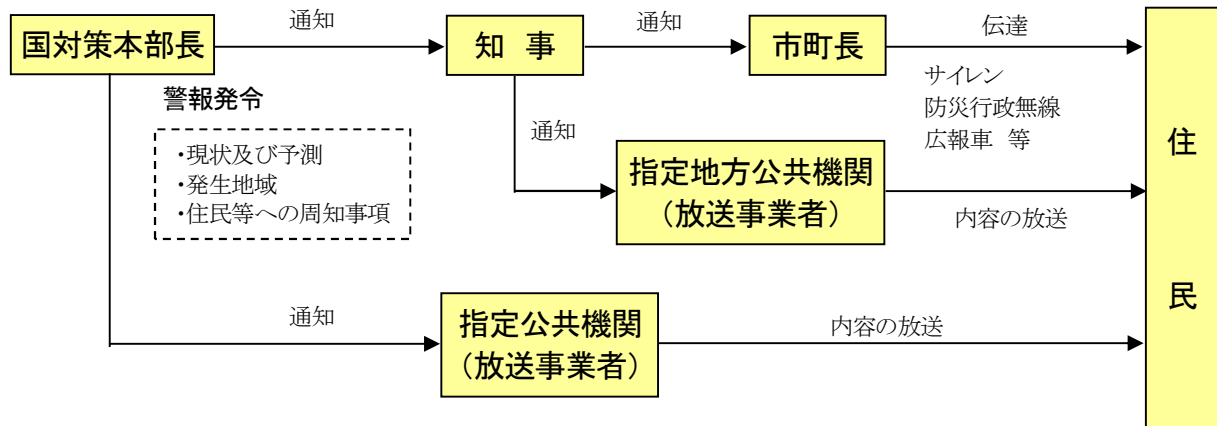
- ① 県は、受け入れた救援物資について、品目、数量、物資の提供者、受入日時、保管場所等をリストに整備し、必要により関係市町に提供する。
- ② 県及び市町は、仕分けに際し、専門業者への委託やボランティアの協力を得るなどして、迅速な処理に努める。
- ③ 県は、関係市町と協議のうえ、県で管理する救援物資の配分方法を定める。
- ④ 市町は、被災者に対し、救援物資を配布するものとする。

(4) 担当窓口の設置

- ① 県は、救援物資に係る総合的な窓口を設け、受入れを行うとともに、県全体の救援物資に係る情報を集約、整理し、その全体調整を行う。
- ② 県は、救援物資の提供受付リストを整備するとともに、受入状況と搬出状況の定期的な報告を受け、救援物資全体の状況を正確に把握し、的確な措置を講じる。
- ③ 県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に係る問い合わせ窓口を設け、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

第4章 警報の通知及び伝達

武力攻撃事態等において警報が発令されたときの警報の通知及び伝達等について示す。



1 警報の通知

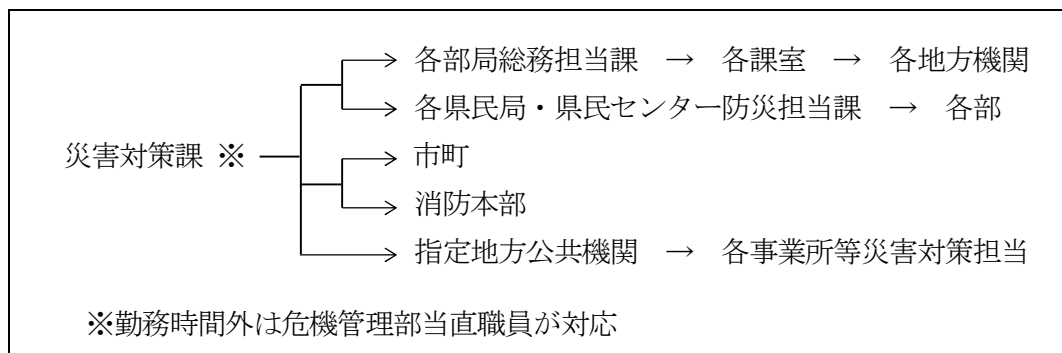
(1) 警報の通知（法46）

- ① 知事は、総務大臣（消防庁）から国対策本部長が発令した警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町長、県の執行機関、指定地方公共機関、県の関係地方機関その他の関係機関に通知する。
- ② この場合において、知事は、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に該当する市町に対しては、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。
- ③ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

【警報に定める事項】（法44Ⅱ・Ⅲ）

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
(地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。)
- ③ その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

【県による警報の通知先】



(2) 放送事業者による警報の放送（法 50）

放送事業者である指定公共機関等は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとされている。

なお、放送の方法については、警報の内容を損なわない範囲内で、放送事業者である指定公共機関等の自主的な判断にゆだねられている。

2 警報の伝達**(1) 市町長による警報の伝達（法 47 I）**

市町長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。

(2) 警報の伝達方法（法 47 II）

市町は、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携している情報伝達手段等により、原則として、次の要領により、警報の伝達を行うものとする。

また、市町は、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

① 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に該当する市町は、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

② ①に該当しない市町は、原則として、サイレンは使用しないものとし、防災行政無線やホームページ等により、周知を図るものとする。

なお、このことは、市町長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

(3) 伝達体制の整備

市町長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織、自治会等の地域コミュニティの自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。

(4) 県による警報の伝達等

① 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページに警報の内容を掲載する。また、ひょうご防災ネットを活用して、アプリ及び携帯電話のメール機能により、警報の内容を配信する。

② 県警察は、市町と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

(5) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達（法 48）

住民に対する警報の伝達は市町長が行うものであるが、多数の者が利用する施設に対

しては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長や知事その他の執行機関も当該施設の管理者に警報を伝達するよう努めるものとされている。ただし、このことは、市町長が当該施設の管理者に対して、重ねて警報を伝達することを妨げるものではない。

- ① 知事は、次の伝達系統により、学校及び病院に対し、警報を伝達する。

【県による警報の伝達】

通知先	伝達系統
学 校	県教育委員会 → 県立学校 → 県教育事務所 → 市町教育委員会 → 公立学校 教 育 課 → 私立学校 → 県立大学
病 院	医 務 課 → 健康福祉事務所（保健所） → 各病院 → 保健所設置市 → 各病院 病 院 局 → 県立病院

- ② 鉄道事業者である指定公共機関等は、各営業路線の駅に対し、警報を伝達するよう努めるよう要請するものとする。
- ③ 市町は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する伝達について配慮するものとする。

(6) 高齢者、障害者、外国人等への配慮

- ① 県及び市町は、聴覚障害者に対しては目に見える情報を、視覚障害者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努めるものとする。
- ② 県及び市町は、病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障害者等が入院・入所している施設及び学校及び保育所等の児童や乳幼児が通学、通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努めるものとする。
- ③ 市町は、自主防災組織や自治会等の自主的な協力を得て、高齢者、障害者等が居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うよう努めるものとする。
- ④ 県及び市町は、日本語の理解が十分でない外国人に対しては、外国語ホームページでの発信や、多言語放送を行うコミュニティFMやFM放送の協力を得て、多言語で警報の内容を発信するほか、必要に応じて、外国人団体及びNGO等の関係団体に対して情報を提供するなど、警報の伝達が円滑に行われるよう努めるものとする。

3 警報の解除（法51）

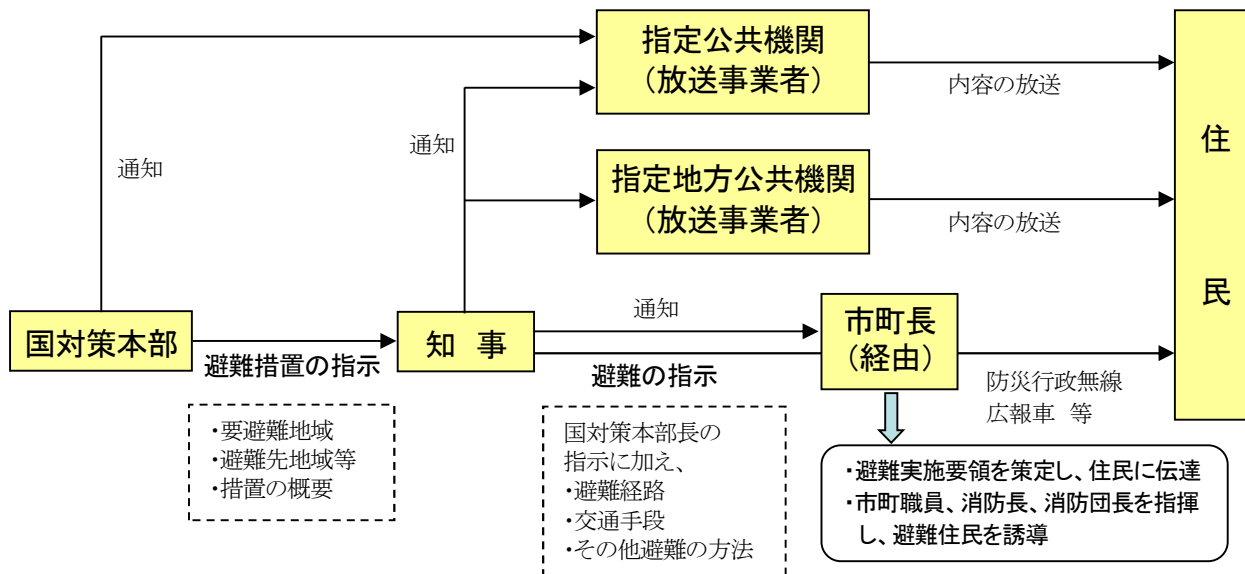
警報が解除されたときは、知事及び市町長は、警報が発令された場合と同様の方法で、警報の解除の通知、伝達を行うものとする。ただし、警報の解除の伝達においては、市町長は、原則として、サイレンは使用しないものとする。

第5章 住民の避難

武力攻撃事態等において国対策本部長による住民の避難措置の指示を受けたときの住民の避難の指示及び誘導等について示す。

第1節 避難の指示等

特定の地域の住民の避難が必要な場合は、国対策本部長は、関係都道府県知事に対して避難措置の指示を行うこととされており、県による住民への避難の指示等について定める。



1 避難措置の指示

(1) 避難措置の指示を受けた場合等の連絡（法 52Ⅶ）

- ① 知事は、総務大臣（消防庁）を通じて国対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、市町長、県の執行機関、指定地方公共機関、県の関係地方機関その他の関係機関に通知する。
- ② この場合において、知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町に対しては、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

【避難措置の指示の内容】（法 52Ⅱ）

- ① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ③ 関係機関が講ずべき措置の概要

(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

- ① 知事は、要避難地域を管轄する場合は、避難措置の指示を受け、要避難地域の住民に対し避難の指示を行う。
- ② 知事は、避難先地域を管轄する場合は、避難措置の指示を受け、避難住民の受入れのための措置を実施する。
- ③ 知事は、要避難地域及び避難先地域のいずれも管轄しない場合であっても、避難措

置の指示について通知を受ける。この場合において、知事は、警報の通知の場合と同様に、その内容を関係機関に通知する。

2 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示（法54Ⅰ）

- ① 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

また、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町長を経由して、当該近接する地域の住民に対し、避難を指示する。

【避難の指示の内容】（法52Ⅱ・54Ⅱ）

- ① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ③ 関係機関が講ずべき措置の概要
- ④ 主要な避難の経路
- ⑤ 避難のための交通手段
- ⑥ その他避難の方法

- ② 知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や運送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。
- ③ 要避難地域を管轄する市町長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、その内容を、警報の伝達方法に準じて、住民及び関係ある公私の団体に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請するものとする。
- ④ 県警察は、市町と協力し、警報の伝達方法に準じて、避難の指示の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努める。

【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示（一例）

兵庫県知事

○月○日○時現在

- 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。
- 要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。
- 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
- (1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
- ・交通手段及び避難経路
 - 国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
 - 駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）
 - ※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
 - ※ 細部については、A市の避難実施要領による。
 - ※ A市職員の誘導に従って避難する。
- (2) A市BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
- ・交通手段及び避難経路
 - 徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、追って指示を待つ。
 - ・・・以下略・・・
- ※ 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。
- (例) ・武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合
- ※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

(2) 関係機関への通知等（法 54）

① 避難先地域を管轄する市町長への通知

知事は、避難の指示をしたときは、直ちに、その内容を避難先地域を管轄する市町長（県内市町に限る）に通知する。この場合において、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

なお、避難先地域に神戸市が含まれる場合は、知事は、あらかじめ、神戸市長の意見を聴く。

② 避難施設の管理者への通知

知事は、避難の指示をしたときは、直ちに、その内容を避難先地域の避難施設の管理者（県内に限る）に通知する。この場合において、県は、市町の協力を得て、避難施設の管理者に、当該施設の開放等を行うことを求める。

③ その他関係機関への通知

知事は、避難の指示をしたときは、直ちに、その内容を要避難地域及び避難先地域以外の市町長、県の執行機関、指定公共機関等、県の関係地方機関その他の関係機関に通知する。

④ 国対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、速やかに国対策本部長にその内容を報告する。

(3) 放送事業者による避難の指示の放送（法57）

放送事業者である指定公共機関等は、避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、避難の指示の内容を速やかに放送するものとされている。

なお、放送の方法については、避難の指示の内容を損なわない範囲内で、放送事業者である指定公共機関等の自主的な判断にゆだねられている。

(4) 自家用車等の使用の制限

① 基本的考え方

住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から、原則として、自家用車等の使用を制限する。

② 地域特性による特例

中山間地など公共交通機関が限られている地域における住民の避難については、知事は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情等を勘案し、県警察の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができる。

③ 高齢者、障害者、乳幼児等に関する特例

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難を円滑に実施するため、特に必要があると認める場合には、知事は、避難の指示を行うに当たり、県警察の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができる。

(5) 動物の保護等に関する配慮

県は、国（環境省、農林水産省）が示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、市町及び関係機関と連携協力を図りながら、可能な範囲で、所要の措置の実施に努める。

① 危険動物等の逸走対策

ア 県及び市町は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図る。

イ 県及び市町は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。

ウ 県及び市町は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行う。

② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

ア 県及び市町は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施する。

イ 県及び市町は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施する。

3 避難の指示の際の調整

(1) 避難住民等の状況把握

① 避難住民数の把握

ア 県は、要避難地域の市町に対して、所在する要避難住民数の報告を求める。要避難地域の市町は、当該要避難住民に関して、世帯別、事業所別等の内訳、高齢者、障害者等の数についても把握するよう努めるものとする。

イ 県は、避難先地域の市町から、受け入れが可能な避難住民の人数、保有する物資の量等を聴取し、その救援の能力等を勘案して、受け入れるべき避難住民数を割り当てる。

② 避難施設の選定

ア 県は、避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択する。なお、避難施設データベースにより条件を検索し、避難施設の候補の選定を行うものとする。

イ 県は、高齢者、障害者等の状況等を踏まえ、福祉避難所としての機能を有する避難施設の確保に配慮する。

ウ 県は、避難先地域の市町の協力を得て、当該避難施設の管理者から施設使用の可否等を聴取し、避難先となる避難施設を選定する。

(2) 運送手段及び避難経路の確保

① 運送手段の選定

県は、迅速かつ効果的な避難住民の運送が行われるよう、あらかじめ把握している指定公共機関等のバス、鉄道、船舶等の保有数等をもとに、県警察及び当該指定公共機関等の意見を聴きつつ、避難住民の運送手段を選定する。

② 避難経路の選定

県は、あらかじめ定めた避難候補路の中から、対策本部長により港湾施設、飛行場施設及び道路の利用指針（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第1項、第10条第1項及び第12条第1項の利用指針をいう。以下同じ。）等が定められたときはその利用指針、武力攻撃事態等の態様や道路の被災状況及び利用状況、運送手段の状況等を勘案して、避難経路を選定する。

③ 県警察との調整

ア 県は、避難経路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施す

るため、避難経路の選定に当たっては、県警察と調整を図る。

イ 県は、避難経路を示して避難の指示を行った場合は、緊急通行車両の確認及び標章の発行等について、県警察と調整を図る。

④ 国対策本部長による利用指針の調整

ア 知事は、住民の避難等において、港湾施設、飛行場施設及び道路等の利用のニーズが自衛隊や米軍の行動と競合する場合には、国対策本部長による利用指針の策定に係る調整が開始されるよう、消防庁を通じて国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

イ 知事は、国対策本部長が利用指針を策定する場合の国対策本部長による意見聴取や国対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整（法 58～60）

① 県外へ避難する場合

知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事と、避難すべき住民の数や避難の方法（運送手段、避難経路）、避難住民の受入地域や受入方法について、あらかじめ協議する。また、避難先地域を管轄する都道府県知事に避難住民の輸送等を依頼する場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、知事は当該都道府県知事に対し、必要に応じ、国民保護法第 13 条に基づき事務の委託を行う。

② 県外からの避難住民を受け入れる場合

知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ県内の市町と協議を行いつつ、県内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、直ちに、当該受入地域を管轄する市町長及び避難施設の管理者に通知するとともに、速やかに、その内容を協議元の都道府県知事に通知する。また、知事は、要避難地域を管轄する都道府県知事から、避難住民の輸送の依頼を受けた場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、必要に応じ、当該知事から国民保護法第 13 条に基づき、事務の委託を受けるものとする。

③ 総務大臣の勧告等

ア 知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずる。

イ 知事は、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずる。

4 避難住民の運送

(1) 運送の求め（法 71）

- ① 知事又は市町長は、避難住民を誘導するため、運送事業者である指定公共機関等に対し、避難住民の運送を求めるものとする。この場合において、県又は市町は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。
- ② 原則として、市町の区域を越える運送の場合は、県が運送事業者である指定公共機関等に対して運送を求め、市町の区域内の運送の場合は、当該市町から運送を求めるものとする。
- ③ 運送事業者である指定公共機関等は、知事又は市町長から避難住民の運送の求めがあったときは、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合や求めを受けた運送事業者が別の都道府県知事又は市町長から既に避難住民の運送を求められている場合などの正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされ、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、避難住民を運送するために必要な措置を講ずるものとされている。

(2) 運送に係る総合調整（法 72）

- ① 知事は、運送事業者である指定公共機関が正当な理由がないのに避難住民の運送の求めに応じないと認めるときは、国対策本部長に対し、その旨を通知する。この場合において、国対策本部長は、運送の求めが行われた当該運送について、必要に応じ、総合調整を行うものとされている。
- ② 市町長は、運送事業者である指定地方公共機関が正当な理由がないのに避難住民の運送の求めに応じないと認めるときは、県対策本部長に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、県対策本部長は、運送の求めが行われた当該運送について、必要に応じ、総合調整を行う。

(3) 運送の指示（法 73）

- ① 知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が的確かつ迅速に行われない場合において、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該指定地方公共機関に対し、所要の避難住民の運送を行うべきことを指示する。この場合において、知事は、警報の内容に照らし、指定地方公共機関の安全が確保されていると認められる場合でなければ、運送の指示を行うことができない。
- ② 知事は、指定地方公共機関が運送の指示に基づき避難住民の運送を行うときは、当該指定地方公共機関に対して、その安全の確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行う。

5 避難の指示の解除（法 55）

（1）避難の指示の解除

- ① 知事は、要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示が解除されたときは、当該避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除する。
- ② 知事は、要避難地域に近接する地域の住民に対し避難の指示を行った場合において、当該避難の指示に係る要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の必要がなくなったと認めるときは、当該避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除する。

（2）関係機関への通知等

知事は、避難の指示を解除したときは、避難の指示の通知に準じて、その内容を関係機関に通知するとともに、国対策部長に報告する。

6 避難住民の復帰のための措置（法 69）

市町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

第2節 避難住民の誘導

知事から避難の指示の通知を受けた市町長は、避難実施要領を定め、それに基づき避難住民の誘導を行うものとされており、市町長が行う避難住民の誘導、それに対する県の支援等について定める。

1 市町長による避難住民の誘導

(1) 避難実施要領の策定（法 61 I・II）

- ① 市町長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づき、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

【避難実施要領に定める事項】（法 61 II）

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・避難の実施に関し必要な事項

- ② 市町長は、避難実施要領の策定に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ 市町職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市町職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

- ケ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- コ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。
- サ 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（一例）

兵庫県 A 市長
○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A 市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A 市の A 1 地区の住民は、B 市の B 1 地区にある B 市立 B 1 高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

- 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

・バスの場合

A 市 A 1 地区の住民は、A 市立 A 1 小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B 市立 B 1 高校体育館に避難する。

・鉄道の場合

A 市 A 1 地区の住民は、○○鉄道△△線 A A 駅前広場に集合する。その際○日○時○分○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、A A 駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又は A A 通りを使用すること。集合後は、○日○時○分発 B 市 B 1 駅行きの電車で避難する。B 市 B 1 駅到着後は、B 市職員及び A 市職員の誘導に従って、主に徒歩で B 市立 B 1 高校体育館に避難する。

・船舶の場合

A 市 1 地区の住民は、A 市 A 港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発 B 市 B 1 港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・・・・以下略・・・・

- (2) A 市 A 2 地区の住民は、B 市 B 2 地区にある B 市立 B 2 中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 △山○男

TEL ×××-×××-×××× (内線 ××××)

FAX ×××-×××-××××

・・・以下略・・・

(2) 避難実施要領の伝達・通知（法 61Ⅲ・Ⅳ）

市町長は、避難実施要領を定めたときは、警報の伝達方法に準じて、直ちにその内容を住民に伝達するとともに、当該市町の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長等、自衛隊地方協力本部長等に通知するものとする。また、管轄する県地方対策本部長（県民局長・県民センター長）にも、併せて通知するものとする。

(3) 避難住民の誘導（法 62・63Ⅰ）

① 市町長は、その避難実施要領で定めるところにより、市町職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導するものとする。

② 市町長は、避難住民を誘導するときは、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、必要に応じ、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

③ 市町長は、市町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察官、海上保安官又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を行うよう要請するものとする。

る。この場合において、市町長は、その旨を知事に通知するものとする。

- ④ 市町長は、大規模集客施設等からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。

2 知事による避難住民の誘導の支援

(1) 避難実施要領策定の支援

知事は、市町長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 避難誘導の状況の把握

知事は、市町長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、避難住民の誘導の状況について把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 避難住民の誘導の支援及び補助（法 67 I・IV）

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で必要と判断する場合、又は市町長からの要請があった場合には、市町長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。

特に、市町長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域的見地からの市町長の要請の調整（法 63 II・III）

知事は、複数の市町長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合するなど広域的観点から調整が必要であると判断した場合は、それらの優先順位を定めるなど市町長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市町長への避難誘導に関する指示（法 67 II・III）

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町長により行われなときは、知事は、市町長に通知した上で、県職員を指揮し、避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応（法 68）

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合又は複数の市町長による運送の求めが競合した場合若しくは競合することが予想される場合には、広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関等に対し、自ら運送の求めを行う。

3 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮（法 65）

- ① 病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院又は滞在している施設の管理者は、避難が円滑に行われるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。
- ② 県及び市町は、自ら管理する病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、特別支援学校等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努めるものとする。

4 避難所等における安全確保

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

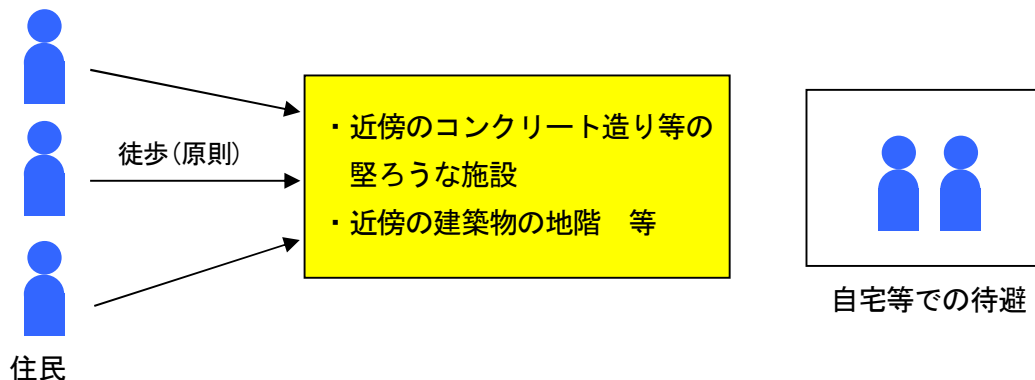
警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

第3節 避難の類型

住民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなるが、避難先地域の区分に応じて、基本的な避難の類型を示す。

1 屋内への避難

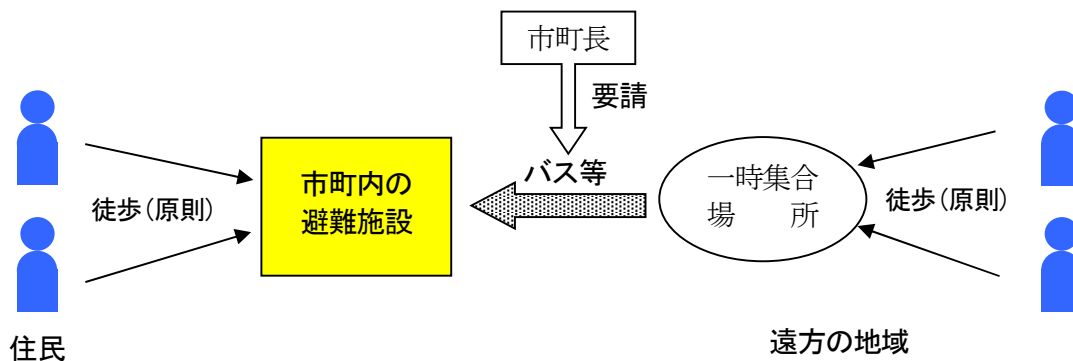
弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、2～4の類型により、他の安全な地域へ避難する。



2 市町内の避難

市町内において避難する場合は、徒歩を原則として、市町内の避難施設に避難する。

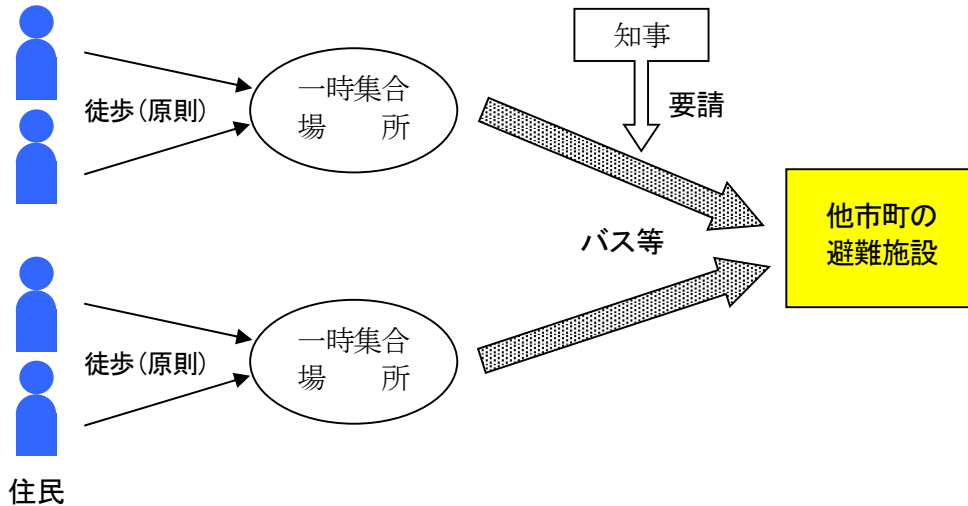
また、市町内であっても遠方への避難が必要な場合は、市町長が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。



3 県内他市町への避難

県内の他市町へ避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。

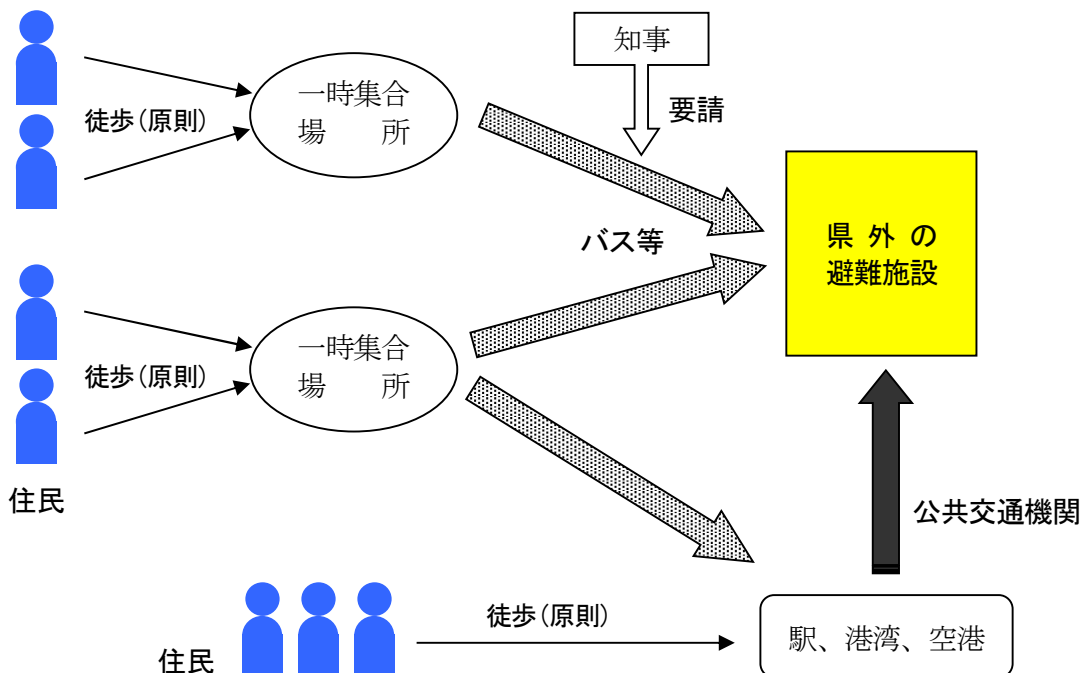
また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。



4 県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、鉄道、船舶、航空機等の公共交通機関による避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、駅、港湾等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。

また、知事が要請したバス等により避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行う。



第4節 避難に当たって留意すべき事項

地域の特性や事態の類型等により、住民の避難の形態が大きく異なることから、それぞれの場面における避難に当たって配慮すべき事項について定める。

1 地域特性に応じた留意事項

(1) 大都市における住民の避難

大都市の住民を実際に避難させる必要が生じた場合には、国対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

知事は、国対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、まず直ちに近傍の屋内施設へ避難するよう指示することとし、その後の事態の推移に応じた国対策本部長の指示を待って対応する。

(2) 島しょ部における住民の避難

① 沼島及び家島諸島の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、知事は、以下の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて、国対策本部に早急に連絡する。

- ・避難すべき住民の数、想定される避難方法
- ・現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

② 運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、知事は、関係する運送事業者と連絡を取り、運送に係る個別の調整を行う。

③ この場合において、県は、市町と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるよう島内の地域を分割して、各地域の避難の時期、避難の方法（一時避難場所や港湾までの運送手段、避難経路等）を定める。

(3) 積雪地における住民の避難

積雪時における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、移動に長時間を要するほか、避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことから、県及び積雪が多い地域の市町は、それらの事項について十分に配慮する。

(4) 自衛隊施設の周辺地域における住民の避難

県及び市町は、自衛隊施設の周辺における住民の避難については、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から国と密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において県及び市町が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国と必要な調整を行うものとする。

2 事態の類型等に応じた留意事項

(1) 着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うことを基本とする。

また、国対策本部長は、避難措置の指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うものとされており、知事は、国対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国対策本部長に早急に連絡する。

- ② 県及び市町は、避難の誘導に当たっては、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努めるほか、県警察は、避難経路の確保と秩序だった避難のため、適宜交通規制を行う。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① 国対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、知事は、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。
- ② 攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域においては、知事は、当初は屋内への一時避難を指示し、移動の安全が確認された後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難先に移動させる等適切な対応を行う。
- ③ 急襲的な攻撃により、国対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、知事は、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
- ④ 知事は、避難住民の誘導に際しては、県警察、管区海上保安本部等及び自衛隊と市町との連携が図られるように広域的な調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
 - AA地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
 - BB地区の住民については、市町長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。
- 健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

(3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、知事は、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に住民を避難させる。

- ② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、知事は、屋内避難の指示を継続するとともに、被害内容が判明後、国対策本部長からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）

- 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。
弾頭の種類は、〇〇剤と考えられることから、・・・

(4) 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応を取るものとする。

(5) 武力攻撃原子力災害の場合

知事は、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととし、事態の状況を見て、次のような指示を行う。

- ・ 事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置（まずは屋内退避を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。）を指示
- ・ なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意する。

(6) NBC攻撃の場合

知事は、消防機関及び県警察等の避難誘導をする者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、必要な措置を講ずる。

【NBC攻撃における避難の留意点】

攻撃の種類	留意点
核 攻 撃 等	①核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域 ・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示 ②放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域 ・放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 ③ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難
生物剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療
化学剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難

第6章 救援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、その実施方法等について示す。

第1節 救援の実施

救援の実施手順、関係機関との連携等について定める。

1 救援の実施（法75、令9）

知事は、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（内閣府告示）に基づき、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次の措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 福祉サービスの提供
- ⑨ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑩ 学用品の給与
- ⑪ 死体の捜索及び処理
- ⑫ 障害物の除去

2 県及び市町の役割

(1) 指定都市による救援の実施に係る調整（法 184 I・II）

指定都市である神戸市は、県と同様の立場で救援を行うことから、救援の円滑な実施のため、知事は、神戸市長と事前に活動内容についての調整を行い、緊密に連携して救援を行うものとし、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、直ちに当該指示について神戸市長に通知する。

(2) 市町による救援の実施（神戸市を除く）に係る調整（法 76）

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととすることができることから、下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する救援の実施に関する事務を市町長に行わせる。この場合において、知事は、市町長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町長へ通知するとともに、直ちにその旨を公示する。

- ① 市町長が当該事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図られること。
- ② 緊急を要する救援の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の捜索及び救出等）及び県においては困難な救援の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

なお、県は、救援の実施に関する事務の一部を市町長に行わせるに当たっては、市町の実情や武力攻撃事態等の状況を踏まえることに留意するとともに、市町と密接に連携して、これを支援する。

3 関係機関との連携

(1) 国への要請等（法 86・87）

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め（法 12 I）

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結する相互応援協定等に定める活動の調整や手続に基づき行う。

(3) 市町との連携（法 76 II）

2 (2)において、市町長が行うこととされる救援の実施に関する事務以外の事務についても、市町長は知事の行う救援を補助することとされており、県は、市町と密接に連携する。

(4) 事業者との連携

県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るもの

とする。

(5) 日本赤十字社との連携（法 77Ⅲ）

日本赤十字社は、知事が行う救援に協力しなければならないものとされており、知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

(6) 緊急物資の運送（法 79）

- ① 知事及び市町長は、避難住民の運送の求めに準じ、運送事業者である指定公共機関等に対し、緊急物資の運送を求めるものとする。
- ② 運送事業者である指定公共機関等は、知事又は市町長から緊急物資の運送の求めがあったときは、避難住民の運送に準じ、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。

第2節 救援に必要な物資の確保等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、次の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ、これらの措置を講ずることに留意する。

1 物資の売渡しの要請等

(1) 売渡し要請（法81Ⅰ）

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資であつて、生産、集荷、販売、配給又は輸送を業とする者が取り扱うもの（特定物資）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

【救援の実施に必要な物資】（法81Ⅰ、令12）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 医薬品 ② 食品 ③ 寝具 ④ 医療機器その他衛生用品
(注射器、メス、聴診器、脱脂綿、ガーゼ、マスク、おむつ等) ⑤ 飲料水 ⑥ 被服その他生活必需品
(外衣、肌着、身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料等) ⑦ 建設資材
(収容施設及び医療の提供を行うための施設に係る建設工事に必要なものに限る。) ⑧ 燃料
(収容施設等における暖房や炊事、非常用電源等に用いるためのガソリン、灯油、軽油、LPガス等) ⑨ その他内閣総理大臣が定めるもの |
|---|

(2) 収用（法81Ⅱ）

知事は、特定物資の所有者が、被災等により当該物資が使用に耐えなくなっている場合や既に他の都道府県知事による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、売渡しの要請に応じないときは、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

(3) 保管命令（法81Ⅲ）

知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給又は輸送を業とする者に対し、当該特定物資の保管を命ずることができる。

(4) 国への要請（法81Ⅳ）

知事は、県内では特定物資を十分に確保することができない場合等においては、国に対して特定物資の確保のための措置を講じるよう要請する。

2 土地等の使用（法82）

知事は、収容施設や臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。この場合において、老朽化等により対象となる家屋等が使用に適さない場合や当該家屋において他の避難住民等が既に収容され、当該家屋の収容の容量に達している場合などの正当な理由がないにもかかわらず、土地等の所有者及び占有者が同意をしないとき、又はその所在が不明であるため同意を求めることができないときは、知事は、特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

3 公用令書の交付（法83・令13～15）

知事は、特定物資の収用や保管命令、土地等の使用に当たっては、当該処分の手方に対し、公用令書を交付して行う。ただし、交付すべき相手方の所在が不明である場合等においては、事後に交付することができる。

【公用令書に記載すべき事項】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所
(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)② 当該処分の根拠となった法律の規定③ 保 管 命 令：保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
土地等の使用：使用する土地等の所在する場所及び当該処分に係る期間 |
|---|

4 立入検査等（法84）

(1) 特定物資の収用等に係る検査

知事は、特定物資の収用や保管命令、土地等の使用に当たっては、当該処分を適切に実施するため、職員に対象となる特定物資の所在場所やその保管場所、土地等に立ち入らせて、その状況について検査させることができる。

(2) 特定物資の保管に係る報告等

知事は、特定物資を保管させた場合、保管を命じた相手方に保管状況を報告させ、又は職員を保管場所に立ち入らせ、保管状況について検査させることができる。

(3) 管理者への通知等

立入検査に当たっては、職員は、事前に当該管理者に通知するとともに、身分証明書を携帯し、関係人からの請求があった場合は、これを提示する。

5 医療の実施の要請等（法85）

(1) 医療の実施の要請

知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の事項を示して、医療を行うよう要請することができる。

(2) 医療の実施の指示

知事は、医療関係者が、負傷、交通の遮断等により医療を行うことができないなどの正当な理由がないにもかかわらず、医療の実施の要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、書面により、医療を行うべきことを指示することができる。

(3) 医療関係者の安全の確保

知事は、医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、次のとおり、医療関係者の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる。

- ① 安全が確保されない地域における医療の実施の要請又は指示はしないこと。
- ② 要請又は指示を行った場合には、安全に関する情報を可能な限り適時に提供すること。
- ③ 要請又は指示を受けた医療関係者の活動地域において、状況の変化によって危険が迫った場合には、適切な避難措置をとること。

第3節 救援の実施方法

知事又は市町長が行う救援の基本的な実施方法について定める。

1 収容施設の供与

(1) 避難所

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護する。

① 避難所の開設

ア 原則として、学校や公民館等公的施設、社会福祉施設、国が管理する施設、移動可能な施設、車両等を利用する。

イ 避難所の開設は、原則として市町長が行うものとするが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設するものとする。

ウ 市町等が避難所を開設したときは、開設日時及び場所、箇所数及び収容人員等について、直ちに県に報告するものとする。

エ 市町は、避難所の不足が生じた場合には、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ、避難所として追加すべき施設を県に報告するものとし、県は、管理者の同意を得た上で、避難所として位置付ける。

オ 避難所での避難生活が長期にわたり、避難住民等への健康上の配慮等が必要な場合には、ホテルや旅館などの宿泊施設の借上げを検討するものとする。

② 避難所の運営

ア 避難所の運営は、原則として、市町が行うものとする。

イ 市町は、避難所を開設したときは、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するものとする。

ウ 市町は、避難所の維持、管理のため、避難所ごとに責任者（原則として市町職員）を定め、学校教職員など施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営を図るものとする。

エ 県及び市町は、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、避難元の都道府県又は市町村の職員に対して協力を求めるものとする。

オ 学校に避難所が開設された場合、教職員が、次の避難所運営業務に従事できるものとし、この期間は7日以内を原則とする。

- ・施設等開放区域の明示
- ・避難者誘導・避難者名簿の作成
- ・情報連絡活動
- ・食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- ・ボランティアの受入れ
- ・炊き出しへの協力
- ・避難所運営組織づくりへの協力

- ・重傷者への対応

カ 市町は、市町と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保するものとする。

キ 市町は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めるものとする。

ク 県及び市町は、高齢者、障害者等に対しては、障害者用トイレ、スロープ等の仮設やコミュニケーション支援等、個々の状況に応じた十分な配慮を行うものとする。

ケ 県及び市町は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難住民等の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めるものとする。

(2) 長期避難住宅

① 避難が長期にわたることが見込まれる場合には、県は、早急に長期避難住宅のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等が避難所から長期避難住宅等に移ることができるよう配慮するものとする。

ア 仮設住宅（長期避難建設型応急住宅）

イ 賃貸住宅（長期避難賃貸型応急住宅）

ウ 公営住宅 等

② 仮設住宅（長期避難建設型応急住宅）の設置については、(3) 応急仮設住宅を準用するものとする。

(3) 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図る。

① 応急仮設住宅の設置及び供与の方法

ア 応急仮設住宅の規格、規模、構造、単価等について市町間で格差の生じないよう広域的な調整を行う必要があるため、原則として、県が応急仮設住宅を設置する。また、市町が設置する場合には、県は、市町別に必要な戸数を算定し、その規格等を定めるなど、同質のものを作らせるよう指導する。

イ 県は、市町から要請があった場合、又は自ら必要があると認める場合は、あらかじめ締結する協定に基づき、次の事項を可能な限り示して、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会に対し、応急仮設住宅の建設のあっせんを要請する。

- ・被害戸数
- ・設置を必要とする戸数
- ・調達を必要とする建設業者数
- ・連絡責任者
- ・その他参考となる事項

県は、なお供給に不足が生じる場合には、他府県や国（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に対し、建設業者や資機材のあっせん等を要請する。

ウ 県及び市町は、応急仮設住宅の建設に加えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施することができる。

② 応急仮設住宅の構造

ア 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障害者等の安全性及び利便性に配慮した構造とするものとする。

イ 高齢者、障害者等特に配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するものとする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置し、地域コミュニティの確保を図るものとする。

③ 入居者の認定

入居者の認定は、市町において行うものとする。この場合において、高齢者、障害者等の優先入居に十分配慮するものとする。

④ 応急仮設住宅の管理

県又は市町において、通常の管理を行うものとする。

⑤ 生活環境の整備

県及び市町は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めるものとする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

避難住民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難住民等の食生活を確保する。

① 炊き出しその他による食品の給与の方法

ア 炊き出しは、原則として、避難所内又はその近くの適当な場所で行うが、適当な場所がないときは、所有者等の同意を得て、飲食店又は旅館等を使用するものとする。

イ 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態を給することとし、弁当によることもできる。また、高齢者や乳幼児のニーズにも配慮するものとする。

② 食料の供給要請等

市町は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あっせんを要請するものとする。

・供給あっせんを必要とする理由

- ・必要な品目及び数量
- ・引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- ・荷役作業者の派遣の必要の有無
- ・その他参考となる事項

③ 主食の供給

ア 米穀の供給

県は、市町から要請があった場合、又は武力攻撃事態等の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結する米穀卸売業者などから供給あっせんを行う。また、必要に応じ、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請し、米穀の売買契約を締結し、市町に供給する。

イ 弁当・おにぎりの供給

県は、市町から要請のあった場合、又は武力攻撃事態等の状況により必要と認める場合は、避難住民等に弁当・おにぎりを供給するため、弁当給食事業者、コンビニエンスストア事業者、食料品業者との協定に基づく供給のあっせんのほか、学校給食センター、給食業者、その他弁当・おにぎりの製造が可能な業者による、弁当・おにぎりの供給あっせんを行う。

ウ パン、育児用調整粉乳等の供給

県は、市町から要請のあった場合、又は武力攻撃事態等の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結する製造業者などから供給あっせんを行う。

④ 副食の供給

県は、市町から要請のあった場合、又は武力攻撃事態等の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結する製造業者などから供給あっせんを行う。

⑤ 輸送

ア 県は、輸送に当たっては、地域防災計画で定める緊急輸送路を活用する。

イ 県は、輸送協定を締結する運送事業者に対して、県警察本部及び県危機管理部よりあらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

また、武力攻撃災害発生時には、これらの運送事業者に県の指定場所までの搬送を依頼する。なお、これにより難しいときは、県の広域防災拠点等に集積させる。

ウ 県は、広域防災拠点等から各市町の拠点等への搬送を、兵庫県トラック協会等に依頼することとし、あらかじめ投入可能台数を把握する。

エ 市町は、各市町の物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。

(2) 飲料水の供給

武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染された

こと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給する。

① 飲料水供給の方法

ア 市町は、対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施するものとする。

イ 県は、市町から要請があった場合、又は必要と認める場合には、供給の応援を行う。市町からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに市町に対する供給の応援を行うこととする。

ウ 市町（水道事業者）は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努めるものとする。

エ 病院、救護所等へは、最優先で給水するものとする。

② 水源及び給水量

ア 市町（水道事業者）は、浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応するものとする。

イ 市町（水道事業者）は、武力攻撃災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるものとする。

内 容 時系列	期 間	1人当たり水量 (ℓ/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	発災から 3日間	3	生命維持のため最小限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで	3～20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量	・自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 ・仮設配管による給水 ・復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
	11日目から 20日まで	20～100	最低限の浴用、洗濯に必要な水量	
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	・仮設配管からの各戸給水 ・共用栓の設置

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

③ 給水応援

ア 県及び市町は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行うものとする。

イ 市町は、必要な人員、資機材等が不足するときは、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請するものとする。

- ・給水を必要とする人員
- ・給水を必要とする期間及び給水量
- ・給水する場所

- ・必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- ・給水車両借上げの場合は、その必要台数
- ・その他必要な事項

ウ 県は、協定に基づき、被災地の近隣市町へ緊急応援を要請する。なお対応が困難な場合は、厚生労働省、他府県、自衛隊や日本水道協会等の関係団体に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たる。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させる。

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の方法

- ① 市町は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あつせんを要請するものとする。
 - ア 供給あつせんを必要とする理由
 - イ 必要な緊急物資の品目及び数量
 - ウ 引渡しを受ける場所及び引受責任者
 - エ 連絡先及び連絡担当者
 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - カ その他参考となる事項
- ② 県は、市町から要請があった場合、又は必要と認める場合、あらかじめ供給協定を締結する業者などから緊急物資を供給あつせんするとともに、流通業界や石油業界に、迅速な流通の確保を要請する。
- ③ 県は、確保が困難な緊急物資について、他の都道府県や国（近畿経済産業局ほか）に供給あつせんを依頼する。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の品目

給与又は貸与する主な品目は、一般に次のとおりであり、高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮するものとする。

- ① 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
- ② 日用品

石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等
- ③ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
- ④ 光熱材料

小型エンジン発動機、卓上コンロ・ボンベ、懐中電灯等

※ 哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮するものとする。

4 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療又は分娩の途を失った避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。

(1) 救護所の設置

- ① 市町は、次の場合に救護所を設置するものとする。なお、県は、救護所では対応しきれない場合には、救護センターを設置する。
 - ア 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
 - イ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
 - ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- ② 市町は、救護所の設置予定場所、名称、収容人員などをあらかじめ定めておくものとする。
- ③ 市町及び県は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所及び救護センターを廃止するものとする。

(2) 情報の収集及び提供

① 情報の収集

- ア 地域保健医療情報センターは、災害医療圏域内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市町、郡市医師会等関係機関と連携しつつ、災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関して情報を収集し、県に報告するものとする。
- イ 県及び災害医療センターは、次の情報収集を行う。
 - ・医師会、歯科医師会に対する会員及び患者の被災状況の確認
 - ・被災地域並びにその近隣地域の診療可能状況及び空床状況の把握
 - ・近隣府県に対する患者受入可能医療機関（名称、位置、受入可能人数）の確認、把握
 - ・患者会等関係団体を通じた被災状況の確認
 - ・水道、電気、ガスの確保、周辺道路の状況等に関する情報の収集
 - ・ヘリコプターの運行状況の確認
 - ・被災した医療機関及び要避難地域の医療機関から転送が必要な患者数の確認
- ウ 県は、次の情報収集を行う。
 - ・薬剤師会、災害薬事コーディネーターと連携し、薬局の被災状況及び業務可能な薬局の把握
 - ・赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会
 - ・調達可能な医薬品の種類・数量の確認

② 情報の提供

- ア 県は、厚生労働省に対し、被災状況等について把握した情報を逐次報告するとともに、報道機関の協力のもと、関係機関や県民等に対し、次の情報提供を行う。
- ・医療機関に対する転送先（名称、所在地、連絡先等）及びヘリコプター利用に関する情報（臨時発着場の位置、連絡先等）の提供
 - ・市町に対する医薬品等供給に関する情報（医薬品の種類、数量、配布場所等）の提供
 - ・県民に対する診療応需情報（診療可能医療機関、救護所）の提供
 - ・県民及び医療機関に対する慢性疾患用医薬品等の供給方法に係る情報の提供
- イ 県は、消防本部に対し、患者受入可能医療機関について周知する。

(3) 救護班の派遣等

- ① 県は、国又は市町から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し次の要請を行う。
- ア 災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、国立病院等（独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構等）、公的病院、私的医療機関に対する救護班等の編成と被災地への派遣要請
- イ ドクターヘリ等の待機要請
- ウ 近隣府県に対する救護班の編成・派遣要請と医療機関への患者受入れの要請
- エ 自衛隊、管区海上保安本部に対する船艇・航空機による患者搬送の待機要請
- オ 電気事業者に対する被災医療機関の優先的な復旧の要請並びに水道事業者及びLPガス事業者に対する医療機関への優先供給の要請
- カ 厚生労働省を通じたDMATの派遣等の要請
- ② 災害医療センターは、県の指示に基づき、救護班の派遣調整、患者搬送に関する待機要請を行う。夜間又は情報途絶時等において緊急に対応を要する場合は、県の指示を待たずに当該要請、調整等を行うものとし、対応後は速やかに県に報告する。
- ③ 国立病院への救護班等の派遣要請
- ア 県からの独立行政法人国立病院機構病院（以下「国立病院」という。）の救護班等の派遣要請は、国立病院機構本部の指示を受けた同機構近畿グループ担当理事部門を通じて行うこととする。
- イ 神戸大学医学部附属病院、神戸逋信病院、神戸労災病院、関西労災病院に対しては、県又は災害医療センターが救護班の派遣要請を行うこととする。
- ④ 私的医療機関による救護班
- 県は、必要により、県医師会及び県歯科医師会に設置される災害救護本部に、JMAT兵庫及びJDAT兵庫の派遣を要請することとする。
- ⑤ 他府県による救護班
- 県は、必要により相互応援に関する協定を締結している近畿2府7県及び岡山県、鳥取県、新潟県に対し、救護班の派遣について要請するとともに、その他の府県については、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等に基づき、全国知事

会等を通じて救護班等の派遣を要請することとする。

- ⑥ 災害拠点病院は、状況により、自らの判断に基づき、救護班を派遣することができるものとする。
- ⑦ 県は、必要に応じて、次の要請を行う。
 - ア 赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請
 - イ 厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会、日本産業・医療ガス協会近畿地域本部兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器の確保の要請
- ⑧ 海上保安本部は、可能な範囲で、医師、看護師、DMA T等に対し、ヘリコプター搭載型巡視船等に設けられた医務室を提供するほか、宿泊等の便宜を図る。

(4) 救護班の編成

① 救護班の編成主体

救護班は、兵庫DMA T指定病院が編成するほか、災害拠点病院、日本赤十字社、県立病院、国立病院等、公的病院（県立病院、国立病院等を除く。）、私的医療機関等がそれぞれ編成する。

② 県立病院救護班の構成

- ア 県立病院救護班は、医師1名、看護師2名、薬剤師1名、業務調整員1名、計5名をもって1班を編成することとする。ただし、災害の状況、現在人員の都合により助産師を加えるなどの編成の変更及び人数の増減を行うこととする。
- イ 県立病院救護班は19班とすることとする。

(5) 救護班の活動

- ① 被災地に入った救護班は、被災地の地域保健医療情報センター、市町等の指揮の下に、発災直後は傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行うこととする。
- ② その後は、乳幼児、高齢者等要配慮者等を含め健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たることとする。
- ③ 災害拠点病院、日本赤十字社、JMA Tについては、自主判断により救護班等を派遣、活動した場合においても、状況により、県からの要請に基づいた派遣・活動として認めることとする。

(6) 災害拠点病院の活動

① 武力攻撃災害が他の災害医療圏域で発生した場合

- ア 災害医療センター等の要請に基づき、被災圏域で対処できない患者の受入れ、救護班の派遣等を必要に応じて行うものとする。
- イ 災害救急医療情報システム等を活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、災害医療センター、各災害拠点病院と協力し、必要に応じた支援策を講ずるものとする。

② 武力攻撃災害が自らの災害医療圏域で発生した場合

- ア 圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たるものとする。

イ 災害拠点病院の院内災害対策本部体制を中心として県から委嘱されている災害医療コーディネーター等が調整を行い、他の医療機関への転送が適当と判断された患者の搬送について消防本部へ要請するものとする。

ウ 災害救急医療情報システム等を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域保健医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請するものとする。

(7) 医療マンパワーの確保

被災地の県健康福祉事務所・市保健所は、地域医療情報センター等と連携を図り、管内市町の被災状況や市町の要望に基づき、救護班、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の配置、調整、医療提供内容の指導等マンパワーの活動調整を行うものとする。またその派遣について兵庫県医師会にも協力を要請する。

(8) 患者等搬送体制

- ① 県は、県内の各消防本部及び県警察と情報交換を図りながら、円滑な患者の搬送が行われるよう調整を行う。
- ② 災害医療センターは、県の指示に基づき、患者搬送に関する要請、調整を行う。緊急に対応を要する場合は、県の指示を待たずに要請、調整を行い、対応後は速やかに県に報告する。
- ③ 県、災害医療センターは、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による患者搬送を行えるよう消防機関、自衛隊、管区海上保安本部、ドクターヘリ基地病院等と調整を行う。
- ④ 災害医療センターは、ヘリコプターによる患者搬送等に当たって、被災地外から同乗できる医師の確保に努める。
- ⑤ 県は、被災地への医療従事者等の派遣についても、ヘリコプターや船舶を活用する。
- ⑥ 県は、必要に応じ、国、国立病院機構及び日本赤十字社に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼する。
- ⑦ 県は、ヘリコプター及び船艇による患者搬送の実施に当たり、報道機関の協力を得て、被災地の医療機関に対し発着場所、連絡先等要請手続の周知を図る。
- ⑧ 県は、必要に応じ、国対策本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請する。

(9) 医薬品等の供給

① 品目

県、市町等は、次の品目の医薬品等を確保するものとする。特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保を行うこととする。

区 分	期 間	主な医薬品等
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

② 調達方法

- ア 市町は、救護所等で使用する医薬品等を確保するものとする。また、医療機関で使用する医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行うものとする。
- イ 県は、市町で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給のあつせんを行う。
- ウ 県は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会等との連携を強化する。
- エ 県は、供給に困難が生じる場合は、他府県や厚生労働省に協力を要請する。

③ 搬送、供給方法

- ア 県は、搬送に当たっては、地域防災計画で定める緊急輸送路を活用する。
- イ 販売業者は、市町域の集積基地まで搬送し、市町は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行うものとする。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努めるものとする。
- ウ 県は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、必要に応じて、薬剤師会等へ協力を要請する。

(10) 医療機関のライフラインの確保

- ① 県は、市町と連携を図りながら、電気、水道、ガス等ライフライン関係事業者に対し、医療機関（とくに病院）のライフラインの優先的復旧のための協力を速やかに要請する。
- ② 県は、市町と連携を図りながら、（一社）兵庫県LPガス協会に対し医療機関へのガスの優先的な供給について要請するとともに、都市ガス利用地域においても都市ガスが復旧するまでの間、代替ガスが利用できるようガス設備の調整等について配慮を要請する。
- ③ 県は、ライフラインの途絶等により患者の食事の提供が不可能となった医療機関に対し給食を提供するため、給食事業者等に要請を行うなどの措置を講じる。
- ④ 県は、透析医会を通じ断水した透析医療機関を把握するとともに、当該医療機関への上水の提供について水道事業者と調整を行う。

(11) NBC攻撃の際に特に留意すべき事項

- ① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動
 - ア 内閣総理大臣は、必要に応じ、知事に対し、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、被ばく医療活動を行うよう要請するものとされている。
 - イ 内閣総理大臣から派遣された、量子科学技術研究開発機構、国立病院機構、国立健康危機管理研究機構、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関

係者等からなる被ばく医療に係る医療チームは、県対策本部のもとで、トリアージの実施、汚染・被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとされている。

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合、県は、必要に応じて、感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のための適切な対応を図る。また、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずる。

イ 国〔厚生労働省、文部科学省〕は、使用された病原体等の特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、診断及び治療に関する技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うものとされており、県は、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努める。

③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

ア 厚生労働省は、原因物質が特定された場合はその特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、医薬品等の供給、その他必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への適切な支援を行うものとされており、県は、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努める。

イ 県警察及び消防機関等は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努めるものとする。

5 被災者の搜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出する。

① 市町及び消防機関

ア 市町及び消防機関は、職員を動員し、県警察等と連携して、負傷者等の搜索、救出活動を行うものとする。

イ 市町は、救出活動が困難な場合においては、県に対し、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請するものとする。

- ・応援を必要とする理由
- ・応援を必要とする人員、資機材等
- ・応援を必要とする場所
- ・応援を必要とする期間
- ・その他必要な事項

ウ 市町及び消防機関は、被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

エ 知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に要請し、他の都道府県

管内の消防機関の応援を求める。なお、消防庁長官は、知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を行うことを指示することができるものとされている。

② 県

県は、市町から要請のあった場合、又は必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 県職員の派遣

イ 他の市町長に対する応援の指示

ウ 自衛隊に対する派遣要請

エ あらかじめ締結する協定に基づく関係機関への要請

カ 捜索、救出活動に関する総合調整

③ 県警察

県警察は、次の措置を講じるものとする。

ア 負傷者、行方不明者の捜索、救出活動の実施

イ 必要な交通規制の実施

6 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際に死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、遺体が葬られないまま放置されることを防ぐ。

(1) 埋葬の方法

- ① 埋火葬は、正式な葬祭でないことから、原則として、棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供をもって行うものとする。
- ② 市町は、武力攻撃災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、埋火葬を実施するものとする。
- ③ 県は、大規模な武力攻撃災害により多数の犠牲者が発生した場合には、市町からの要請に基づき、国等の協力を得て、埋火葬が速やかに実施できるように努める。

(2) 広域火葬の実施

- ① 県は、県内市町の火葬能力では不十分な場合、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町での火葬の受入れを要請する。
- ② 県は、受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、被災市町に通知する。
- ③ 市町は、県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送するものとする。

7 電話その他の通信設備の提供

県及び市町は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、また必要に応じて国に支援を要請し、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置することにより、避難住

民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐものとする。

8 福祉サービスの提供

県及び市町は、関係業界団体等の協力を得て、また必要に応じて国に支援を要請し、避難住民等のうち避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（要配慮者）に対して福祉サービスを提供する。

① 要配慮者に関する情報の把握

市町は、避難所の巡回や避難所への窓口設置により、要配慮者の把握や福祉ニーズの確認を行うものとする。

② 要配慮者からの相談対応

市町は、窓口等において要配慮者からの相談に対応するものとする。

③ 要配慮者に対する避難生活上の支援

県及び市町は、要配慮者の福祉ニーズに応じて、避難所で日常生活を送るために必要な支援を行うものとする。

④ 福祉避難所の設置

ア 市町は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、福祉避難所を設置するものとする。

イ 福祉避難所は、老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを有する施設等を利用して設置するが、これらの施設等が不足する場合や避難が長期にわたる場合には、ホテルや旅館などの宿泊施設を利用するものとする。

9 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者の住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図る。

① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施するものとする。

② 市町は、建築業者が不足し、又は建築資機材の調達が困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼するものとする。

ア 被害戸数（半焼・半壊）

イ 修理を必要とする戸数

ウ 調達を必要とする資機材の品目及び数量

エ 派遣を必要とする建築業者数

オ 連絡責任者

カ その他参考となる事項

③ 県は、建築資機材の調達が困難なときは、国に対し資機材の調達について支援を求めるものとする。

10 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品を給与する。

(1) 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

(2) 学用品給与の方法

- ① 県及び市町は、その所管する学校及び教育委員会の協力を受け、また必要に応じて国に支援を要請し、学用品の調達、配分を行うものとする。
- ② 給与の対象となる児童生徒等の確実な人員数を調査把握するため、被災者名簿と当該学校における学籍簿等とを照合するなど、学年別に給与対象人員を正確に把握するよう努めるものとする。

11 死体の搜索及び処理

(1) 死体の搜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情からすでに死亡していると推定される者（死体）を搜索する。

- ① 市町等は、死体を発見した場合は、速やかに管轄の警察署に連絡するものとする。
- ② 管轄の警察署は、警察官が死体を発見したとき、又は死体があるという届出を受けたときは、死体見分その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市町長）に引き渡すものとする。

(2) 死体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、これらの処理を実施する。

- ① 死体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検案等の役務の提供を内容とし、死者に遺族のない場合は、県及び市町が、死体の処理に必要な物資の調達から処理に関する全ての措置を実施するものとする。
- ② 検案は、原則として救護班及び監察医において行うこととするが、民間の開業医によって行われた場合には、その医師に対して費用の限度内で実費を弁償するものとする。
- ③ 県は、民間業者等の協力を得て、ドライアイス及び棺等を確保し、市町からの要請があればあつせんする。

12 障害物の除去

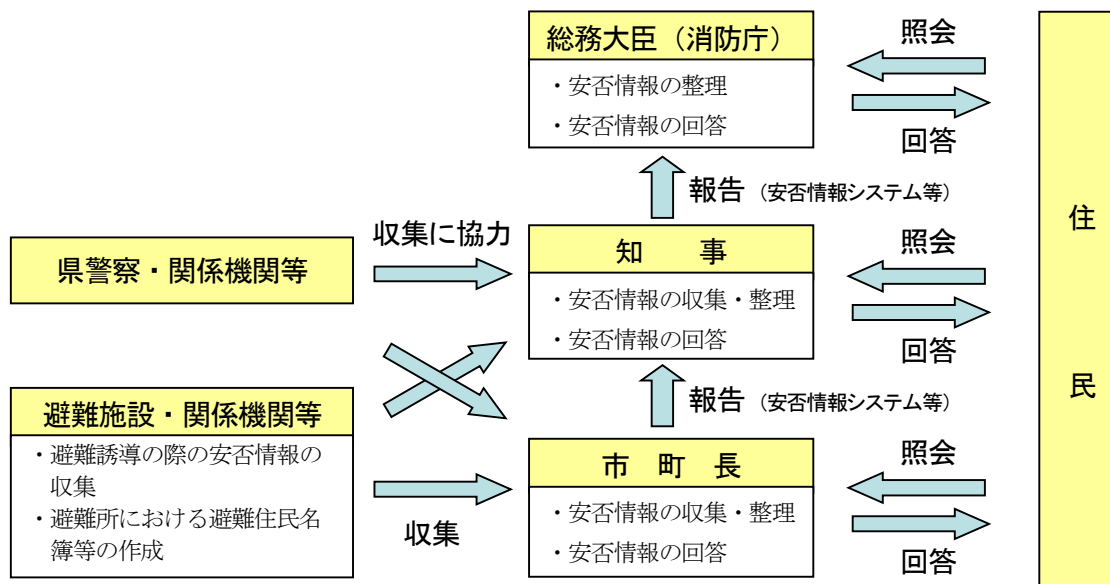
武力攻撃災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去す

ることができない者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

- ① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運び込まれた障害物を除去するものとする。
- ② 市町は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めるものとする。
 - ア 除去を必要とする住家戸数
 - イ 除去に必要な人員
 - ウ 除去に必要な期間
 - エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
 - オ 除去した障害物の集積場所の有無
 - カ その他参考となる事項

第7章 安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、その緊急性や必要性を踏まえて武力攻撃等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）等を適切に運用して行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、次のとおり示す。



1 安否情報の収集（法 94）

(1) 安否情報の収集

- ① 安否情報の収集は市町が行うことを基本とし、県は、市町から安否情報の報告を受けるとともに、平素から把握している県立病院、県立学校等からの情報収集、県警察への照会などにより、自ら安否情報を収集する。
- ② 県は、自ら収集した安否情報については、関係市町へ情報提供を行う。

(2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。この場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであるとともに、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理

県は、市町から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をし

ておく。

2 総務大臣への報告（法 94 II）

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより報告することとするが、同システムによる報告ができない場合は、安否情報省令第１条に規定する様式第１号及び第２号に必要事項を記載し、電子メール、ＦＡＸ等により消防庁へ送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【様式第3号】（安否情報省令2）

様式第3号 (第2条関係)

安否情報報告書

[illegible]

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「④負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑨現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑨～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある当該条件を「備考」欄に記入すること。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付（法 95 I）

- ① 県は、県対策本部を設置したときは、安否情報の照会窓口を設け、その電話及びFAX番号、メールアドレス等を住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口により受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

【様式第4号】（安否情報省令3）

様式第4号（第3条関係）		
安 否 情 報 照 会 書		
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		
年 月 日		
申 請 者 住所（居所）		
氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他（ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

(2) 安否情報の回答（法 95 I）

- ① 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者に関する次の安否情報項目を回答する。

ア 避難住民に該当するか否かの別

イ 武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別

- ② 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を回答する。
- ③ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第5号】（安否情報省令第4）

様式第5号（第4条関係）		
安 否 情 報 回 答 書		
年 月 日		
殿		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。

5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(3) 個人情報の保護への配慮（法 95Ⅱ）

- ① 県は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 県は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者（県対策本部事務局県民窓口班長）が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力（法 96）

県は、日本赤十字社兵庫県支部から要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 市町による安否情報の収集・提供

(1) 市町による安否情報の収集

- ① 市町は、避難住民の誘導の際に、又は避難所において、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報の収集を行うものとする。
- ② 市町による安否情報の収集は、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。
- ③ 市町は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 市町による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第8章 武力攻撃災害への対処

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火災、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害を防除し、及び軽減するため、武力攻撃災害への対処の実施方法等について示す。

第1節 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処における基本的な考え方を示すとともに、知事が発令する緊急通報等について定める。

1 基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処（法97Ⅱ・Ⅲ）

知事は、県の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、自らの判断により、又は国対策本部長から国全体の方針に基づき所要の指示があったときは当該指示の内容に沿って、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国対策本部長への措置要請（法97Ⅳ）

知事は、武力攻撃により多数の死者が発生した場合やNBC攻撃による武力攻撃災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害が著しく大規模であること、その性質が特殊であることその他の事情により、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請する。

(3) 市町からの求め及び消防による対処（法97Ⅵ・Ⅶ）

- ① 市町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、知事に対し、(2)の要請を行うよう求めることができる。
- ② 消防は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

(4) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

(5) 対処に当たる職員の安全の確保（法22）

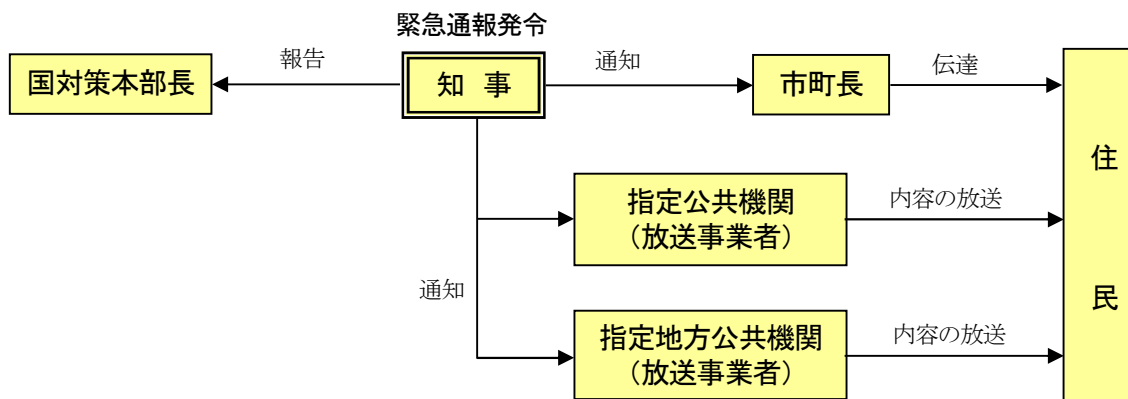
県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報（法98）

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

3 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令（法99Ⅰ）



- ① 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

- ② この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。
- ③ 知事は、緊急通報を発令した場合には、速やかに国対策本部長にその内容を報告する。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

【緊急通報の内容】（法99Ⅱ）

- ① 武力攻撃災害の現状及び予測
- ② その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

【緊急通報の内容の一例】

【A郡B町〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な 2～3 人組が付近に潜んでいる模様】

- ・ 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、×××－××××まで電話すること。

(3) 緊急通報の通知・伝達（法 100 I）

- ① 緊急通報の関係機関への通知・伝達方法については、原則として警報の通知・伝達方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。
- ② 緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町に対し、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。
- ③ 知事は、放送事業者である指定公共機関等に対し、迅速に緊急通報の内容を通知する。
- ④ 県警察は、市町と協力し、警報の伝達方法に準じて、緊急通報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努める。

(4) 放送事業者による緊急通報の放送（法 101）

放送事業者である指定公共機関等は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとされている。

なお、放送の方法については、緊急通報の内容を損なわない範囲内で、放送事業者である指定公共機関等の自主的な判断にゆだねられている。

第2節 応急措置等

知事は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

1 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示（法 111）

(1) 市町長又は知事による指示

- ① 市町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあるとして認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。
- ② 知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、市町長に代わって①の指示を行うことができる。この場合において、知事は、直ちに、その旨を当該地域を管轄する市町長に通知するとともに、その他関係機関に通知する。

(2) 警察署長等による指示

- ① 警察署長及び海上保安部長等は、市町長又は知事から要請があったときは、(1)①の指示を行うことができるものとされている。
- ② 警察署長及び海上保安部長等は、指示を行った場合は、直ちに、その旨を当該地域を管轄する市町長に通知するものとされている。

2 退避の指示

(1) 退避の指示（法 112）

武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町長は、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、目の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所に逃れるため、退避の指示を行うものとする。この場合において、知事は、緊急の必要があると認めるときは、市町長に代わって退避の指示を行う。

【退避の指示（一例）】

- ・「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ・「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(2) 屋内退避の指示

知事及び市町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。

【屋内への退避が行われる例】

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置

- ① 知事及び市町長は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。
- ② 市町長は、退避の指示をした場合は、速やかに、その旨を知事に通知するものとする。また、知事が退避の指示をした場合は、直ちに、その旨を当該地域を管轄する市町長に通知するとともに、その他関係機関に通知する。
- ③ 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- ④ 県は、退避の指示を行った場合は、国対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国対策本部長に連絡する。

(4) 警察官等による退避の指示

- ① 警察官及び海上保安官は、市町長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行うことができるものとされている。
- ② 警察官及び海上保安官は、退避の指示をした場合は、直ちに、その旨を当該地域を管轄する市町長に通知するものとされている。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定（法 114）

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町長は、特に必要があると認めるときは、目の危険を防止するため、警戒区域の設定を行うものとする。この場合において、知事は、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、市町長に代わって警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事及び市町長は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- ② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。
- ③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

- ① 知事及び市町長は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- ② 知事は、警戒区域の設定をした場合は、直ちに、その旨を当該地域を管轄する市町長に通知するとともに、その他関係機関に通知する。
- ③ 市町長は、大規模集客施設等からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。
- ④ 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- ⑤ 県は、警戒区域の設定をした場合は、国対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国対策本部長に連絡する。

(4) 警察官等による警戒区域の設定

- ① 警察官及び海上保安官は、市町長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行うことができるものとされている。
- ② 警察官及び海上保安官は、警戒区域の設定をした場合は、直ちに、その旨を当該地域を管轄する市町長に通知するものとされている。

4 土地、建物の一時使用等（法113）

(1) 土地、建物の一時使用等

知事及び市町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

(2) 障害物の除去等

知事及び市町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管するものとする。

(3) 警察官等による土地、建物の一時使用等

- ① 警察官及び海上保安官は、市町長若しくは知事による(1)又は(2)の措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、(1)又は(2)の措置を行うことができるものとされている。
- ② 警察官及び海上保安官は、(1)又は(2)の措置を行った場合は、直ちに、その旨を当該地域を管轄する市町長に通知するものとされている。
- ③ 警察官及び海上保安官が工作物等を除去したときは、当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長又は海上保安部長等は、当該工作物を保管するものとされ

ている。

5 消防に関する措置等

(1) 消防に関する措置等

① 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

② 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

(2) 消防等に関する指示

① 市町長に対する指示

ア 知事による防御の指示（法 117 I・120）

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において緊急の必要があると認めるときは、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保について十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

【具体的な例】

1 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町の区域にまたがり、被災市町の消防力では対処することができないために他の市町と一体となり、又は他の市町の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

2 緊急の必要がある場合

被災市町において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

イ 消防庁長官の指示に基づく防御の指示（法 118）

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町との連絡及び市町相互間の連絡調整を図るほか、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

【具体的な例】

1 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町長等に対して指示する場合

2 特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町長等に対して指示する場合

② 消防庁長官に対する消防の応援等の要請（法 119 I）

知事は、県の区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。

【具体的な例】

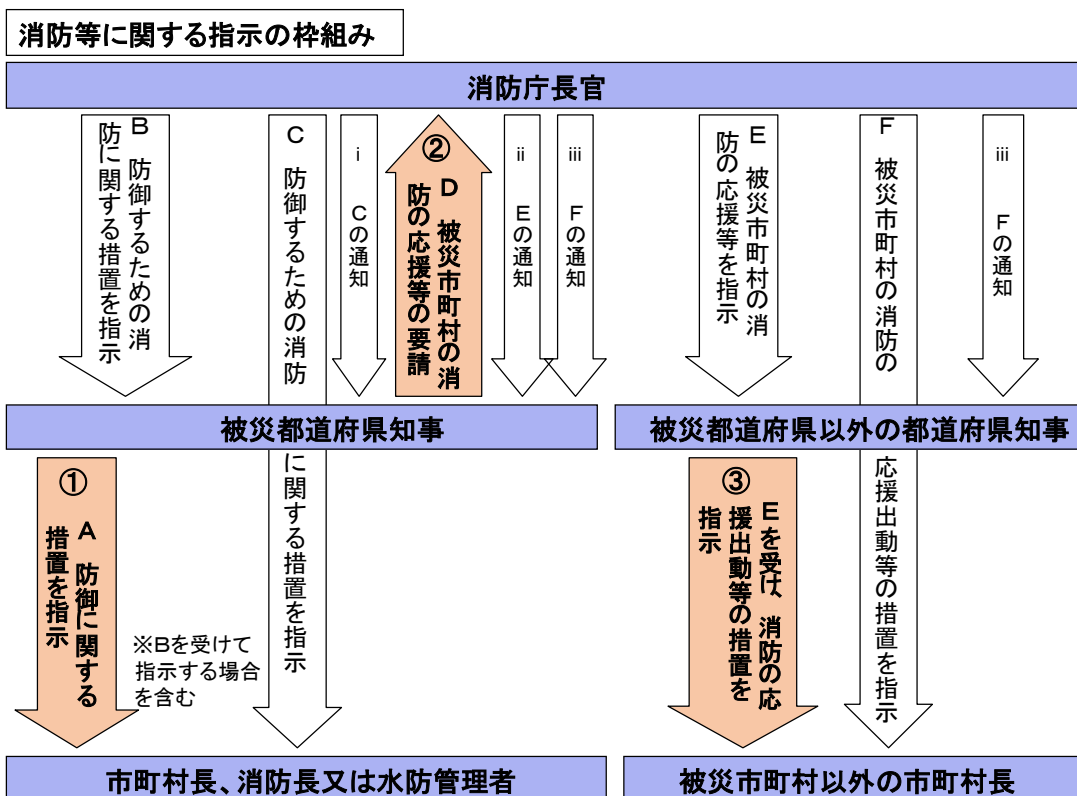
応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、県の区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合

③ 消防庁長官から消防の応援等の指示を受けた場合の対応（法 119 III）

知事は、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、県の区域内の市町長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

【知事が消防庁長官から受ける消防に関する通知】

- i 消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町村長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知（法 117 II）
- ii 消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町村のため、被災都道府県以外の知事に対し、被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知（法 119 II）
- iii 消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町村のため、他の市町村長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対する通知（法 119 IV）



（注）図中の①～③及び i ～ iii は、「(2) 消防等に関する指示」中の記号に対応している。

第3節 生活関連等施設の安全確保

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について定める。

1 生活関連等施設の安全確保**(1) 生活関連等施設の状況の把握**

- ① 県は、県対策本部を設置したときは、県警察、消防機関その他の行政機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。
- ② 県は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部長等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。
- ③ この場合において、県は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2) 施設管理者に対する措置の要請（法 102 I・II・IV）

- ① 知事は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保のため必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。
- ② 県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全の確保のため必要な措置の実施を要請する場合には、必要な情報を随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮する。
- ③ 県警察、消防機関その他の行政機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったとき、又は自ら必要があると認めるときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、安全確保のため必要な支援を行うものとする。
- ④ 危険が切迫している場合や緊急に広域的な対処が必要となる場合など、知事による管理者への要請を待ついとまがないときは、生活関連等施設の所管省庁による要請が行われ、知事にその旨通知される。

(3) 県が管理する施設の安全の確保（法 102III・IV）

- ① 県は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全の確保のため必要な措置を講ずる。
- ② この場合において、県は、必要に応じて、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、当該施設の安全の確保のため必要な支援を求める。
- ③ 県は、生活関連等施設以外の管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずるよう努める。

(4) 立入制限区域の指定の要請（法102V・VI）

- ① 知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。
- ② この場合において、ダム、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。
- ③ 県公安委員会及び海上保安部長等は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定するものとされている。この場合において、県公安委員会及び海上保安部長等は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知するものとされている。

【立入制限区域について】

① 範囲

県公安委員会又は海上保安部長等が設定（生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域）

② 公示等

県公安委員会又は海上保安部長等は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示。現場においては、警察官又は海上保安官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明示

③ 効果

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限、禁止、退去命令

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等の取扱所の警備の強化（法103I・II）

知事は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、既存の法令に基づく規制措置を講ずるとともに、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求める。

【危険物質等】（法103I）

武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの

【危険物質等の種類】（令28）

号番号	物 質 の 種 類
1号	消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）
2号	毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）
3号	火薬類取締法第2条第1項の火薬類
4号	高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）
5号	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。）
6号	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8第1項第3号に規定する核原料物質を除く。）
7号	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物（同法第32条に規定する許可届出使用者等が所持するものに限る。）
8号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）
9号	電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）
10号	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。）
11号	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質（同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで（同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。）又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。）

(2) 危険物質等に関する措置命令（法103Ⅲ・Ⅳ）

知事は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急に必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

また、当該措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

【危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置】（令29）

物質の種類		措 置			知事が命ずる措置の対象
施行令第28条に規定する危険物質等		①取扱所の一時使用停止又は制限	②製造、運搬等の一時禁止又は制限	③廃棄又は場所の変更	
1号	消防法の危険物	消防法第12条の3	○	○	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの
2号	毒劇法の毒物及び劇物	○	○	○	① 毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合） ② 毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うもの
3号	火薬類取締法の火薬類	火薬類取締法第45条			火薬類取締法第2条第1項の火薬類（同施行令第16条に定める都道府県知事の権限に属するものに限る。）
4号	高圧ガス保安法の高圧ガス	高圧ガス保安法第39条			高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）
5号	原子力基本法第3条第2号の核燃料物質等（原子炉等規制法）	国民保護法第106条（原子炉等規制法第64条第3項）			
6号	原子力基本法第3条第3号の核原料物質（原子炉等規制法）	○	○	○	
7号	放射性障害防止法の放射性同位元素	放射性障害防止法第33条第4項			
8号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の毒薬及び劇薬	○	○	○	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの
9号	電気事業法の高圧ガス	○	○	○	

物質の種類		措 置			知事が命ずる措置の対象
施行令第28条に規定する危険物質等		①取扱所の一時使用停止又は制限	②製造、運搬等の一時禁止又は制限	③廃棄又は場所の変更	
10号	細菌兵器禁止法の生物剤及び毒素	○	○	○	
11号	化学兵器禁止法の毒性物質	○	○	○	
凡例：○は、施行令第29条において付与する措置を示す。 備考：この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。					

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止（法104）

県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、石油コンビナート等防災計画に基づき、同法に定める措置を行うことを基本とする。ただし、状況に応じて従業員の安全確保について特に配慮するものとする。

また、石油コンビナート等は生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処

県は、武力攻撃原子力災害への対処については、原則として、地域防災計画等に準じた措置を、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。

1 武力攻撃原子力災害への対処（法105）

(1) 地域防災計画（原子力等防災計画）等に準じた措置の実施

県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画（原子力等防災計画）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員会若しくは国土交通大臣から通知を受けたときは、周辺市町長及び医療事業者である指定公共機関等に連絡する。
- ② 知事は、消防機関及び県警察等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び内閣総理大臣、原子力規制委員会若しくは国土交通大臣より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認し、これらの大臣等に通報するとともに、その受信確認を行う。
- ③ 知事は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

【国対策本部長の公示の内容】（法105Ⅶ）

- ① 武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策を実施すべき区域
- ② 当該武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
- ③ その他応急対策実施区域内の住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

- ④ 知事は、国対策本部長の指示に基づき、情報の収集・伝達、被災者の救難・救助、緊急輸送の確保等の応急対策を行うとともに、必要があると認める場合は、市町長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

(3) モニタリングの実施

- ① 県は、公示の発出後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果を収集するほか、放射性物質等の放出状況及び放出見通し等について、原子力事業者から定期的に連絡を受け、その情報の整理を行う。
- ② 県は、必要があると認めるときは、あらかじめ協力体制を構築している公的研究機関・技術者団体に対し、緊急時モニタリングの実施を要請する。

(4) 住民の避難等の措置

- ① 知事は、国対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。
- ② 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 県は、国の現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

(6) 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

(7) 安定ヨウ素剤の服用

県は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施については、地域防災計画(原子力等防災計画)の定め例により行うものとする。

(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

県は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画(原子力等防災計画)の定め例により行うものとする。

(9) 飲食物の摂取制限等

県は、必要に応じ、食料物の摂取制限等の措置について、地域防災計画(原子力等防災計画)の定め例により行うものとする。

(10) 要員の安全の確保

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

県は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

- ① 知事は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。
- ② 県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

- ① 知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。
- ② この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、健康福祉事務所（市保健所）を通じて県立健康科学研究所、医療機関等と共有する。

(4) 汚染原因に応じた対応（法107）

- ① 県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。この場合において、知事は、汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、市町長、消防組合の管理者、県警察に対し、必要な協力を要請する。

【主な汚染原因】（法107 I）

主な汚染原因	汚染原因となる物質の例
放射性物質、放射線	核爆発による放射線及び放射性降下物等
サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質	サリン、ソマン、タブン、VX、マスタード類等
生物剤又は毒素	炭疽菌、天然痘、ウイルス性出血熱、ボツリヌス毒素、リシン等
危険物質等	国民保護法施行令第28条で定める危険物質等

ア 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、健康福祉事務所（市保健所）において、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、県立健康科学研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

ウ 化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

- ② 県は、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

(5) 知事の権限（法108）

知事は、汚染の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

なお、知事から協力の要請を受けた市町長、消防組合の管理者、県警察本部長が汚染の拡大の防止するための措置を講ずる場合は、これを準用するものとする。

【知事が講ずる措置】（法108 I）

号番号	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対する移動の制限又は禁止、廃棄の命令
2号	生活の用に供する水	管理者に対する使用及び給水の制限又は禁止の命令
3号	死体	移動の制限又は禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	廃棄
5号	建物	立入りの制限又は禁止、封鎖
6号	場所	交通の制限又は遮断

- ① 知事は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて

人に通知する。

- ② 知事は、上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【名あて人に対し通知すべき事項】（令31 I）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 当該措置を講ずる旨② 当該措置を講ずる理由③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中1号～4号）
当該措置の対象となる建物又は場所（上記表中5号及び6号）④ 当該措置を講ずる時期⑤ 当該措置の内容 |
|--|

第9章 被災情報の収集・報告及び公表

武力攻撃事態等における被災情報の収集及び報告の仕組み、県民への適切な広報等について示す。

1 被災情報の収集・報告

(1) 被災情報の収集（法 126・127）

- ① 県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。
- ② 県は、市町及び指定地方公共機関、その他関係機関に対し、被災情報の報告を求める。この場合において、市町は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知（平成29年2月7日消防庁第11号消防庁長官通知（一部改正）））に基づき、県に報告するものとする。

【火災・災害等即報要領様式】

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

		第 報	
報告日時	年 月 日 時 分		
都道府県			
報告者氏名			
報告日時	年 月 日 時 分		
都道府県市町村 (消防本部)			
報告者氏名			
消防庁受信者氏名			
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 人（ 人） 重 症 人（ 人） 中 等 症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
救助活動の要否			
要介護者数（見込）		救 助 人 員	
消防・救急・救助 活 動 状 況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

（注） 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注） 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(2) 被災情報の報告（法127）

① 県から国への報告

ア 県は、自ら収集し、又は市町及び指定地方公共機関その他関係機関から報告を受けた被災情報を速やかに総務大臣（消防庁）に報告する。なお、第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により、直ちに消防庁に報告する。

イ 県は、第一報の報告後においても随時被災情報の収集に努め、指定の時間ごとに報告様式に取りまとめ、電子メール、FAX等により、消防庁に報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、火災・災害等即報要領に基づき、直ちに消防庁に報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）								
平成 年 月 日 時 分 兵 庫 県								
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）								
(1) 発生日時 平成 年 月 日								
(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）								
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要								
3 人的・物的被害状況								
市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		そ の 他	
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊		
			重 傷	軽 傷				
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

ウ 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び近畿管区警察局に速やかに報告する。

② 市町から県への報告

ア 市町は、報告すべき武力攻撃災害等を覚知したときは、火災・災害等即報要領に基づき、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、判明したものの中から逐次報

告するものとする。この場合において、市町は、県への報告と同時に、消防庁に対しても報告するものとする。（直接即報基準）

イ 市町は、第一報の報告後も、随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。なお、市町から県への報告については、原則として、フェニックス防災システムによるものとする。

③ 指定地方公共機関その他関係機関から県への報告

ア 指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

イ 県は、必要に応じて、その他被災情報を保有する関係機関に対し、被災情報の提供への協力を行うよう要請する。

【県対策本部における調査事項及び調査（報告）系統】

部	調査事項	調査（報告）系統
事務局	災害即報（被害の全般的な状況）	事務局 ← 各部・各所属 — 地方本部事務局 ← 市町 市町〔緊急を要する即報〕 消防本部
	各部局が把握した被害	事務局 ← 各部局総務課等
	ライフライン被害・復旧	事務局 ← NTT西日本等〔電気通信事業者〕 — 関西電力送配電等〔電気事業者〕 — 大阪ガス等〔都市ガス事業者〕 — 兵庫県LPガス協会〔LPガス事業者〕 — 土木部上下水道課〔水道〕 — 産業労働部地域産業立地課〔工業用水道〕
	人、住家等の被害 火災による被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	避難の状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	危険物施設等被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 消防本部（重大事案のみ）
	高圧ガス・火薬類被害	事務局 ← 各事業者
各部共通	公有財産の被害	各部総務担当課 ← 各部各課 〔それぞれの部の調査（報告）系統図に記載されていない公有財産〕
総務部	本庁舎、総合・集合庁舎被害	総務課 ← 管財課 ← 本庁舎 — 総合・集合庁舎

第3編 武力攻撃事態等への対処

部	調査事項	調査（報告）系統
	私立学校及び県立大学等の被害	総務課 ← 教育課 ← - 私立学校 - 県立大学 - 芸術文化観光専門職大学
県民生活部	ボランティア活動状況	総務課 ← 県民躍動課 - ひょうごボランティアプラザ（県社会福祉協議会） - 市町社協ボランティアセンター
	社会福祉施設等の被害	総務課（人権推進班） ← 市町
福祉部	社会福祉施設等の被害	総務課 - 地域福祉課 ← - 健康福祉事務所（保健所） - 市町 - 県立施設 - 高齢政策課 ← - 障害福祉課 ← - ユニバーサル推進課 ← - こども政策課 ← - 児童家庭課 ← 神戸市
保健医療部	火葬施設の被害	総務課 ← 生活衛生課 - 健康福祉事務所（保健所） ← 市町、事務組合 - 各保健所設置市
	医療施設・感染指定医療機関の被害	総務課 - 医務課 ← - 兵庫県医師会 - 兵庫県民間病院協会 - 兵庫県病院協会 - 国立病院機構 - 病院局 ← 県立病院 - 地域医療情報センター - 各医療機関 - 疾病対策課 ← 健康福祉事務所（保健所） ← 市保健所

部	調査事項	調査（報告）系統
産業労働部	産業・雇用関係被害	総務課 - 地域経済課 ← - 各事業所等〔大企業被害〕 - 各事業者等〔金融機関等被害〕 - 県民局・県民センター - 中小企業、商工会議所、商工会、中小企業組合被害 - 各商工会議所・商工会等 - 大型店舗等、商店街・小売市場等被害 - 地域産業立地課 ← - 各事業者・関係団体等 - 県民局・県民センター - 下請企業、地場産業等被害 - 新産業課 ← 各事業者・関係団体等〔産業団地被害〕 - 国際課 ← 各事業者・関係団体等〔貿易業被害〕 - 観光交流課 ← - 県民局・県民センター〔観光施設被害〕 - 各事業者・関係団体等 - 労政福祉課 ← 公共職業安定所等〔離職等の状況〕
農林水産部	農林水産業被害	総務課 ← 農林(水産)振興事務所 ← 市町・但馬水産事務所
	農地・農業用施設被害	総務課 ← 農地整備課 ← 土地改良事務所等 ← 市町
	漁港関係施設被害	総務課 ← 水産漁港課 - 農林水産振興事務所・但馬水産事務所〔県管理〕 - 市町〔市町管理〕
	治山施設被害	総務課 ← 治山課 - 農林(水産)振興事務所・六甲治山事務所〔県管理〕 - 市町〔市町管理〕
	林道施設被害	総務課 ← 林務課 - 農林振興事務所〔県管理〕 - 市町〔市町管理〕
環境部	廃棄物処理施設の被害	総務課 ← 環境整備課 県民局・県民センター ← 市町、事務組合
土木部	公共土木施設等の被害	技術企画課 ← - 河川整備課〔河川〕 ← - 土木事務所等〔県管理〕 - 市町〔市町管理〕 - 総合治水課〔ダム〕 ← - 近畿地方整備局〔国管理〕 - 関係事務所 - 港湾課〔港湾施設・海岸〕 ← - 土木事務所等〔県管理〕 - 市町〔市町管理〕 - 砂防課〔砂防施設等〕 ← - 土木事務所等〔県管理〕 - 市町〔市町管理〕 - 道路保全課〔道路〕 ← - 土木事務所等〔県管理〕 - 市町〔市町管理〕 - 上下水道課〔上下水道施設〕 ← - 土木事務所等〔県管理〕 - 市町〔市町管理〕

部	調査事項	調 査 （ 報 告 ） 系 統
	水道施設の被害・復旧 ※水質異常や断水等 が発生した際	技術企画課 ← 上下水道課 ↑ 健康福祉事務所(保健所) ← 各市町・事務組合 — 神戸市(水道事業者) — 広域水道事業体等 — 企業庁
	道路の不通状況	技術企画課 ← 道路保全課 ← 土木事務所等〔県管理〕 ↑ 市町〔市町管理〕 — 神戸市〔神戸市管理〕 — 近畿地方整備局〔国管理〕 — 阪神高速道路(株)〔阪神高速道路〕 — 西日本高速道路(株)〔高速自動車国道・有料道路〕 — 本州四国連絡高速道路(株)〔本四道路〕 — 兵庫県道路公社 — 神戸市道路公社
	鉄道の不通状況	技術企画課 ← 交通政策課 ← J R 西日本 — 私鉄等各社
	空港の閉鎖(運用) 状況	技術企画課 ← 空港政策課 ← 関西エアポート(株) — 関西エアポート神戸(株) — 但馬空港ターミナル(株)
まちづくり部	市街地整備事業被害	総務課 ← 都市計画課 ← 市町 ← 施行者
	公営住宅関係被害	総務課 ← 公営住宅課 ← 住宅供給公社〔県営住宅〕 — 市町〔市町営住宅〕
	その他建築関係被害	総務課 ← 建築指導課 ← 県民局 ← 市町〔民間宅地〕 — 神戸市・姫路市及び委任市
	都市公園被害	総務課 ← 公園緑地課 ← 土木事務所等〔県管理〕 ↑ 市町〔市町管理〕
	市街地の被害	総務課 ← 都市計画課 ← 市町
企 業 庁	企業庁関係施設被害	総務課 ← 水 道 課 ← 広域水道事務所等 — 地域整備振興課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 — 北播磨・臨海建設事務所
教育委員会	教育関係の情報 〔 県市町立学校 国・県・市町指定文化財 県市町立教育施設 〕	総務課 ← 県教育事務所 ← 市町教育委員会 — 県立教育機関 — 県立学校
警 察 本 部	武力攻撃災害全般の 被害	警備課 ← 警察署 ← 交番・駐在所

– 170 –

2 被災情報の公表

(1) 県民への広報

県は、武力攻撃災害等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供を行うものとする。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、防災監を広報責任者とし、広報の一元的を図る。

② 広報手段

記者会見、広報誌、広報番組、ホームページ等の様々な広報手段を活用するとともに、問い合わせ窓口を開設するなど、県民に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応するよう努める。

イ 県対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、知事自ら記者会見を行うよう努める。

(2) 総合相談窓口の設置

県は、武力攻撃事態等に関する情報、安否情報、または各種行政相談等にきめ細やかに対応するため、総合相談窓口を設置する。

総合相談窓口は、原則として、各地方対策本部に設置する。

第10章 保健衛生の確保その他の措置

武力攻撃災害が発生した場合における住民の健康や環境を保持するための保健衛生の確保や廃棄物の処理及び重要文化財等を保護するための措置について示す。

1 保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 健康対策

- ① 県及び市町は、避難先地域に対して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行うものとする。
- ② 県及び市町は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するものとする。
- ③ 県は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について市町に支援を行うとともに、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。
- ④ 県及び市町は、巡回健康相談の実施に当たり、連携して高齢者、障害者等の心身双方の健康状況の把握に努めるものとする。

(2) 感染症対策

- ① 県及び保健所設置市は、医師及び保健師等で編成する疫学調査班を被災地域に派遣し、疫学調査を実施するとともに、必要に応じて健康診断を実施するものとする。
- ② 県は、市町において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、感染症対策薬剤等を市町へ供給する。県においてその調達が困難なときは、他府県や厚生労働省に要請する。
- ③ 県及び保健所設置市は、被災地において、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者、一種感染症、二種感染症のうち政令で定めるもの及び新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者又は一類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとることとし、感染症指定医療機関が武力攻撃災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとるものとする。

なお、生物剤を用いた攻撃等により、既に知られている感染性の疾病（一類感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項の一類感染症をいう。）を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある場合は、国民保護法第121条第1項の規定に基づき、当該感染症を指定感染症として指定されることがある。

- ④ 市町は、予防教育及び広報活動の推進、塵芥及び汚泥等の埋立又は焼却、し尿の処置、家屋・便所・ごみため等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除など、感染症対策を実施するものとする。県は、被害甚大な市町に対し職員を現地に派遣し、指導する。
- ⑤ 市町（保健所設置市を除く）は、県の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、そ

の協力を得て指導の徹底を図るものとする。

- ⑥ 県は、必要によりインフルエンザ等感染症防止のための検査や保健指導を行い、早期のワクチン接種に係る市町への指導等、特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染防止に努める。

(3) 食品衛生確保対策

- ① 県及び保健所設置市は、食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、衛生状態の監視、指導を行うものとする。
- ② 県及び保健所設置市は、食品衛生監視員を避難所に派遣し、食品の取扱状況や容器の消毒等について調査、指導を行うものとする。
- ③ 県及び保健所設置市は、食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導するものとする。
- ④ 県及び保健所設置市は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止するものとする。
- ⑤ 県及び保健所設置市は、被害の拡大が懸念される場合は、速やかに厚生労働省に連絡するとともに、状況により、他府県や厚生労働省に支援を要請するものとする。
- ⑥ 県及び市町は、梅雨期や夏期等を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努めるものとする。

(4) 栄養改善対策

- ① 県及び市町は、県栄養士会と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回して、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施するものとする。
また、県及び保健所設置市は、給食施設等の巡回栄養管理指導等を実施するものとする。
- ② 県は、避難所生活が長期化する場合には、より望ましい食事の提供等について市町に助言を行う。
- ③ 県及び市町は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援するものとする。
- ④ 県及び市町は、巡回栄養相談の実施に当たり、連携して高齢者、障害者等をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めるものとする。

(5) こころのケア対策

- ① 県は、こころのケアセンター及び健康福祉事務所等において、必要に応じて、武力攻撃事態時における PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するため、被災者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行う。精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による相談窓口の設置、精神科医師又は保健師等による訪問やカウンセリングを行い、更に必要に応じて臨床心理士などのこころのケアの専門家の診察等の精神科的関与を行う。

また、必要に応じ、武力攻撃事態等が終了した後においても、こころのケアの重要性についての啓発を行う。

- ② 県教育委員会は、必要に応じ次のとおり、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施する。

ア 教職員によるカウンセリング

イ 電話相談等の実施

ウ カウンセラーの派遣

エ 教育相談センター、健康福祉事務所・保健所、こころのケアセンター、こどもセンター等の専門機関との連携

- ③ 医療機関においてもこころのケアの視点を取り入れた治療に努めるものとする。

- ④ 救助機関等の責任者は、武力攻撃災害時の救援活動に従事した者にはPTSDの症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努めるものとする。

また、救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努めるものとする。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例（法124）

- ① 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準（特例的な廃棄物処理基準及び委託基準）を定めるものとされている。
- ② 知事及び市町長は、特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。この場合において、環境省と連携するとともに、県においては関係市町に対し、市町においては県に対し情報提供を行う。
- ③ 知事及び市町長は、②により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者が特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて特例基準に従った廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示する。
- ④ 県及び市町は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

(2) 廃棄物処理対策

県及び市町は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）及び「兵庫県災害廃棄物処

理計画（改定版）」（令和 6 年 1 月）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

- ① 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町からの要求に基づき、各市町及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。
- ② 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援を要求する。
- ③ 市町は、次の点に留意して、がれき処理を実施することとする。
 - ア 損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
 - イ がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。
 - ウ 損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。
 - エ 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。
 - オ 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請する。

3 文化財の保護

(1) 国宝等の被害を防止するための措置の施行（法 125VI）

- ① 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝及び特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。
- ② この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該国宝等に係る当該措置の施行及び管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

(2) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等（法 125Ⅱ・Ⅲ）

- ① 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者等から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(3) 県指定文化財等に関する勧告の告知

県教育委員会は、文化庁長官が武力攻撃災害による県の区域に存する重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合、県指定文化財（兵庫県指定重要有形文化財、兵庫県指定重要有形民俗文化財及び兵庫県指定史跡名勝天然記念物をいう。）についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

第11章 県民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されることから、県民生活の安定に関する措置について示す。

1 生活関連物資等の価格安定（法129）

(1) 価格の高騰又は供給不足の防止

県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、県民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は県民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、県民への情報提供や相談窓口を設置

(2) 価格の高騰又は供給不足への対処

県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

なお、1つの市町の区域内のみに事業所等がある場合は、当該市町長が措置を講ずるものとする。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

なお、1つの市町の区域内のみに事業所等がある場合は、当該市町長が措置を講ずるものとする。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

③ 物価統制令（昭和21年勅令第118号）に係る措置

県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、次の措置を講ずる。

ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）

イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等（法 162Ⅱ）

県は、避難住民等の負担軽減のため、災害の状況に応じて、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 県による生活基盤等の確保（法 134Ⅱ）

- ① 水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ② 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である県は、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理する。

(2) 指定公共機関等による生活基盤等の確保（法 134～137）

- ① 電気事業者及びガス事業者である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとされている。
- ② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとされている。
- ③ 運送事業者である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。
- ④ 電気通信事業者である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置を講ずるものとされている。
- ⑤ 病院その他の医療機関である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずるものとされている。
- ⑥ 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理するものとされている。

第12章 交通規制

武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置を的確かつ迅速に実施するため、県警察が実施する交通規制等について示す。

1 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施（法 155）

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配意して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

4 交通規制等の周知徹底

県警察並びに道路管理者である県、市町及び指定地方公共機関は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

5 緊急交通路確保のための権限等

(1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

(2) 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対

し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

6 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

7 自家用車等の使用の制限（再掲）

(1) 基本的考え方

住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から、原則として、自家用車等の使用を制限する。

(2) 地域特性による特例

中山間地など公共交通機関が限られている地域における住民の避難については、知事は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情等を勘案し、県警察の意見を聞いた上で、自家用車を交通手段として示すことができる。

(3) 高齢者、障害者、乳幼児等に関する特例

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難を円滑に実施するため、特に必要があると認める場合には、知事は、避難の指示を行うに当たり、県警察の意見を聞いた上で、自家用車を交通手段として示すことができる。

第13章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定される赤十字標章等及び特殊標章等について、その適切な交付及び管理等について示す。

1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義及び普及啓発

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ県民を保護するために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(2) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

2 赤十字標章等 (法 157)

赤十字標章等は、武力攻撃事態等において、医療機関及び医療関係者等、医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等を識別する。

(1) 赤十字標章等の様式

① 赤十字標章

第一追加議定書第8条(1)に規定される特殊標章(白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽)



※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

② 特殊信号

第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号(医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報)

③ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書

表面

 (この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) 	
身分証明書 IDENTITY CARD	
常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の	
PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY	
氏名/Name _____	
生年月日/Date of birth _____	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as	
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____	
有効期間の満了日/Date of expiry _____	

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	顔髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

- ① 知事は、交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。
 - ア 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者
 - イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者(ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む)
- ② 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。
 - ア 医療機関である指定地方公共機関
 - イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者
- ③ 赤十字標章等の交付及び管理は、県においては、医務課が所掌する。

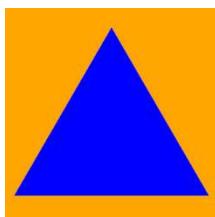
3 特殊標章等 (法158)

特殊標章等は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に係る職務を行う者等及びそのために使用される場所及び車両、船舶、航空機等を識別する。

(1) 特殊標章等の様式

① 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章 (オレンジ色地に青の正三角形)



② 身分証明書

第一追加議定書第66条 3 に規定される身分証明書

表面

	〈この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白〉	
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____		
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(2) 特殊標章等の交付及び管理

- ① 知事その他の許可権者は、交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 知事

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 県警察本部長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 市町長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う市町の職員、消防団長及び消防団員
- ・ 市町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

エ 消防長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う消防職員
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

オ 水防管理者

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う水防団長及び水防団員

第3編 武力攻撃事態等への対処

- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。
- ③ 特殊標章等の交付及び管理は、県においては、災害対策課が所掌する。（県警察に関する事務を除く。）

第 4 編 復旧等

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

武力攻撃災害によって被害が発生した施設及び設備の一時的な修繕や補修など応急の復旧について示す。

1 基本的考え方

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等（法 139）

県は、安全の確保をした上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、その管理する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請（法 140）

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理する上下水道、工業用水道等のライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市町及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民及び緊急物資の運送を行うための輸送路を優先的に確保するため、道路、港湾施設、漁港施設、空港施設、鉄道施設等の応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ

総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾施設、漁港施設及び空港施設等について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第 2 章 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃事態の終了後に行われる武力攻撃災害の復旧について示す。

1 国における所要の法制の整備等（法 171）

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

2 県における当面の復旧

県は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特徴、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

3 県が管理する施設及び設備の復旧（法 141）

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、当該施設の被害の状況、周辺地域の状況等を考慮して、迅速な復旧を行う。

第3章 財政上の措置等

国民保護措置の実施に要した費用の支弁及び損失補償等に関する手続、県民の権利利益の救済に係る手続等について示す。

1 費用負担及び支弁

(1) 国及び地方公共団体の費用の負担（法 164・168）

県及び市町が実施する国民保護措置その他国民保護法に基づいて実施する措置に要する費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護法施行令で定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

【国と地方公共団体の費用分担】（法 168、令 47～51）

1 国が負担する費用

- ① 住民の避難に関する措置に要する費用
- ② 避難住民等の救援に関する措置に要する費用
(厚生労働大臣が定める程度、方法及び期間による救援に要する費用)
- ③ 武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
- ④ 損失補償若しくは実費弁償、損害補償又は損失補てんに要する費用
(地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。)
- ⑤ 国が地方公共団体と共同して行う国民保護措置についての訓練に係る費用

2 地方公共団体が負担する費用

- ① 地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当
(調整手当、住居手当、通勤手当その他の手当)
※ 国民保護措置に係る職務を行う職員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び武力攻撃災害派遣手当は国が負担
- ② 地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの
(消耗品費、通信費その他の費用)
- ③ 地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるもの
(当該施設の維持管理に通常要すると認められる費用)

(2) 他の都道府県の応援に要する費用の支弁（法 165）

県は、他の都道府県の応援を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁する。この場合において、県が当該費用を支弁するいとまがないときは、応援を求めた都道府県に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(3) 市町の措置を代行した場合の費用の支弁（法 166）

県は、武力攻撃災害により事務を行うことができなくなった市町が実施すべき国民保護措置を代行したときは、当該費用を支弁する。

(4) 市町が救援の事務を行う場合の費用の支弁（法 167）

県は、市町（神戸市を除く）が行う救援に関する事務に要した費用を支弁する。この場合において、県の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととしたとき、又は県が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該市町に対し、当該費

用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

(5) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償（法 159 I ・ 令 40）

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償（法 159 II ・ 令 41 ・ 42）

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める手続等に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償（法 160 ・ 令 43 ・ 44）

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法 161 II ・ 令 45 ・ 46）

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町又は指定公共機関等に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町又は指定公共機関等が損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める対象及び手続等に従い、損失の補てんを行う。

4 県民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 県民の権利利益の迅速な救済

- ① 県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の県民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、県対策本部事務局に県民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。
- ② 県における救済に係る手続は、その原因となった国民保護措置を実施した課室において処理するものとし、災害対策課は、その取りまとめを行う。また、不服申立て又は訴訟が提起された場合は、法務文書課が補佐する。
- ③ 県は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得るなどにより、県民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【県民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)
損害補償 (法第160条)	県民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(2) 県民の権利利益に関する文書の保存

- ① 県は、県民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、公文書管理規則の定めるところにより、適切に保存する。
- ② 県は、これらの手続に関する文書の保存に当たっては、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐため、安全な場所への確実な保管等について配慮する。
- ③ 県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

5 市町における費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

(3) 権利利益の救済のための体制整備

市町は、住民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

第5編 緊急対応事態への対応

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態（法182）

県国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、県は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達（法183）

緊急処理事態においては、国対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急処理事態における警報については、当該地域に関係する市町長、県の執行機関、指定地方公共機関、県の関係地方機関その他の関係機関に対し、通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

【本計画における主な用語の読み替え】

武力攻撃事態等	緊急処理事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部（長）	緊急処理事態対策本部（長）
武力攻撃	緊急処理事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急処理事態における災害

付 録

兵庫県国民保護対策本部及び兵庫県緊急対処事態対策本部条例

平成 17 年 3 月 10 日

条 例 第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項の規定により設置する兵庫県国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び法第 183 条において準用する法第 27 条第 1 項の規定により設置する兵庫県緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受けて、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 本部長、副本部長及び本部員のほか、国民保護対策本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

3 本部長は、法第 28 条第 7 項の規定に基づき、防衛庁長官がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第 6 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、国民保護対策本部に関して必要な事項は、本部長が定める。

(緊急対処事態対策本部についての準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

兵庫県国民保護協議会条例

平成 17 年 3 月 10 日

条 例 第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 38 条第 8 項の規定に基づき、兵庫県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 委員の定数は、75 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、その任を解くものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事 75 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 23 号を次のように改める。

(23) 国民保護協議会

別表第 1 石油コンビナート等防災本部の項の次に次のように加える。

国 民 保 護 協 議 会	委 員	日 額	12,500 円
	専 門 委 員	日 額	12,500 円
	幹 事	日 額	8,100 円

別表第 2 石油コンビナート等防災本部の本部員、専門委員及び幹事の項の次に次のように加える。

国民保護協議会の委員、専門委員及び幹事	職員旅費条例中 8 級の職務にある者相当額
---------------------	-----------------------

兵庫県国民保護協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県国民保護協議会条例（平成17年兵庫県条例第7号）第7条の規定に基づき、兵庫県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議の招集は、その期日の7日前までに、委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

(会議の公開)

第3条 協議会の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、協議会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第4条 会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、原則として公開する。なお、公開にあつては、個人情報の保護に留意するとともに前条第1項但し書きに該当する事項は除く。

(代理)

第5条 委員が、事故その他やむを得ない理由により協議会または部会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(幹事会)

第6条 協議会の幹事をもって、幹事会を組織する。

2 幹事会は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐し事務を推進する。

3 幹事会は、会長が招集する。

4 幹事が、事故その他やむを得ない理由により幹事会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(企画部会)

第7条 協議会に、国民の保護に関する計画の作成又は変更に係る企画及び立案等を行うため、企画部会（以下「部会」という。）を置く。

(部会における準用)

第8条 第2条から第5条までの規定は、部会の運営について準用する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成17年5月23日から施行する。

兵庫県国民保護計画

平成18年3月作成

平成22年7月変更

平成27年3月変更

平成28年8月変更

平成30年12月変更

令和8年9月変更

兵庫県危機管理部災害対策課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話：（078）362-9306

FAX：（078）362-9911
